

平成13年12月定例会

南伊豆町議会会議録

平成13年 12月18日 開会

平成13年 12月19日 閉会

南伊豆町議会

平成13年12月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1日(12月18日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会宣告	3
議事日程説明	3
開議宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長行政報告	3
一般質問	8
石井福光君	8
横嶋隆二君	22
鈴木史鶴哉君	38
鈴木久香君	47
梅本和熙君	51
渡辺嘉郎君	69
大野良司君	72
谷川次重君	78
散会宣告	84
署名議員	85

第2日(12月19日)

議事日程	87
本日の会議に付した事件	87

出席議員	88
欠席議員	88
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	88
職務のため出席した者の職氏名	88
開議宣告	89
会議録署名議員の指名	89
議第60号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	89
議第61号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	91
議第62号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	93
議第63号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	95
議第64号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	96
発議第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	97
議第65号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	99
議第66号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	100
議第67号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	116
議第68号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	118
議第69号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	120
議第70号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	122
議第71号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	124
日程追加	126
発議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	126
閉議及び閉会宣告	127
署名議員	129

平成13年12月定例町議会

(第1日 12月18日)

平成13年12月南伊豆町議会定例会

議事日程（第1日）

平成13年12月18日（火曜日）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長行政報告

日程第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	外岡捷美君	企画調整課長	谷正君

住民課長	渡	辺	正	君	税務課長	碓	井	大	昭	君
健康課長	土	屋	忠	儀	農林水産 課長	内	山	力	男	君
建設課長	小	島	徳	三	商工観光 課長	飯	泉		誠	君
清掃課長	佐	藤		博	水道課長	鈴	木		勇	君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	楠		千	代	会 計 課 長	池	野		徹	君
福祉課長	土	屋		敬	下 水 道 課 長	勝	田		悟	君
行 財 政 主 幹	外	岡	茂	徳						

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡 辺 修 治 主 幹 松 本 恒 明

◎開会宣告

○議長（簾田国広君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより平成13年南伊豆町議会12月定例会を開催いたします。

（午前 9時30分）

◎議事日程説明

○議長（簾田国広君） 議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（簾田国広君） これより本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（簾田国広君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

3番議員 鈴木 史鶴哉 君

4番議員 梅本 和熙 君

◎会期の決定

○議長（簾田国広君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり、本日から12月19日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は12月18日より12月19日までの2日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（簾田国広君） 町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。

平成13年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、次の4項目について行政報告を申し上げます。

南伊豆町民号塩尻市訪問と今後の観光宣伝について。

姉妹都市締結から23年、町民号を初め各団体は相互に訪問を実施しているところではありますが、町民号として前回の実施から3年を経過し、今回10月25日、26日、私を団長に総勢41名で塩尻市を親善訪問してまいりました。深まる秋の気配を肌を感じ、塩尻市のご配慮により、チロルの森、地球の宝石箱、ワイン工場での新酒の試飲、リンゴ狩り等の案内や市長との懇談では歓待を受けてまいりました。こうした機会をとらえ、町民の皆様にも1人でも多く参加していただき、塩尻市との交流を深めていただきたいと思います。また、平成15年は姉妹都市締結から25周年になりますので、これを記念し相互でのイベントを企画し、両市町の交流を図っていききたいと思います。

次に、石廊崎灯台の参観に向けての第1歩として、10月27日土曜日、下田海上保安部灯台課が点灯から130年を記念して実施した灯台記念日の事業に協賛し、デジタルカメラで先着130組の参観者に記念写真を撮影し、町からのメッセージを付して絵はがきとしてお送りいたしました。また、当日のおもてなしとして、温州ミカンの無料配付や春のイベント及び観光施設のパンフレット等も配布し、訪れた観光客に喜んでいただきました。このように一つ一つ実績をつくる中、社団法人燈光会に参観灯台の実施に向けて働きかけたいと考えております。

次に、第4回「みなみの桜と菜の花まつり」の宣伝方法について申し上げます。

町観光協会を初め関係者の方々は、従来に増し宣伝を実施しているところではありますが、町としましては、昨年度は東京、神奈川、埼玉方面に在住の町出身者1,800人に「広報みなみず」と合わせて観光チラシを同封し、友人、知人に宣伝していただきました。

本年度は、町内各世帯に年賀はがきに「みなみの桜と菜の花まつり」の写真を印刷し、宣伝のお手伝いをお願いしていただくべく、12月7日の区長会にお願いし、各世帯に配布いたしました。本年度は2月5日にオープンし3月10日まで開催しますが、昨年に引き続き「菜の花畑結婚式」を初め各種イベントを用意しておりますので、昨年度の17万人を上回る花見客を期待しているところでもあります。

また、第2回「南伊豆町菜の花ツデーマーチ」も、昨年同様3月16、17日に開催しますので、町内外から多数の愛好者に参加していただくPRを4市町村で行っていますが、町民

の皆様にもぜひ参加していただきますようお願いいたします。

公開セミナー「薬用植物の宝庫伊豆 I N南伊豆」と薬用試験場の閉場について。

平成13年11月10日、11日と2日間にわたり開催された公開セミナー「薬用植物の宝庫伊豆 I N南伊豆」についてご報告申し上げます。

伊豆半島の植物については、昭和天皇が「伊豆須崎の植物」の序文にも書かれているように、その多様な地形、地質、沖を流れる暖流の影響を受け、豊富な植物群落の存在や古くは江戸時代から幾多の薬草が盛んに採捕された記録があります。

厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所附属伊豆薬用植物栽培試験場は昭和23年に南伊豆町に開設され、以来50有余年、熱帯・亜熱帯性薬用植物の収集、保存、育成などの研究業務を遂行し、この分野における先駆的な役割を担ってまいりました。その間、幾たびの青野川のはんらんによる水害などの災害に遭遇しましたが、関係各位の復旧のご苦勞、ご努力により今日に至ってまいりました。

この公開セミナーの開催に当たりましては、国の行財政改革で全国5カ所にある試験場の統廃合の一環として、本試験場の閉場が平成14年3月末をもって決定されたのが契機となりました。参加者は、国内は北は北海道から南は種子島から参加され、また外国からは遠くネパールや台湾からの参加を見ました。

初日の11月10日は、中央公民館において、約300名の参加者のもと、筑波薬用植物栽培試験場の関田節子先生の「薬用植物の使い方－薬用植物と健康」を皮切りに、昭和天皇にご進講されたこともある高知県立牧野植物園の小山鐵夫先生の「黒船が採集した日本の植物」、日本薬剤師研修センターの佐竹元吉先生の「伊豆の薬用植物」、大阪薬科大学の馬場きみ江先生の「伊豆諸島の薬用植物－アシタバ」を中心に、最後に岐阜薬科大学の酒井英二先生の「薬用植物を用いた地域活性化」などのテーマで講演会を行い、翌11日は走雲峡に会場を移し、200名強の参加者で現地観察会を開催いたしました。

2日間の講演会、現地観察会に延べ500人強の参加者が参集し、講師の先生方の講話、参加者の関心の深さを目にいたしましたとき、まちづくりや地域おこしのヒントが与えられたような気がいたします。

次に、薬用試験場の閉場につきまして、経過と今後の取り組みについて申し上げます。

平成13年9月13日に厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所総務部長が薬用試験場の場長とともに来庁し、本試験場については以前から廃止の風評がありましたが、今回正式に廃止の方向であるとの話があり、今後は国の14年度予算編成において、厚生労働省として廃止の費用

の予算要求を行い、3月の国の予算成立後、廃止の決定となる。また、3月末で組織変更を行うとのことでありました。また、薬用試験場内にある移転可能な植物などは14年4月から三、四ヶ月かけて種子島及び筑波試験場へ順次移転するとのことでもあります。

その後の処分権限は、財務省東海財務局沼津出張所に権限移行があり、廃止後の跡地利用については、公用・公共利用が優先するとのことでもあります。南伊豆町としましては、開設以来50有余年の研究施設であるので、今後この施設の研究成果などの財産を活用し、まちづくりや地域おこしに利用を考えている旨を伝えました。

このような国立薬品食品衛生研究所の総務部長の懇談内容をもとに、平成13年9月27日、本町の企画調整課長、担当者とともに東海財務局沼津出張所に出向き、所長以下4名同席のもと、国立薬品食品衛生研究所の総務部長の話を折り込みながら、南伊豆町の意向を伝えました。

東海財務局沼津出張所の考え方は、

1、現在の景気動向の中、引き受け手が公共団体である南伊豆町であるので前向きに検討する。

2、払い下げの条件などは跡地利用が公用・公共利用であれば、優先的に払い下げが可能である。その際は、跡地利用などの計画書を作成し、財務省（東海財務局）と連絡をとりながら進めていくのが望ましい。

3、払い下げの時期については、平成14年3月に薬用試験場閉鎖、14年7月ごろまで場内整理がかかるとのことなので、南伊豆町が14年度事業とするならば、14年4月から各申請作業を開始し、15年度事業であれば8月以降で対応する。

4、払い下げ価格については、財務省、南伊豆町双方が不動産鑑定士を入れた適正な価格になる。

以上のような国立薬品食品衛生研究所、東海財務局沼津出張所との打ち合わせを踏まえ、14年度におきましては、静岡県の補助事業により跡地利用の計画書を作成したいと考えております。その計画書の作成であります。本町議会はもとより、広く住民、関係者からの意見、考えを取りまとめたものにしたいと考えております。

また、先日は、県庁において、石川嘉延静岡県知事に面会し、公開セミナーの開催の報告や薬用試験場の中間報告を行い、今後の南伊豆町の取り組みにつきましてもご協力、ご指導をお願いしてまいりました。

南伊豆町の公式ホームページの開設について。

我が国も待ったなしの I T 時代を迎え、南伊豆町でも町民が情報通信技術に関心を持ち対応できるようにと、平成13年度国の補助のもと、平成13年7月17日の役場を会場とする講座を皮切りにパソコンの基本操作、インターネット、電子メール、文書の作成などのテーマで、1講座12時間、20名、22講座 440名の I T 講習会を開催し、8月31日に終了いたしました。

受講者内訳につきましては、応募者数 415名、受講者数 404名でありました。男女の内訳は応募者合計で 415名のうち男性が 135名、32%、女性 280名、68%であり、女性の関心が高かったのが伺われます。また、最高齢者は男性89歳、女性76歳でありました。今後もこのような機会をとらえ、町民の I T に関する基礎技術等の習得に配慮したいと思います。

さて、南伊豆町の公式ホームページの開設についてであります。平成13年5月から職員が資料の収集、検討作業を開始し、その後順調に作業が進捗しており、当初の計画より若干完成が早まり、平成14年2月には開設、運用できる見通しとなりました。

これにつきましては、各種情報のホームページ上での公開、町の観光ガイド、イベント情報、文化・歴史、広報みなみいず、議会だよりなどを初め、可能な限り南伊豆町の案内情報を掲載し、本町を外部に向けて紹介、発信する重要な情報ルーツとして位置づけたいと考えております。

なお、総合的な運用・管理につきましては、企画調整課が担当し、各課所管の情報などの運用、更新はそれぞれ課の職員が更新できるようなシステムにしてあります。

主要建設事業等の発注状況について。

平成13年度第3四半期（10月～12月）における主要建設事業等の発注状況は次のとおりであります。

下賀茂地区観光トイレ整備事業（建築） 1,869万円、朝倉建設株式会社。下賀茂地区観光トイレ整備事業（機械） 1,974万円、有限会社志村パイピング。林道台帳（鈴野線）作成業務委託 367万 5,000円、株式会社植松工務店。町営分収林保育（クヌギ、コナラ）業務委託 304万 2,000円、伊豆森林組合。県単独農業農村整備事業中井出堰改良工事 287万 7,000円、旭産業株式会社。町営差田グラウンド夜間照明改修工事 804万 3,000円、山本電気。町道湊区内1号線道路維持工事 338万 1,000円、株式会社保坂建設。町道石廊崎区内8号線道路維持工事 233万 1,000円、有限会社伊豆総合。町道青市区内1号線道路改良工事 892万 5,000円、旭産業株式会社。町道万耕地線道路改良工事 1,866万 9,000円、伸和建设。地方特定町道蒲谷口植松A線災害防除工事 2,943万 1,500円、旭産業株式会社。十八通橋橋梁塗替工事 267万 7,500円、不二山塗装。宮之前橋架替工事 372万 7,500円、池野ブルドーザー株式会

社。準用河川南野川河川改修工事 1,459万 5,000円、池野ブルドーザー株式会社。南伊豆町公共下水道事業湊処理分区分管渠築造工事（第8工区）2,556万 7,500円、栄建設株式会社。町単独下水道事業湊処理分区分管渠調査業務委託 231万円、クリーンサービス株式会社。石綿セメント管更新事業加納地区配水管布設替（第1工区）工事 3,385万 2,000円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。石綿セメント管更新事業加納地区配水管布設替（第2工区）工事 1,606万 5,000円、株式会社イナセツ南伊豆支店。石綿セメント管更新事業加納地区配水管布設替（第3工区）工事 2,205万円、飯泉設備工業。石綿セメント管更新事業加納地区配水管布設替（第4工区）工事 1,522万 5,000円、有限会社志村パイピング。下水道工事に伴う湊地区配水管布設替（第2工区）工事 472万 5,000円、有限会社藤原設備。下水道工事に伴う湊地区配水管布設替（第3・4工区）工事 2,037万円、株式会社塩崎工業。簡易水道等施設整備事業下流地区配水管・導水管布設替工事（その2）441万 5,000円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。第5次拡張事業石井浄水場拡張第5期工事1億 4,280万円、株式会社荏原製作所品川事務所エンジニアリング事業本部。

以上で平成13年12月定例町議会の行政報告を終わります。

○議長（簾田国広君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（簾田国広君） これより一般質問を行います。

◇石井福光君

○議長（簾田国広君） 9番議員、石井福光君の質問を許可いたします。

〔9番 石井福光君登壇〕

○9番（石井福光君） 通告により質問いたします。

町村合併に対する町長の認識と町民に対するその説明の時期については、関連がありますので一括質問いたします。

市町村合併に対する質問は、当議会において過去4回質問されております。また、12月定例議会の賀茂郡1市6市町村でもこの合併問題についての質問が出ております。それほどこの問題は避けて通れない道かと思えます。

21世紀を迎え、地方分権は実行の段階に入り、これからは地方の時代として市町村が中心となって我が国の財政を担うべき時代であり、そのためには基礎的自治体である市町村の行

財政基盤の強化と効率化が不可欠であり、市町村合併によってその規模、能力を強化していくことが課題となっているが、町村合併は住民がみずから地域の将来を考え、自分の子や孫のために何をすべきかという視点で考える機会でもあります。住民のための住民による合併こそが今回の平成の合併の理念であり、目的であり、合併は国のために行うべきものでなく、また国が無理やりにさせるものでもありません。住民の利益、納税者の利益のために行うものであると定義されております。

我々も昨年、賀茂郡下有志による町村合併を勉強する会を設立し、61名で検討、勉強会を行ってきました。その合併論について少々述べさせていただきます。

2001年5月、市町村合併のあり方に関する意見として、市町村合併の理念と目的の明確化、自主的合併のための行財政措置、都道府県の役割、合併困難な市町村、市町村合併以外の広域行政、数値目標の設定、住民投票の制度化、主要財源、町村の課題について等の意見が出されております。

地方行政を住民の意思によらしめ、住民またはその代表者の手によって自主的に処理されることが住民自治であり、その意思形成は十分な検討期間が必要となる。市町村合併を考えると、この原則を忘れてはならず、決して合併を急いではならないことは先ほども申したとおりでございます。

しかし、町村合併特例法が平成17年3月と時限的な問題があり、合併に対するいろいろあめとむちとして、国の主要財政措置がとられております。その主なものは1番に合併に対する特別交付税の措置、これは日にちでございますが、平成17年3月までに市町村合併を行った団体について、合併年度またはその翌年から3カ年にわたり特別交付税措置、これは10万人相当の、10万人と10万人が合併したときには12億円程度、5万人と5万人の合併については9億円、1万人と1万人の合併について約6億円。次に、普通交付税額の算定の特例として合併算定がえがあります。それは合併後10カ年は合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障し、さらにその後5カ年は激変緩和措置をとる。3番目、合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置であります。

合併後10カ年は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に特例地方債、これは合併特例債として95%を充当し、元利償還金の70%を普通交付税措置をすると。要するにこれはあめの分でございます、またその反面むちの面につきましては、交付税は当然減額されるだろうというのがこれはむちの部分でございます。財政上の優遇を中心としたこの特例措置による促進策は、合併特例法の平成16年末までの施行期が終了によってはなくなるというの

が言われております。

また、合併の是非をめぐる判断基準、今までの議論の中ですが、新市町村建設計画、新市まちづくり政策を判断材料とする。また、合併効果案としてのメリット、デメリットの点については、メリットの点については、1、広域的観点からのまちづくりの展開や施策の広域的調整が可能になる。2番目、住民のサービスの拡大や公共施設を広域的利用等による住民の利便性の向上。3番目、行財政運営の効率化の基盤強化というのが挙げられております。

また、デメリットとして、合併すると行政区域が広くなり、行政サービスが低下したり、住民の意思が行政に反映されにくくなる。合併市町村内の中心部と周辺部で地域格差が生じる。地域の伝統や文化が失われるおそれがある。財政力などに差がある市町村の合併による合併効果の不公平が生じるおそれがあるというのがデメリット分として言われております。

が、一般論でなく、各地域の実情に即した個別行政において、課題ごとの検討が不可欠になると思います。我々も有志による合併勉強会の中で過去10カ月ぐらいやっているわけですが、その間、専門家の講演や各市町村の財政力、各市町村が持っている問題について勉強してきたわけですが、市町村合併において、やはり最も重要な役割を果たすのは議決権を有する議会とともに、地域住民に対し最も大きな責任は市町村長であり、そのリーダーシップが必要であることは言うまでもありません。市町村長、議会、議員には合併協議において三位一体であるとともに、自主・民主公開の原則のもとで各地から総合的に検討されなければなりません。

町長は、9月定例議会の同僚議員の合併に対する認識の中の質問で、市町村合併は避けて通れないものであるとの見解を示し、本町の合併に関しては今後の賀茂地区合併問題調査検討会、これは助役で構成するものでございますが、その調査等の推移を見守り、賀茂郡町村会で検討を重ね、国・県等の動向を勘案しながら対応していきたいと、実に消極的な言葉で回答しておりますが、町長が今後積極的に賀茂郡1市6町の先頭のリーダーとしてとるぐらいの決意が必要だと思っておりますが、町長の決意と認識について、また町民に対する説明の時期について伺いたいと思います。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

町村合併に対する町長の考えと進め方ということでございますけれども、本町の合併の経緯につきましては、明治22年の大合併、また昭和30年の合併の大合併を経て現在の南伊豆町

が形成されているわけでありませう。

本町の町村合併の取り組みにつきましては、平成13年9月定例議会における漆田議員の質問にもお答えしておりますけれども、本年5月の賀茂郡町村会定例会におきまして賀茂地区助役会で合併問題を検討することで合意し、7月の助役会議で下田市を含め町村合併問題調査検討会設置を決定し、7月の町村会定例会においてその設置を承認し、8月の市町村助役会において名称を賀茂地区合併問題調査検討会とし、賀茂郡町村会内に事務局を置き、調査検討会の設置要綱、調査検討事項、決定及び各市町村合併担当課長で構成する作業部会を設置いたしました。

現在はその作業部会において、賀茂地区の現況の把握、基本的資料の収集を行っております。今後はその資料の検討、行政水準、行政サービスの比較等の現況調査、賀茂地区の将来像、発展の方向性を把握、先進地事例調査を含めた合併のメリット、デメリットの検討などを行い、報告書を作成する方向であります。この報告書の作成は平成14年8月31日となっております。

本町を含めた賀茂地区の合併に関しましては、将来避けては通れない大きな問題として認識しておりますが、賀茂地区合併問題調査検討会の調査検討の推移を見守り、報告書をもとに、賀茂郡町村会において議論、討論を重ねながら、国や県の合併に関する動向を勘案しつつ進めていく考えであります。

また、説明の方法と時期でありますけれども、南伊豆町民への町村合併の説明などがありますが、本町内や賀茂地区他市町村の合併機運の高まりや賀茂郡町村会での議論、検討を見据えて、地区懇談会、シンポジウム開催や各種団体の会合など幾多の方法が考えられますので、賀茂地区の他市町村と足並みをそろえて検討をしていくつもりであります。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） ただいまの答弁は9月の同僚議員の説明の中で言われたような設置等については来年の8月31日に報告書が出されるということですが、この答弁聞いていると、周りを見て進めるということではこれいつの、私はもうこれは当然17年の3月31日までにはできないことはもう目に見えておるわけですが。

だから、私は町長にはほかはどうでも結構だから、ほかはほかの動向についても、これは状況的なことは私もわかっております。だから、町長がやはり賀茂郡においては一番精鋭な町長でございます。若くて精鋭でございますので先頭立って、やはりほかがどうの、ほかの動向見てどうのこうのじゃなくて自分たちで積極的に進んでいくという、南伊豆町だけでも進

んでいくというような方向をもっていかなければならないと思って希望しているわけでございます。積極的にまた町自体で、周りのあれはどうしても結構ですから町自体のものでやっていってほしいと思います。

それと、町民に対する説明について、これは大変難しい問題なわけでございます。これはやはり町長初め我々議会に、議員に対しても、議員が相当勉強して説明しておかなければ、要するに住民はこの合併ということに対して本当にわからないわけです。説明がないから、説明がなければわからないわけですね。今現在、要するに国が町村合併を進めろ、自治体を3,000を1,000にしろと。これはいろいろ何かあるでしょうけれども、コップでいえば上の方を熱しているだけ下の方は水だと。町民は水で、上の方だけ、国の方だけが熱くなっているというのが現状であるので、要するに南伊豆町として今後この議会において合併の検討の特別委員会をまずひとつつくとか、まず第1点として私の個人的私見ですが、委員会をつくと。また、今までの有志による合併の勉強会を継続するとか。もう1つは法的に認められた合併協議会の設置というものも必要じゃないかなとも思われます。

合併特例法第3条で合併協議会は会長、委員で構成され、それぞれの合併関係市町村の議員、町その他の職員、学識経験者が選ばれることになったわけですね、法定協議会というのは。この法定準備できれば、当然議会の議決が必要となるわけでございますが、これについては要するに500万円の補助がなされるわけでございます。これはご承知だと思いますが。しかし、またその法定協議会を設置しなくても、地方自治法の第7条の規定により合併は行うことはできるわけですが、ただ500万円の補助はもらえないということになっておりますので、まずその特別委員会を設置するか合併協議会を設置して、いつときでも早く町民にこの説明をすることが重要だと思いますが、町長の考えをお伺いいたしたいと思います。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 私の方としましては、今のところ平成14年8月31日に賀茂地区合併問題調査検討会の報告があるということでございますもので、それを基準に考えていってもいいんじゃないかなと。ということは、今、首長の考え、任期というのがありますけれども、河津町が平成14年4月25日、そして東伊豆が平成14年5月26日、賀茂村が平成14年7月30日と、各首長がある面では自分の身ということがあるわけです。そういうことを踏まえた中で、ただ私だけがそれで突っ走っていいものかどうか、私はそのようなやはり疑問を感じるわけです。そういうことを踏まえた中で、14年8月31日に助役会、また企画課長を中心に勉強会があるわけですから、それを踏まえてやっても私は遅くないと考えております。

そして、私は今、地区懇談会を開いておりますけれども、概要として、私がやる、やらないじゃなくて、今大きな流れがあるということ、地区懇談会25カ所やっておりますけれども、その中には行政の経過報告として大きな流れがあるんだよということだけは伝えております。そして、3つぐらい事例を出しながら、こういう時節に来ているから皆様方も十分考えてほしいということだけは伝えております。

以上です。

そして、今の勉強会については、まだ8月以降でいいんじゃないかと考えております。

○議長（簾田国広君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 町長はなかなか謙遜しているんですが、やはりリーダーシップをとっていただきたい。ほかの市町村がもたもたしているんで、ここでやはり町長が引っ張っていかないとなかなかこれはお互い、要するに今、上は油で下は水みたいな状態になっていることが現状なので、そこを引っ張っていって行くような気持ちを持っていただきたいということを私ども述べております。

それと、最後にこの住民との説明会の実施についてですが、ある書物の中から私は引用したんですが、「合併に対する住民の不安や懸念は理屈や数字だけでは解消できるものでなく心情的なものが大きいこと。合併とは抽象的な議論になりやすく、無関心層が多勢を占める場合が多いことから、現実的な合併後の将来像を提示することにより、できるだけわかりやすく身近な事例をもとに繰り返し繰り返し説明を行うことが必要である」ということが書かれておりますので、その辺を十分認識の上で今後進めていっていただきたいと思います。

ちょっとのどがかれて、よく聞こえなくて申しわけないですが、ちょっと体調を崩しているもので。

以上、町村合併については質問を終わります。

次に、青野最終処分場のその後の経過と新処分場の件については、6月定例議会で私は質問をしてありますので、内容については重複するので省略しますが、その後の経過を説明いただきたいと思います。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 青野最終処分場のその後の経過について報告させていただきます。

このことにつき、6月定例議会におきまして、石井議員より青野地区における今後の対応についての同様の質問をいただいております。私は、町の事情を理解していただくべく、協力を願うべく今後青野地区と交渉を進め、今まで以上の努力をする所存ですということで6

月定例会は述べております。

その後、新処分場建設につき鋭意検討を進めてまいりました結果、国・県で研究を進めております焼却灰の資源化を踏まえ、地域住民へのコンセンサスが得やすい工法を採用する方向で、現清掃センター隣接地を候補地とし、地権者の承諾、地元湊地区の同意及び清掃対策審議会のご理解をいただきましたので、事業完了予定を平成16年と定め、その間の使用期間延長について青野区のご理解とご協力をいただくよう誠意を込めてお願いに出向く所存であります。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） 確かに今の答弁のとおり、ここにも書いてあるとおり、町の事情を理解していただき協力をいただくと。青野区とも交渉を進めていきたいというのは今町長が言ったとおり、その後につきましては今まで以上の努力をしていく所存であります。議会の皆さんもぜひ協力のほどをお願いしたい。ともかく誠意をもって今の事情を考えながら前向きに考えていきたいと答弁したのは今のとおりでございます。ここにちゃんと議事録載っております。

じゃ、その後、要するに6月から12月まで、この新処分場については今初めて聞いたわけですが、その処分場がたとえできたとしても、契約が来年の14年の12月31日で契約切れるわけですね。果たしてその新処分場が1年でできるものであれば、その青野区に対する交渉は要らないというのはあれなんです、万が一延びた場合に、来年いっぱい新処分場ができなかった場合に、当然焼却灰をどこかへ捨てなきゃならないわけですね。それを青野区へと、こういう新処分場ができるんだから、できるんだけどもまだ完成1年ぐらい延びそうだからということで、契約の延長をお願いしていくために私は行かなければならないと思うんです。1年で終わればいいですよ。そのために行った方がいいんじゃないかと、我々議員も頭下げて行きますということを私6月の議会で質問してあるわけですよ。

要するに、現に1回も行っていないわけですね、この半年、6月から12月の間に。青野区に対する誠意は1回も見せていないということですね。それと、その件についてお答え願います。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 正式に頭を下げるに行くということはしておりませんが、青野地区において地区懇談会を開催して、当然その経過報告しております。

それで、私、十分とは言いませんけれども、地区懇談会をやるについて、その14年12月に

期限が切れるよということはもう地区懇談会が出るんじゃないかなと。暗に出ました。

そういうことを踏まえた中で、私はそのときに予定地が大体決まりつつありましたもので、もう信用してくださいということで区長さんを初めお願いしてあります。正式には行きませんけれども、地区懇談会をその間に開いております。

以上です。

○議長（簾田国広君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 地区懇談会は開いても、来る人が果たして出席者何名いたかわからないんですが、やあやあ、僕の心配するのは、新処分場が今できたときに、くどいようですけども延びたとき困ると。だから、誠意を持って行かないと延びたときどうするかと。

いや、そんな灰をよそへ持っていくんじゃ金もかかるということで、これは6月にも言ったんですが、だからそういう誠意を見せていかないと、誠意が必要だということなんですよ。いいです、それはいいです。だから、今行っていないということ、地区懇談会で発表したということとこれを新しく建てるということは全然違うわけですよ。それはいい、わかりました。

それと、今、新処分場が今の現在の下にできるという時期はいつ地権者と、地権者とですね、そうすると今の説明の中で地元区民の同意を得たという答弁だったんですが、果たして地元区民に了解を得たのはいつですか。何月何日に区民に説明しましたか。

私の聞くところは、区民に説明は、区民は説明を聞いていないということで10何名から僕のところへと電話が来ているんですが、今の答弁の地元区民の同意を得たと。それで審議会へかけたということなんだけれども、それいつやりましたか、区民に対する説明を。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 今の質問ですけども、区民の承諾ということは言っておりません。

○9番（石井福光君） 区民の同意でしょう。

○町長（岩田 篤君） いやいや。

○9番（石井福光君） 地元区民の同意を得たと言ったでしょう、今。

○町長（岩田 篤君） 地元湊区の同意です。区の同意ですよ。

○9番（石井福光君） 湊区ですか。

○町長（岩田 篤君） 地権者の承諾、そして地元湊区の同意ということです。

○9番（石井福光君） 区の同意ですね。

○町長（岩田 篤君） そういうことでございます。

○9番（石井福光君）　じゃ、役員で。

○議長（簾田国広君）　石井福光君。

○9番（石井福光君）　じゃ、要するに今の僕の聞き違いで、地元区の了承ということは役員ですね。当然、区の役員ですね。

それで、区民の同意を得たからということで、この12月3日の審議会において発表したわけですね。私はそのことを今初めて聞いたけれども、12月3日以後にその新処分場の場所については聞いたんですが、じゃ、12月3日の処分場についてあそこやりますというのを発表したということは、要するに地権者と地元区の役員については了承したかもしれないけれども、やはり今、要するに区民に、僕の今必要なのは役員だけが了承したからといっても今の時代に区民にも、ある程度それは出したことについて賛成者、反対者はかなりいるでしょう。いても、区民に対する説明は住民もこれは必要だと思うんですよ。

というのが、僕もくどく2年前に言ったと思うんですが、加納地区においてなぜああいう結果になったかということは、隣接する二条区民についての役員については了承を得たけれども、それと上の区の役員については、じゃ、あそこをつくりますと、つくりたいということでは、前町長があれしたときに区民に話がなかったから、あれはばつになった、要するにだめになったんですね。それは十二分に私は2年前に説明してあるわけなんですよ。その二の舞を繰り返さないように、今後新処分場についてははっきりそういうものをコンセンサスを得てちゃんとしたものでやりなさい、やった方がいいですよということを私はアドバイスではないんですが、そう言った覚えがありますね。それは記憶にあるわけですね。

そうすると、今、私のところへ来ている10何名から物すごく電話がある。何であなたたちは知らないのか、こういうわけで君たちは本当かという電話の抗議の、抗議というのかそういう電話があるんですよ、12月3日以外に。12月3日の審議会に発表したということはもうそれは区民にもざっと知れるわけですよ。なぜ、本来でしたら、その12月3日前に区民に対して、もちろん地区の役員はともかくとして、もちろんそれは必要でしょうが、区民に説明なぜしなかった。もうそれから2週間もたって、まだ現在区民に対して説明ないわけですよ。それは今の加納地区の二の舞になる可能性があるんじゃないかということを僕は心配しているわけですよ。

僕はあそこをつくることを反対しているわけじゃないわけですよ。当然、我々が出すごみをどこかで処分しなければならないということから当然のことなんです。反対するんじゃないけれども、そういう説明していかないと、できるものもできなくなる可能性もあるん

じゃないかという、それが民主主義の世の中じゃないかと思うんです、説明することによってやるのが。そうでしょう。それと、それはその件は結構です。

それで、新処分場について町長は審議会に発表したんですが、あそこの方が果たして適当なのか適当でないのか。町長は以前南伊豆は観光立町だ、観光立町だってあらゆるところで言っているんですが、あそこは南伊豆町の玄関口ですよ。しかも、小学校、中学もあって、あそこへ最終処分場のあれを持っていくこと自体が、それは過去を見ればいろいろあったし、過去あそこの焼却場持ってくる時だって過去いろいろ問題があったのは、現収入役は関係よく知っているわけですよ。問題があったんです、あそこつくるときに。

あるところでもやったところが猛反対くらって、最終的に今の湊地区へ持っていったわけです。それをなぜ竹麻地区だけが、しかも観光立町である、小学校、中学もある、ああいう観光立町の玄関先ですよ。あそこへつくること自体、僕は、それが最適だと思えばそれはまた見解の相違ですからいいんですが、私は最適地だとは思っておりません。

しかし、町長は6月の答弁のときに、菊池町長の時代、平成5年、清掃課長であった現収入役、あなたですよ。あなたがコンサルタントに委託して、町内12カ所を選定してあるわけですよ。ここにちゃんと議事録にあるわけですから。それをほかの、じゃ、例えばその12カ所の1カ所が加納地区であったかもしれないんだけど、あとの11カ所について町長が汗をかいてその11カ所に対して当たったのか当たっていないのか。ただ当たっていないであそこへ持ってきたということになると、問題があると思うんですよ。当たった結果がどうしてもなかったということであれば私も納得しますよ。それについていかがですか。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 12カ所の予定地の書類はいただいて一応現地を車で見て回っております。ただ、その程度でございます。ですから、中へ入ったとか入らないとかそういうことはありませんけれども、現地はこの辺にあるなということの確認はしております。

そして、今、石井議員が言っているように、今回クローズド式ということで焼却灰が前と、要するに変わろうということでやっているわけです。ということは、先ほど述べましたけれども焼却灰の資源化ということで、今までは最終処分場、じゃ、ごみ捨てということに、そういうイメージあったわけですが、今回の焼却施設についてもダイオキシン対策で約8億、9億円の予算をかけて、国の、基準をクリアしようと、そういう努力をしているわけです、この来年の12月までに。

そして、それを今の大きな流れの中でエコセメント化という、そういう大きな流れがある

わけです。それが平成19年度に県の方においても、そういう流れにのっとって地区から出るものについては県が指導してセメント化しようという大きな流れがあるわけです。そういうことを踏まえた中でクローズド式と、倉庫としてとらえたらどうかということを私たちは執行部として考えたわけです。

そして、今言った質問の中で、現地は一応谷合いになっておりますし、入り口が狭く奥が広いということで、大体予定図からしますと外部からは今の煙突から、確かに今石井議員が言いましたようにあの煙突は外部から見えます。しかし、この地形は谷合いになっていて、それで入り口が狭く、そして奥が深いという形で、もし、こういうことを言っては勝手と言われるかもしれませんが、要するに谷地は入り口が狭く、そして奥が広いために、できるだけ後ろへとできるじゃないかなと。

そして外部的な、確かに地権者に今当たっていない、周りの所有者に、住民に当たっていないんじゃないかということは清掃課長に答弁させますけれども、一応そういう地形がいいんじゃないかなという。そして、集水区域が狭く、雨水に対する要するに防災装置が安く上がる。そして中間処理施設、直接搬入するために現在の清掃工場と隣であるならば、要するに経済コストが安くなると。そういうことで私たちは判断し、確かに観光立町ということは言っておりますけれども、あの煙突を見たときにあそこはもう清掃工場があるなど、それはある面では認識していると考えております。

そういうことを踏まえた中に、その谷合いの中のできたからといって、そういうことはもう地権者や周りの住民たちには失礼な言葉ですよ。でも、あなたが言うから私ははっきり言わせていただくなれば、やはり煙突のそばに、そしてこれからのエコセメント化、そして倉庫として、そういうイメージをとらえるならば許していただけるんじゃないかなと、そう考えております。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） 考え方を、確かに今までのように、青野のように、あそこの焼いた灰を今まで向こうへ処分しているということは近くだからないかもしれないし、だけれども、しかし私は全般的に考えたときに先ほどの理論を言ったようなわけでございまして、それはいろいろある中でそれを製品化するとか何かするということはようそれは聞いております。

それと、その件について時間が大分来ましたので、次の質問があるので申し上げたいと思うんですが、その地権者に対して了解を得たというのをちょっと先ほど何月ごろかというのを聞いたかったんですが、それとそのときに、そのときにですよ、地元の議員2名に対して

収入役と町長が伺って、またそれは了解と協力をお願いしたと思うんですが、一応私は旧村竹麻地区の選出のはしたない議員であるかもしれないんですが、ほかの3人に話がなかったというのはこれはどういうわけなのか、これを1点お聞きしたいと思う。私も一応、湊だけが地元じゃなくて、私は竹麻全体が地元だと思っておりますが、その点について来なかったのを、2名だけだというのについて説明を伺いたいと思います。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） はっきり言えば石井議員のところへ行かなかったのは事実でございます。それについてはおわびいたします。

○9番（石井福光君） いやいや、あと、私だけじゃないですよ。

あとの2名についても来なかったというのは、これはやはり公平を欠いているんじゃないかと。私が、言えば反対すると。私はやること自体はさっき言ったように賛成なんだから、やはり平等の中で5名については話をするのが筋じゃないかなと思っているんです。町長が謝罪しましたので、その件については了承します。

○議長（簾田国広君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） もう1点、質問させていただきます。

清掃審議会の構成ですが、清掃審議会の構成について伺いますが、平成12年の規則改正の中で、議員3名、学識経験者4名、受益者8名ということ、15名以内で構成されているわけですね。12年の3月31日ですか、規則改正があって、ですね。

それで、15名以内のところは、ことしの12月3日の審議会で16名が出席したということを知っているんで、その名簿も見たわけですが、1名ふえた理由と、それは何か聞くところによると10月28日に公示したというんですが、その点について委員会において委員にもやはり1名ふえた説明もしなかったということですが、それはやはり説明すべきじゃないかと。

それと、もう1点、議員の3名ですが、議員の3名はどう理解しているのかお聞きしたいんですが、議員3名というのはこれはだれを入れてもいいわけですよ、議員3名ということは。だけれども、しかし以前は当然職として3名選出されているわけなんですよね。それがどうも中身を見るとちょっとその辺がおかしいんですが、その点について答弁願いたいと思います。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） その件につきましては、清掃課長の方より答弁させます。

○議長（簾田国広君） 佐藤博清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 初めに議員の関係の減員の関係なんですけれども、これは私が前任者から12月31日に引き継いだとき、委員の選任方法について3月定例議会で質問があり、そのことを踏まえて検討してほしいということで、議会から議長さんと副議長さんの2名が抜けるということを知っていましたので、その中で学識経験者を2名増員させていただきました。それで、その理由としましては、議会の方から、多くの町民の声を聞くために議会の定員を減らした方がいいんじゃないかということで聞いておりましたので、そういうわけで減員させていただきました。

それで、もう1人の、15人を16人に改めた件ですけれども、これは受益者代表8人のうち、旅館組合代表委員、湊共有地管理組合代表委員、南上財産区代表委員の3人がおり、そのため代表区長6人のうち5人しか委員になれませんので、受益者を代表する者を8人から9人に増員する改正をしました。これは代表区長を受益者代表の中に入れたいということで変えさせていただきました。

以上です。

○議長（簾田国広君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） いや、それは大体私わかっているんですよ。

だけれども、それはやはり増員したら一応、10月28日にあそこへ告示したというんであれば見なかった者が悪かったかもしれないんですが、一々あそこ関係ない人は余り見ないもので、それじゃ10月1日から施行されているわけですね。10月28日に告示して10月1日から施行という格好になっているんだけれども、今の清掃課長の説明の中でそれはわかっているんですよ。だけれども、私の言うのは、議員5名はそれは以前のことで、それは私よく議長、15名の中で3分の1議員が入っていたんじゃ、これは審議会の意味をなさないと、議員の発言がみんなそっちへいくんじゃないかということで、それは2人、2名減って現在3名になっているのはわかっているんですよ。

だから、その3名の内容について聞いたわけですよ。もう一回答弁してください。3名をどう理解のもと、解釈のもとに3名を出したのか、それを言ってください。

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 3名の議員ですけれども、これはどれをふやす、広域代表の人数をふやすか、学識経験者の人数をふやすか、受益者代表の人数をふやすかということですが、この2名につきましてはやはり……

○議長（簾田国広君） はい。

○9番（石井福光君） それ聞いているんじゃないでしょう。そんなことは聞いているんじゃない。ほかふえたんじゃない。議員が3名出ている、その3人はどういう見解の中で3名が出ているのかと、今回の12月3日に出たのかということを知っているわけです。ほかは関係ないですよ。議員の3名についての解釈の……。

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 失礼しました。

当然職としまして文教厚生委員長、それで文教厚生副委員長、総務財政の委員長3名ということです。

○議長（簾田国広君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） そういう見解だったですか。

そうすると、要するに委員長は文教厚生は谷川議員で、副委員長は横嶋議員ですよ。これはいいですよ。だけれども、もう1人の、名前出して申しわけないんですが、渡辺議員については現在総務委員長じゃないわけですよ。当然、もう議会がこの8月に改正されたときに当然現在の総務委員長である藤田議員が出席しなければいけないわけですよ。

それはあなたたちのミスだと。いや、それはせめてもしようがないですから、それは事務上のミスであれば藤田議員に行くのがこれは当然だということで、これは本人からも申し出が、そういう話があったものでこれはおかしいじゃないかと。じゃ、どういう見解の中でやっているのか、構成議員3名は構成されているのかなというのを僕は確認したわけで、今の答弁の中でわかりました。

じゃ、現在は藤田議員にかえたわけですよ。辞令を交付しなきゃならないわけですよ。辞令を交付しました。当時するべきですよ。そうでしょう。藤田議員については辞令を交付しなければ、8月には24日にもう終わっているわけですから、当然交付しなきゃいけない。じゃ、その見解を、じゃ、わかりました。それは事務上のミスだったということですね。それは認めますね。

○清掃課長（佐藤 博君） そのとおりです。

○9番（石井福光君） わかりました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（簾田国広君） ここで10分間休憩いたします。

（午前10時30分）

○議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午前10時40分）

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（簾田国広君） 12番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔12番 横嶋隆二君登壇〕

○12番（横嶋隆二君） それでは、始めたいと思います。

私は南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、今日の情勢ですが、国民生活が長引く不況、深刻な不況がいよいよ悪化する中で、本当に深刻な状態を呈しています。町内のあちこちを回ってみても、年の瀬の寒さだけではなくて、本当に経済の逼迫した状況が切実に伝わります。

そうした中、昨日、竹中経済大臣が来年の失業者は今の5.5%の枠をさらにふやして5%後半になるということを平然と容認する記者会見を行いました。国民の苦しみをよそにこれを、失業増を平然と言う、こういう姿勢に断固とした怒りを表明したいと思います。医療改悪によって一層高齢者の負担、家族の負担がふやされようとしている中で、住民の暮らしと生活を守ることがますます重要になってきております。

まず、私は最初の質問ですが、介護保険の現状と課題、保険料、利用料の減免制度の創設について質問を行います。

この件についての一般質問は3月・9月議会に続いて3回目になります。なぜ、この質問を続けて3回もするのか。これはご承知のように10月1日から65歳以上の1号被保険者の保険料の満額徴収が始まりました。しかしながら、9月議会でもやり取りをしましたように、9月議会は主に施設入所の現状についてやり取りをしました。現在では施設入所、いわゆる特別養護老人ホームなどの入所の待機者は93人、賀茂郡下にそれぞれ特養ができてもそれだけの待ちがあると。そうした状態、待っている間は在宅のサービスを受けなければなりません。しかしながら、その供給体制がままならない。これは保険あって介護なしという状態が本当に切実なものになっている。

この点で私はその後回って、9月議会の後回ってみますと、やはりケアプランをつくってもらったけれどもヘルパーの派遣回数が計画どおりにはいかないと。人が足りないと。そういう声をです、嘆く声。高齢の90過ぎの介護される高齢者はその訴えをする家族に「私が我慢するから辛抱してください」、そういうようなことを言って、自分で我慢をしまお

うとする。しかしながら、やはり介護をする家族の人は保険料満額徴収が始まった段階で、やはり当たり前の状態にヘルパーが来てほしい。これは当然の思いであります。もちろん、計画の前の段階で回数をふやすとやはり利用料がかさむので、そんなたくさん利用ができないと、こういう声が上がっております。

そこで、9月から3カ月を過ぎていますが、現時点で介護保険の認定に対してプランの作成の体制、これはケアマネジャーの体制ですね。それと状態について、それと先ほど現状をお話したサービスの供給については、決定的に在宅サービスの供給が少ない。この現状についてまず報告をして、どのように現在なっているのか。12月11日には調整会議が一番近い時点でやられております。これについて報告をしていただきたいと思っております。

○議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

平成13年度における11月末現在の認定審査状況につきましては、認定申請件数が376件で、毎月2回の認定審査会を開催し審査判定して、件数は379件となっております。

審査判定の結果内訳につきましては、非該当4件、再調査3件、要支援15件、要介護1は110件、要介護2は85件、要介護3は62件、要介護4は67件、要介護5が32件で、要介護、要支援認定者の実人員は341名となっております。介護認定申請は、件数は月平均47件で、13年度延べ申請件数は560件程度と予想され、12年度実績の1.4倍の申請件数が見込まれている状況となっております。

ケアプランの作成の現状・課題とサービスの提供の現状・課題につきましては、相互に関連しますので一括してお答えいたします。

ケアプランの作成につきましては、現在、町内の3事業所と下田市に在住の4事業所で作成されておりますが、前述の認定申請の増加に伴い、新たなケアプランの作成が困難な状況となっておりますが、保険者と居宅介護支援事業所に少しでも多くのケアプランの作成をお願いしております。

ケアプラン作成にかかる時間と事務量の多さや複雑さ、その割には介護報酬が低く、ケアマネジャーの増員に踏み切れない。また、ケアマネジャーを確保すべく募集しても応募もなく、事業所サイドで困惑していると聞いております。

また、介護サービスの提供においては、通所系の介護サービスは利用者の希望を受けることが可能となっておりますが、訪問介護サービスにつきましては、ケアマネジャー同様、へ

ルパー不足と昼間や夕方など特定の時間帯に利用希望が集中したり、既存のサービス利用者の利用回数の増加などで利用希望に対するサービスの確保が困難な状況となっております。いずれにしましても、高齢化の進展や介護の重度化に伴い、介護サービスの需要はふえるものと予想されます。保険者といたしまして、ケアマネジャーとヘルパーの確保が緊急の課題となっており、その解決策の一つとして、新年度予算において対応を検討しているところであります。

○議長（篠田国広君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 今るる述べられた中で、新たなケアプランを作成するのが非常に困難な状況だということ、それと在宅サービスの問題では、やはりサービスの確保が困難だということは現状これまでの答弁と同じであります。

来年度、この需要に対して、考えられる需要に対して対応を考えるということですが、町長、これ今までも同じような質問をしてきましたが、3月の議会以降これまで10カ月、4月ですね、4月から数えても時間があつたわけでありまして。これ思い切った財政出動をして確保しないと、本当に大変な状況になるのではないかというふうに思います。

先ほども言いましたように、高齢者の医療費が改悪をされる中で、全国的にもこれ保険、医者、医師の団体、医師会、静岡県医師会もこれは反対してはいますが、実際にこれ進んで強行されると診療控えがうんとふえて、一層介護の分野に重圧が来るといわれるところ、現状でも大変でいるところにそういう需要がある。しかも、介護の認定されたうでケアプラン立てている方は施設入所合わせてもまだ全部じゃないわけですね、サービスをしているところは。これが本来だれでも利用料も妥当な額に引き下げられて、当たり前使えるという状態になれば、もっと需要がふえることは考えられるわけです。

この新年度の対応、ヘルパーやケアマネジャーの確保に対して具体的にはどういう対策を考えているのか、その点を聞かないと本当にこれがやられるのかどうかということが心配なわけですが、この点について明確な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（篠田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 内容につきましては、福祉課長の方から答弁させます。

○議長（篠田国広君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） ケアマネジャーにつきましては、先般、ケアマネジャーの試験がちょうど12日の日に県から発表されまして、ヒロセ、それと農協さんで1人ずつ合格したという話があります。それと、あと別個に小島ケアプランのところでケアマネジャー受かった

者を使うということで、何とかこのケアプラン作成については今後少しでも余力があるのかなど、出てきたのかな、出てくるのかなということを思っております。

それと、あと来年度、新年度の事業なんですけれども、今、予算要求の時期であります。担当課として考えておりますのは、訪問介護に行くときには訪問介護している時間帯だけが報酬をもらっております。事業所からその家まで行くについての費用は含まれておりません。これについては請求してもよいことになっておりますけれども、やはり1社だけ請求した場合に、他社との比較をして、請求をしていないところの方が当然安くなるわけですね。そういうふうな関係で、南伊豆町へ参入している事業所につきましては、すべての事業所は事業所からその相手のお宅までの間は請求しておりませんので、これを何とか考えて、その分を町の方で公平に各事業所へと補助できるような形はないのかということで今考えております。1つは、介護報酬の15%がそこまで行くまでにかかる費用として請求できるということなんですけれども、その分を訪問介護費用の中から上乗せして見てやろうかなということで、今考えて予算要求をお願いしております。

以上です。

○議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） これはぜひ早期に対応して、新年度ということでありましてけれども実施をしてほしいと思います。同時に、問題はそれ実施をしてその後の利用状況にもよりますけれども、町長、これまでこうしたいずれにしても在宅、それで充足ができるかどうかということはまだ今後の課題になるわけでありまして。訪問費用、これを上乗せしたからといって、このホームヘルパーの待遇改善が、これは全国の課題でありますけれども、解消されるということではありません。こうした点では、介護保険の制度の見直しの前に国や県に対して改善の介護報酬、ホームヘルパーの介護報酬の改善の要求を強く出していただきたいと。

もう1つ、保険料のこうしたサービスが、施設にしても在宅にしてもサービスが供給できていない状況の中で、保険料を満額取ることはまかりならんということは9月の段階で言ったわけですが、その9月議会の質問直後、静岡県の中で9月議会の直後の10月から実施したところも含めて、44の自治体が介護保険の独自の保険料の減免制度の創設をしました。

私は3月と9月の議会で独自の減免制度の創設を求めたわけですが、サービスが充足していない状態の中で保険料の満額徴収どころか、保険料の所得税非課税世帯の減免はもとより、1号被保険者の保険料の減額、そして利用料の減額をしてむしろ供給を強める、そのことが必要だと思いますが、この保険料の減免制度の創設について、改めて、9月の段階では、議

会の段階ではまだ少なかったわけですが、現在来年の実施、4月からの実施を含めて、県下の半数以上の自治体がそういう方向をとっているという、この点で町長の認識をお答えしていただきたいと思います。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 減免制度につきましては、9月定例会で申し上げましたが、この介護保険制度が介護を国民みんなで支え合おうとするものであり、保険料を支払った方に対し必要な給付を行うものであることにより、現在のところ保険料の減免は今のところは考えておりません。

ただ、この11月から、平成15年度より17年度までの第2期目に当たる高齢者保健福祉計画策定の見直しの基礎資料とするため、在宅要介護認定者、その他一般高齢者、介護保険施設入所者を対象として、介護保険利用以降、満足度調査の作業に入っております。

この調査の中には、介護保険料に関する設問もあり、平成13年度末には調査内容の概要もまとめ、保険料に対する被保険者の考えや意向も確認できるものと思われまますので、その結果などを参考に第2期の介護保険事業計画を策定し、保険料の減免について言及していきたいと考えております。

○議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 今の答弁についてですけれども、介護保険はみんなで支え合うものだ。それに見合うサービスをとということですが、これまでのやり取りの中で、実態がそういうふうになっていないから、それぞれの首長も踏まえた中で、担当だけではなくて首長の裁量も含めて、現場と相談をしてこの問題に取り組んでほしいと。

国民健康保険が国民皆保険ということでやられて、さまざまな問題があるけれどもやられています。しかし、所得税非課税世帯には皆保険制度の趣旨からいってこれを取っていない。私はまず最低限、町長、よろしいですか。この国民健康保険の皆保険、国民皆保険制度の趣旨からいっても所得税非課税世帯からは取っていないんですね。それをこれはやるべきだと、これは真っ先に。

しかも、サービスの供給云々言えば、これまでのやり取り、あるいは町長の答弁の中でも、実態は保険料払っても支え合うような実態にはなっていない。サービス、ケアプラン立ててもサービス受けられないんですよ。削られているんですよ、お金払ってね。これは支え合うようになっていない。保険者の方として、最低限の困窮世帯に対して軽減措置をとるのは、これは実態からいっても道理からいっても当然ではないでしょうか。さっきの答弁は全

くの空文句のように聞えるんですが、改めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 詳細については、福祉課長により答弁させます。

○議長（簾田国広君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 下田市あたりも9月の定例会で減免ということでやったわけですが、これ県下のここにありますが、ほとんど本当に低所得者ということで、下田市で試算したところ該当するのは四、五件であろうというような見解です。

これ各町村見ますと、生活保護以下の者の世帯ということになりますと、生活保護以下の世帯っていないんじゃないのかなというふうに考えてはおりますけれども、わずかでも南伊豆でももしやるとすれば、他町と足並みをそろえて同じような形になろうかと思いますが、そうなってくると該当するのが10件程度になろうかなと、このように考えております。

ですから、先ほども町長のお話にありましたように、答弁の中にありましたように15年度から新たな部分がスタートします。その中でやはり綿密に折り込んで、また保険料等々も策定していかなきゃならないんじゃないかなと。

ちなみに、今のところ賀茂郡下では一番安い保険料になっております、南伊豆が。そういうようなことで、それだからいいというわけではありませんけれども、なかなか保険料の減免といっても非常にほんのわずか1人2人、あるいはまた四、五人の減免をするよりも、それよりももう少しこの介護保険以外のサービスというものを考えてやった方がいいんじゃないかということで、やはり新たに来年度もこれ国県補助金いただきますけれども、そういった事業も考えております。

以上です。

○議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） ひとつ現状が、どうしてその減免制度をやるかということでありませうけれども、私が言ったその所得税非課税世帯等々に引かかるのは少ないじゃないかというが、これは1人でも2人でもいれば、制度の本旨からいって、国民健康保険と同じようにこれは取らないと。減免するというのは当たり前のことなんですね。そこを踏まえて、これが何人いようと、仮に該当しない場合もあるかもしれないけれども、1人でも2人でもいる、そういう方にその制度をまず適用する。これは制度の本旨からいってつくるべきだと。

その上で、さらにその問題は別個に考えてやっていただきたいと。これは9月の答弁でも他町村の動向を見てということで答弁がありました。それで、そうした制度を最低限の制度

は県の中でも44自治体がやっているということなんですね。だから1人2人でも、もちろん横出しサービスをやるのは当然であります。配食サービス等々やってもらって、これは結構なことでありますけれども、制度の本旨からいって所得税非課税世帯、ないものから取らない。そこをまずもって踏まえていただきたい。その点いかがですか。

○議長（簾田国広君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） おっしゃるとおり、そういったことである程度のことは検討したいと、このように思っております。

○議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） ぜひこの点、町長先頭に、非常に深刻な問題です。

制度の本旨をもとにした減免制度をつくった上で、さらに保険の実態にも見合った保険の利用料、介護保険の利用料の減免制度に踏み込んでいく。もちろん、そこには介護保険に対する国の責任を主張して、だれもが希望する施設入所なり在宅サービスが受けられる状態に一日も早くするように、この面でも力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。ぜひ、この県下の多くの自治体で採用している制度については、いち早く実施をしていただきたいと思います。

次に、清掃業務についてであります。

12月から、いよいよ容器包装リサイクル法に基づく分別収集が始まりました。まず分別収集の問題でのコストの問題について質問を行いたいと思います。

これは9月議会の補正予算で3月まで分別収集の手数料が834万1,000円。それに圧縮等々の処理料375万7,000円、これが12月から3月までの委託料です。これを1年間そのまま3倍——来年度当初予算、これにのっけるとすると、そのまま3倍して合計すると、これが3,629万円。非常にべらぼうな額になるんですね。

現時点、現時点というか3月の議会で、当初予算で分別収集の前の従来型の廃棄物の処理業務に関しては不燃ごみ1,265万円です。大体年間にするとこのままでいくと3倍近くなるわけですが、この委託料の決定の根拠についてはどのように算出をしているのか、この点をまずお答えしてもらえませんか。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 委託料につきましては、分別収集運搬コンテナ配布委託料があり、5人で収集運搬し、県の基準に基づきまして算出してあり、約830万円となっております。それと、分別収集分保管業務委託料として、不燃物の缶、瓶の収集運搬業務、瓶の処分、返却

業務、缶の処分業務、ペットボトル圧縮保管運搬業務、古紙類プレス保管業務、そして再利用先運搬業務で約 370万円となっております。

この収集運搬等を町独自で実施しますと、資源化施設における人件費、または設備費等がかかり、多大な費用がかかると思われまます。アルミ缶等の回収収益ですけれども、商品化したものを資源回収業者に売却しますと4カ月で37万円の売却収入となっております。

このように町で運営することを考えますと、売却収入は少額ですけれども、人件費、設備費、投資の面でも当面は委託の方がいいんじゃないかなと考えております。

詳細については、清掃課長の方より説明させます。

○議長（簾田国広君） 佐藤清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 詳細について申し上げますけれども、収集運搬コンテナ配布業務委託につきましては、先ほど横嶋議員が言われましたとおり 830万円ほどですけれども、あと不燃物の収集運搬業務としまして46万 9,000円、あと不燃物の瓶の処分、返却業務としましてガラス、瀬戸物くずの破碎だとか返却の費用が32万円ほどかかります。そして、4としまして不燃物の処分業務、金属の圧縮、缶、スチール・アルミ缶の関係、圧縮なんですけれども、これが52万 9,000円、ペットボトル圧縮保管運搬業務が 109万 7,000円ほどかかります。そして、古紙プレスが32万 7,000円。それで、あと保管業務として新聞、段ボール、無色瓶、茶色い瓶、スチール缶、金属、アルミ缶、それら合わせまして保管業務が55万 4,736円であります。それで、再利用は先ほどの運搬業務としまして新聞と段ボールで45万 8,000円ほどになります。それで、合計 370万円ほどの金額になります。

以上です。

○議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） この委託を決める際に郡下での業者の選定等々、特殊な業務であることもあって、そうそう多いものとは認識していませんが、それについてはいかがですか。

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 結局、郡下でも圧縮だとかプレスだとか、そういう業務委託ができる場所がないものですから、どうしても単独でお願いするような形になるかと思えます。

○議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 先ほど委託の費用に関しては県の基準でということでありましたけれども、全国の平均ですね、これは今の容器包装リサイクル法に基づいてやると、確かに今までのやり方よりもコスト増は避けられないというのが実績であるわけですが、大体委託料

は全国の平均で従来の形より倍ですね。2倍、多くても2.5倍ぐらい。そういう点からすると、確かに仕事は大変なんだけれども、なかなかいい値段だなと。

一般廃棄物、可燃物の処理と合わせると年間で6,000万円何がしか。こうしたことを考えると、やはりもう少し取り組みの中身を考えていく必要があるんじゃないかなということが考えられます。私は今回新たに清掃審議会に入ったわけですが、前のこのごみの問題については分別収集の中でもコンテナ方式ではない方式を提案しました。しかし、この方式をとるということで進めてきました。コンテナ方式がコスト高になるというのは、同じ12分別をした中でも高くなるというのはこれは実績であるわけですがけれども、よその自治体の例であるわけですがけれども、改めて、これ取り組み始まったばかりですから、3月までの推移を見ながら、積極的に清掃審議会を持って、このコストをどうやって下げていくことができるのか、そうしたことをぜひ考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

というのは、容器包装リサイクル法では、ペットボトル等々、ごみを減らすというよりもリサイクルに回すというそういう観点があるから、決定的にはごみそのものは減らないんですね。この法律では事業者責任、いわゆるペットボトルをつくる人たちの回収責任はペットボトルについてはあるのかな、しかしながらアルミ缶とか、再資源で引き取り手がある場合については、これがスチール缶ですね、紙パック、そうしたものに対してはメーカーの再商品化の義務が除外されると。こういうために、いわゆるリターナブル瓶とかの普及がこれは決定的に日本の場合に進んでいないと。そうしたことから自治体のコスト、いわゆる住民の税負担が多くなるということなんですね。

こうしたことは自治体の中ですべて解決できるわけじゃないんだが、清掃審議会等々で、もちろん担当課もそうですけれども、研究を深めて、容器包装リサイクル法に基づいてこの町はやっと分別収集の道に着いたわけでありましてけれども、次の段階にごみを減量していくと、ごみを本当に少なくして循環型にしていく提案をする意味でも、ぜひ積極的に検討研究を進めて清掃審議会にも提案していただきたいという、このことを単に業者選択、コストだけの問題ではなくて提案したいと思います。

もう1つ、ごみの分別収集に関してはこの便利帳を出されて非常に歓迎されております。同時に、場所によっては高齢者にこのごみの出す場所が遠くて大変だという声が寄せられております。この対策、そういう声を聞いているのかどうか。この高齢者のごみ出し対策では、全国の自治体の中でもヘルパー制度をとって高齢者のごみ出し援助を実際にやっているところがあるんですね。それも含めるとか、あるいはそういうことを考えると、ごみステーシ

ョンをもう少しふやすとか、そういう考えはあるのか。

それと、もう1つあわせて質問の趣意書に書いてあります分別収集の中で、蛍光灯の管については、このごみ出しの出し方の便利帳になるべく買いかえ時に販売店で引き取ってもらおうということがありますけれども、現状ではガラス類のところへ置かれているのではないかと、そのままになっていると思うんですね。これの対応を早急に検討していただきたいと。

これは清掃審議会でも述べましたけれども、9月議会で——9月議会の前ですね。ダイオキシン対策で8億円の事業を決めて、このダイオキシンの排出削減の取り組みをしているわけですが、40ワットの蛍光灯の管に含まれている水銀の量というのは、土壤の環境基準の2万倍から6万倍の濃度を含んでいるということなんですね。こういう点では、やはり深刻な思いを持って厳正に対処していただきたいと。この蛍光管の対応については、業界でも対応して、早い時期に破碎の管理処理方式がとられております。この点についてお答えをしていただきたいと思います。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 高齢者に対する配置とかサービスについては、清掃課長より答弁させていただきます。

そして、蛍光管の特別回収についてですけれども、蛍光ランプの人体への影響ですが、一般家庭で使用する蛍光ランプの破損から放出されるレベルの水銀では、ほとんど影響がないという報告を受けております。蛍光ランプに封入されている水銀は金属水銀であり、もし少量の水銀が人体に入っても、吸収されることがほとんどなく体外に排出されるため、毒性の影響は少ないと言われております。

蛍光ランプの処理ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、家庭から排出される廃棄物は一般廃棄物、事業所等から出る廃棄物は産業廃棄物に分類されております。当町の家庭から排出される蛍光管につきましては、分別収集のガラス類で収集しておりますが、特別回収については今後検討したいと考えております。

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 分別収集の場所の増ということですが、これにつきましては、私ども、地区の説明会のとき、地区の実情に応じて設置場所を設置してほしいということで区長さんにはお願いしてあります。しかし、不燃物1カ所ということでお願いしましたが、どうしても高齢者とかそういうあれを配慮しまして、ふやしてもらいたいよというところがありましたら増を認めますよということで区長さんに申し上げまして、現在の58

カ所ですか、という形になっております。

○議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） なかなか高齢者の方、自分では言いづらいということもありますので、ぜひ始まったばかりでありますけれども、そうした声に耳を傾けて対応をとっていただきたいと。

先ほどの町長の問題がないということは、ちょっと環境ニュースからとった問題でもそんなことはない。人体というか全体の環境に影響があるということなので、その見解は違うんですけれども、資料の出どころですか。しかし対応したいということがあるんで、ぜひこれは資料いろいろ調べれば出てきますので、それできちんと分別を徹底してこれやってほしいと。そのままですと割れる傾向が多いわけですから。

先ほど影響がないと言ったけれども、40フットの蛍光管に含まれている10から30ミリグラムの水銀ですね。繰り返し言いますけれども、厚生省が決めている環境基準の2万倍から6万倍の濃度ということなんです。これはダイオキシンの問題であれだけの対応をしておりますけれども、蛍光管の対応に関してはこれはそんなべらぼうなお金かからないで管理処理ができるということなんでそれを、これはもうすぐにでもできることなので対応していただきたいということでもあります。

次に、清掃業務の中で一般廃棄物最終処分場のあり方についてであります。

私は清掃審議会にも出ていてこの新しい計画を聞きました。報告をされましたけれども、3年前の清掃対策審議会、3年前、長いようで非常に短いなという思いを持ったわけでありまして。というのは、あのときに二条に計画されていた処分場はオープン型の管理型処分場、関連施設として東伊豆町や修善寺広域組合の処分場を見て回ったわけですが、将来にわたっての、あるいはダイオキシン対策が予測されるのとで管理型、いかに管理型とはいえオープンで、その処理水が流れる方式についてはどうしても納得がいかない。

さまざまな資料を見ても、経過的な先行きはそういうのが技術的にそういうことがない、技術的に確立されるとはいえ、一度その時点で多額の費用をかけて処分場をつくってしまえば、しばらくいわゆる前近代的な措置をしたままやらなければいけないということで、これに対しては非常に、これに対しては反対したわけですが、今回ようやく、これはおとしの12月からの廃棄物処理の対策についての質問でも、管理型やあるいはセメント固化の提案をしまいましたが、今回の提案では、先ほども答弁の中でも関連でありましたけれども、被覆型で屋根で覆って、その処分灰を外に出さないとか処理水を出さない方式にすると

いう、技術的には言われていたとはいえ、現実的にそれに近づいてきたなということは感無量であります。

同時に、私はこの問題を進める上で清掃審議会やあるいは関係方面ではこの問題は知られて報告されていましたが、やはりオープンにこの問題を議論して広く知らせることは大事なことでないかというふうに思います。

今、分別収集の問題でも提案をしましたが、ごみの処理の問題に関しては日進月歩で、この最終処分場の計画が出る前は広域で高炉方式でどこかに、伊豆半島のどこかに大きな24時間燃える溶鉱炉のような焼却炉をつくって燃すという県の指導がされていました。厚生省もそれを旗を振っていた。ところが、それが方向転換というんですか、焼却灰がエコセメント、セメントと同じ成分を持っていてセメント固化の利用ができると。そういうことがされて、技術的あるいはコスト的にはまだこれからの段階でありますけれども、そういう中でこうしたことが出てきたということでは、やはり技術の進歩を含めて、大いに住民全体にごみ処理の問題として処理の新たな段階として広めながら、清掃審議会でもオープンに議論を進めていただきたいというふうに思うんですね、傍聴等々も含めて。

それで、私、今回の処分場の問題に関しては、国や県の現時点で処理形態でやった場合には、今のダイオキシンの除去方式、バグフィルターをつけて出てきた灰がこれはすぐさまエコセメントの材料になり得るのか。そして、環境設計の話では、キレット処理をして被覆型の屋根を覆ったところの処分場に置いておくんだが、説明された処理形態ではそこに散水をして循環型の水処理をすると。

しかし、将来にわたって、将来というか近い将来、エコセメントのプラントが半島の上の方にできれば、そのままこれがそういう処理をしないで持ち出しができるのか。大分の例が出されましたけれども、中間処理をしないで直接プラントに持ち込む、いわゆるストックヤード的な使い方ができる可能性もこの間話されましたが、これについて担当の方はどのように見通しを考えているのか。

また、青野の処分場との関係でもこうした工法、同じ被覆型、屋根で覆う処分場の形態であっても、そこにためておくのと持ち出しをしてやるものと、また散水処理をして水で汚水を処理する方式とでは費用の点で全然違うわけですね。ストックヤード的にすれば非常に安く、しかも安全にできるという点があります。こうした点、担当の方はどのような見通しを持っているのか。まだ結論は出ていないと思うんですが、その点についてお答えしていただきたいと思います。

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） お尋ねの動向もあり、現在ストックヤード的に考えているわけですが、結局、国、ストックヤード、被覆型処分場についても、結局国だとか、国の補助も出る関係もありますので、またどちらがいいかという検討もしなければなりませんので、これからそれぞれを詰めていきたいと考えております。

○議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） これはダイオキシンの除去設備、今の8億円の事業をやるときに質問しまして、その処理灰をすぐ、すぐというか将来にわたって、将来セメント利用、セメントの材料にする上で、石灰処理をするやつか、そうでないのかということで、それが利用できるのかどうかということを知ったときに、その時点でわからないという返事だったんですね。ところが、今回の日本環境設計の説明では石灰処理、消石灰の処理ではないだけでなく、キレット処理でやるけれども、これはセメントの材料にできるということをはっきり言われたんですね。そういう点では、担当のところはいろいろな情報集めてぜひ検討していただきたい。

千葉の市原でやっているんですよ、エコセメントの事業は。それはやっているんです。実際に、もうそれはそういうプラントをつくれればできるんですけども、そこに運ぶまでさまざまなコスト的な問題もあるんですけども、再利用してこれが環境に蓄積されないようになれば、しかも南伊豆町の場合は都市型のごみとは若干違ってペットボトルの分別収集もやるし、そういったものも燃さない状況でありますから、非常にごみの中身、ダイオキシンも除去するわけですから、非常にきれいと言ったら何ですが、きれいなごみが出るわけですね。

そういう点を、本当にこの問題に関しては日進月歩なんですね。3年前に誤った選択していたら、もう古い形でしばらく使わないような状態だったのが、今新しい道が見えてきて、何か所も何ヶ所も、そこが詰まったら終わったら次に処分場を見つけなきゃならないという時代をもう少しで脱却できようとしているときなんですね。そういう点、だから担当が本当に真剣になって材料を集めてほしいと。清掃審議会もそういう基盤の上に立って議論をするような状況にならないと、本当に広まっていけない。

私は、もう1つこの答弁いただく前に、今までのだからごみの処分の形態と違って、迷惑施設が本当に来て、とんでもないものが来るという概念を変えながら、もちろん現状でも、こうした施設でも課題はあるんですけども、やはり将来にわたって人間がごみにどう立ち向かっていくかという問題での非常に過渡期でも重要な時期だと思うんですね。

そういう意味では、町長、この処分場の近辺、この最終処分場をつくることと合わせて、エコというのであればすけれども、環境教育の躯体設備ってべらぼうな設備をつくる必要はないですけれども、そうした教育の場にこの場所を持っていくことも考えたかどうかと思いますが、その2点、担当課長と町長、お答えしていただきたい。

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 結局、今後エコセメント化等ということが言われているわけですが、今、私ども、県の方と焼却灰資源化勉強会を開いておりまして、平成19年度を目安に静岡県内に1カ所、これは県の方が骨を折って進めているんですが、エコセメントの工場をつくろうということで、伊豆地区ですと、陸路ですとお金がかかるということで、海路である程度運ぶということで、今後勉強会で検討していきます。

ですから、この施設についても、ストックヤードの考え方の最終処分場に最終的にはなるのかなというふうに考えております。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 環境の勉強会に関する施設をつくったらどうかということですが、これは始まったばかりですから、意見として、要望として伺っておきます。

○議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 青野の処分場の期限の問題もありますし、ぜひ馬力を上げて担当課の方、清掃審議会にも中身のある提案をして検討の材料を提供していただきたいというふうに思います。それで、学習の場ですね。これは施設そのものだけではなくて、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後、残り少なくなりましたが、青野大師ダムの問題で、先日全員協議会がやられましたが、青野大師ダムの計画変更の問題、私は変更の前の段階で、こうした時世の中で青野大師ダムの当初目的が失われているのであれば、県にストップをして、ほかに切実な状態に陥っている経済環境の中で予算を回せと。ほかを一時ストップして、景気がよくなったら大師ダムをやったらどうかという、そういう話をしましたが、計画変更の内容、それと青野大師ダムの目的、洪水調節、正常な流水の維持・機能、水道用水の供給機能ということでありますが、この目的に照らして現状どうかという問題についてお答えしていただきたい。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） ダム計画の現状についてお答えいたします。

過日の全員協議会において説明したとおり、今年度末には工事用道路やつけかえ林道の大

部分が完了して、いよいよダム本体と管理設備等を残すのみとなっております。総事業費については、工事用道路やつけかえ林道等で大きな設計変更があったため、当初見込んでいた59億円より約20億円増の79億5,000万円に変更されております。また、事業費ベースでの進捗率は42.5%で、33億7,800万円が執行済みであります。

事業完成年度は平成17年度を予定しておりますけれども、水需要とか詳細については水道課長より説明させます。

○議長（簾田国広君） 水道課長。

○水道課長（鈴木 勇君） 水需要についてお答えします。

上水道の平成12年度における年間給水量は第5次拡張計画の目標188万3,000トンに対して148万3,000トン、1日最大給水量は8,600トンに対して5,820トンと大きく乖離しております。ちなみに、この水準はそれぞれ平成4年度と元年度の実績とほぼ同水準であります。

本年度につきましては、年間給水量は年度途中でありますから実績は出ておりませんが、昨年度と同じくらいになるのではないかと予想しております。ただ、施設整備の基準とする1日最大給水量は6,756トンと、昨年度と比較して約1,000トンも増加しております。

以上の点から、給水需要につきましてはほぼ底を打って、これ以上大きく落ち込む可能性は低いのではないかと推測しております。なお、原水は現在のところ1日当たり青野川表流水6,500トン、石井浄水場内の浅井戸200トン、手石深井戸600トンの計7,300トンにより賄われておりますが、給水事業が低迷しているにもかかわらず、年間に10数日は原水が不足し、青野川表流水の水利権6,500トンを超えて取水する状況になっております。

また、渇水時における青野川の水量は平常時に比べて著しく減少し、年々取水条件が厳しくなっており、ダム完成後の放流水に期待をしております。よって、水道水の安定供給のためには、青野大師ダムの早期完成が必要であると考えております。

以上です。

○12番（横嶋隆二君） 議長、全体に答弁がちょっと聞き取りにくいもので、大きな声でやってください。

○議長（簾田国広君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） お答えします。

目的についてのお問い合わせの回答になりますが、多目的ダムということで、洪水調節機能がまずあります。それから、かんがい、正常な流水の維持、それから水道用水の供給ということで、ダム自体が全体で総貯水量が29万5,000立米、それから有効貯水容量が24万立米。

この洪水調節に対しましては、常用洪水吐、通常水が流れる出口があるわけですが、それより高さが7メートル高くなりまして、14万立米の水を洪水調節として蓄えることができると。それから、洪水吐の下に常時満水時の下に正常な流水で4万立米、それから水道用水の供給で6万立米、計合わせまして10万立米の水を吸い出して流すことができると。これからの渇水時に対しては10万立米の水を放流することができるようになるということが、この3つの目的が主な目的であります。

○議長（簾田国広君） 横嶋隆二君。

○12番（横嶋隆二君） 残り少ないんで、今述べられた3つの目的が本当に深刻化というのと、そうでもない。しかも、水の問題でも原水、水利権をオーバーしている日が10数日と。それで今回約20億円見込み変更で、約80億円に変更されるわけですね。これはこうした今の時世に対して、本当に真剣に検討してストップさせるべきではないかというふうに思いますが、町長、この点どうかと。

もう1つ、どうしてもやるという場合に、全協でも出ましたけれども、南上の狭窄狭隘道路の関係に対して、どういう対応をとられるのか、その点ですね。セメントのプラントにもよりますけれども、そうした点について、また青野の区民が切望している観光目的の要求にたえられる施設になるのかどうか、この2点だけ簡潔に答えてもらって終わりにします。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

公共土木、来年度は10%削減という中で、これ国の方もぜひやろうということでございます。それと同時に、今土木関係の仕事等々減っております。そして進捗率の中で42.5%ということでございますから、ここでもし放棄したならば、今までは何ぞやということになると思います。そういうことを踏まえた中で、私はこれをぜひ完成させたいと考えております。

それから、青野区の全員の要望書が上がって、平成3年ですか、そういうことで上がっておる事業でありますし、できた暁には観光に役立つようにということで、過日の説明会には答えております。それと同時に、狭隘道路の件ですけれども、岩殿地区だと思われましても、その件についてはまだ確定はしておりませんが、バイパス的にやったらどうかという、今検討中でございます。

○議長（簾田国広君） 横嶋君、時間が参りましたので。

○12番（横嶋隆二君） 以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（簾田国広君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

◇ 鈴木 史鶴哉 君

○議長（簾田国広君） 3番議員、鈴木史鶴哉君の質問を許可いたします。

〔3番 鈴木史鶴哉君登壇〕

○3番（鈴木史鶴哉君） 通告により一般質問を行います。

まず、平成14年度の予算編成についてであります。

その1点目ですが、厳しい財政事情の中で、予算編成についての基本方針、そして考え方をお聞きします。

いよいよことしも残り少なくなり、当局におかれては予算編成の作業に入られておると思っています。長引く景気の低迷、不況、今まさに我々はかつてない先行き極めて不透明な厳しい状況に置かれています。当町の各産業の落ち込みが著しく、特に観光立町を標榜する当町にとって大変深刻な事態を迎えています。

昭和30年に6カ村の合併により南伊豆町が誕生して以来、多くの先人が数々の困難な問題乗り越えて今日の南伊豆町を築き上げてきたことを思うとき、国における地方分権の推進、そして市町村合併等々、これから対応しなければならない多くの問題が山積しておりますが、これらに的確に対応し、困難な時代であっても、時代に乗りおくれのないようなまちづくりを進め、後世に引き継ぐのが今の時代に生きる我々町民一人一人の責務であると思えます。社会経済の情勢、諸情勢に即応しつつ、中長期的な視点に立って、計画的かつ効率的な町財政を進めるべきであります。

このような厳しい財政見通しの中で編成される平成14年度予算となるわけではありますが、町民が将来に希望の持てる安心して暮らせるまちづくりへ向けて、町長はどのような予算を編成しようとしているのか、その基本方針、そして考え方をまずお聞きします。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 国・県の財政健全化実現に向けて厳しい状況のもと、本町の財政状況は税収や各交付金など減収見込みとなり、財源確保が十分にできない状況であります。

歳入のうち約40%を占める地方交付税についても、昨年度の制度改正により臨時財政対策債への振りかえが倍増することや国の構造改革に伴う制度見直しの影響により、地方に痛みが確実に及んでおります。

一方、急激な少子高齢化社会の到来は扶助費の増加となり、さらに公債費、人件費など義

務的経費、町債残高も平成13年度末見込みで51億円となるため、町の機構改革を実行し効率的な行財政運営に努めるとともに、改革を推進し、町民サービスの向上を目指しつつ、財政の健全化を図ることが重要課題となっておりますが、21世紀のまちづくりの指針となる第4次南伊豆町総合計画や過疎地域自立促進計画に基づく基盤整備、地区懇談会の要望事項等、町民から求められている施策は着実に実行していかなければならないと認識しております。

○議長（簾田国広君） 鈴木史鶴哉君。

○3番（鈴木史鶴哉君） ただいま財政確保の問題、あるいは義務的経費の増等述べられたわけですが、このような状況の中で歳出面ではもちろん減額であるとか、あるいはカットする予算等も当然あると思います。しかし、逆に、このような時代こそ町民生活の将来に備えて、あるいは景気浮揚であるとか、そういった面から考えて、予算の増額等もあるいは考えられているのかどうか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 私は生活に密着した公共投資は優先すべきというのは基本的に考えております。その件については、たとえ時代がどうであろうと、例えば水道管だとか、そういう生活密着型については優先的に配備すべきじゃないかなと。

以上でございます。

○議長（簾田国広君） 鈴木史鶴哉君。

○3番（鈴木史鶴哉君） ぜひそういった面で、先ほど述べられましたように義務的経費が年々ふえる中で、やはり投資的経費である建設事業等の予算がこれはなかなか計上するのが困難になってきていると思いますけれども、ぜひめり張りのある予算編成を進めていただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、いわゆる予算というのはその当該年度だけでなく、将来へ向けてのいわゆる足がかりとなる場合もありますし、こういう時代ですので、ぜひ中長期的な視点に立って予算編成をされるようお願いしたいと思います。

次に諸事業、いわゆる諸課題への取り組みと財政見通しについてであります。

平成12年度にスタートした第4次総合計画で、町の将来を見据えたまちづくりが基本計画として示されております。また、同年度5カ年計画で町の過疎地域自立促進計画も策定されておるわけですが、これらの計画の中にはまちづくりのための施策として各種事業の実施計画が挙げられております。このような不況下で財政事情の厳しい中、また市町村合併も避けて通れない問題として議論されている今日ですけれども、これらの事業実施に当たっては、

国・県、関係方面の動向を見きわめつつ、財政面での十分な検討を加えながら、推進していかなければならないと思います。現在の継続事業等を含め、新規事業への取り組みとそれら事業への財政見通しについてお伺いいたします。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 来年度でございますけれども、13年度の継続事業であるダイオキシン対策が4億5,000万円、これを予定しております。それと、三浜小学校プレハブ校舎建設及び校舎解体事業等に1億円、それから最終処分場用地取得費として5,800万円等、来年度は計画しております。

以上です。

○議長（簾田国広君） 鈴木史鶴哉君。

○3番（鈴木史鶴哉君） ただいま主な事業についてご説明がありましたけれども、いわゆる税收等、自主財源に非常に乏しい当町ですが、歳入面で依存財源が67%ということですが、その歳入のうち約40%を占める地方交付税にあっても、先ほど町長の説明にありましたように、制度改正等で将来見通しが厳しいということで、歳出面では義務的経費の年々の増で建設事業、投資的経費の予算計上が困難になってきているわけですが、そんな中、これらの事業の推進に当たって、いわゆる当町は過疎、それから山振、それから半島、これらの指定団体にもなっておるわけです。これらについての事業展開、あるいは起債等の計画はあるのかどうか、これについてお伺いします。

○議長（簾田国広君） 岩田町長。

○町長（岩田 篤君） 詳細については、総務課長より説明させます。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 今の将来見通しについての中で起債、今申されましたように非常に効率的な過疎債、それから辺地、そういうものを優先してやっていかなければならんと思います。ただ、今、町長が申し上げました14年度予算におきましても、これはどうしても避けて通れないダイオキシンの対策事業、三浜小学校の建築、それから最終処分場の用地取得、これが14年度に来るわけです。それ以後7億円ぐらいの三浜小は今度は建築、それから先ほど申しました過疎計画の方にあります保健センターの建設、そういう大形事業、恐らく毎年7億円、8億円、あるいは多いときは10億円ぐらい、ここ数年出てくるんじゃないかなと。

そして、13年度末でもって町の借金が51億円と。そして平成16年度の現時点での返還、最高多いところでは7億3,000万円ほど出てきます。これが今私いろいろ申しました14年度、

15年度、あるいはそれ以後出てくる事業を見ると、起債が、51億円がとてもそれどころの借金じゃなくて、恐らく60億円か、あるいは65億円の起債になると。

そういう中でもって、これらを長期的に罪とすると、非常に慎重に対処しないと、非常に町としても荷物になるということで、当然町長先ほど申し上げました住民からの強くあります要望についてはこれは当然避けて通れない事業ではありますが、そういうものは優先し、極力むだなものは省く。これ以後、議案にも出てきますけれども、庁内の機構改革、そういうものを実施して、少しでも経常経費の削減に努めていきたいと、こう思っております。

○議長（簾田国広君） 鈴木史鶴哉君。

○3番（鈴木史鶴哉君） ただいま起債の関係のご説明があったわけですが、いわゆる今いろいろな事業を進めるに当たって一番これが問題になろうかと思えます。いわゆる起債の場合は、現在大体十三・五、六%ですか、ということだろうと思えますけれども、これとてまだまだなかなか将来見通しが厳しいわけですが、この起債もいわゆる15%以下であればもちろんまだですが、15%を超えともう要注意と。それで、20%を超えると、もうこれは危険ですという指導があるわけですが、そういった中でこの率というのが相当重要視されますというか、検討材料になると思えます。

ただ、我が町の場合、もちろんこれは町独自の事業もあるわけですが、いわゆる日常生活圏の拡大に伴い、広域行政の推進がなお一層強く求められておるわけです。そんな中で、例えばプラントの関係であるとか、あるいはその他福祉施設であるとか、各種事業の推進もこれも機運となってきておりますけれども、これらについての見通しは、わかる範囲で結構ですが、お願いしたいと思えます。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 今、広域で進めておりますのは組合事業、共立湊病院の方です。

それから下田地区の広域消防、それから南豆衛生プラント、あるいは伊豆斎場組合、そして計算センター、あるいはつくしの組合事業、非常にそういうものがあります。

そういう中でもって、いろいろ申し上げました中でもって、施設の老朽化に伴って新たに建てかえなければならない、こういうものも当然出てきます。そうしますと、やはり各市町村にそれなりの分担金が割り当てられて、そちらにも出資しなければならない。非常に厳しい状況にはなっております。

○議長（簾田国広君） 鈴木史鶴哉君。

○3番（鈴木史鶴哉君） これらに対応しなければならないということで、収入面でなかなか

厳しい見通しの中で予算を組まなければならないということでご苦労も多いかと思えます。ぜひ、町民がいわゆる安心して暮らせる、そして将来に夢のつなげるような、夢をつなぐことができるような、そんな希望の持てるようなまちづくりのための、ぜひ平成14年度の予算編成をお願いしたいと思います。

1 問目については以上です。

○議長（簾田国広君） ここで、昼食のため休憩をとります。

それでは、午後1時まで休憩といたします。途中ですけれども。

（午前 11時57分）

○議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（簾田国広君） 鈴木史鶴哉君。

○3番（鈴木史鶴哉君） それでは、次の質問に移ります。

町の将来を見据えた生活環境等、基盤整備についてであります。

まず1番目に道路網の整備促進についてお伺いします。

国においては聖域なき構造改革路線のもと、道路特定財源の見直しも課題として取り上げられ、高速道路整備計画の見直しも議論されるなど、道路整備を取り巻く状況が厳しくなってきたとあります。さきの県議会の一般質問の答弁で、石川知事の伊豆縦貫自動車道について計画の見直しを行う必要があるとの答弁が新聞報道されました。しかし、平成14年度には下田市相玉・吉佐美間、いわゆる河津下田道路のこの区間の約7キロが新規着工準備箇所となるなど、着々と計画は進められているのもこれまた事実であります。

このような状況下で、今からアクセス道路としての道路網を整備する必要があると思えます。町内の道路網も着々と整備が進められておりますが、まだまだ未整備区間が多くあります。幹線道路である一般県道は改良率が54%と低く、下田南伊豆線、南伊豆松崎線、あるいは県代行で成持吉祥線等々にあっては、現在工事中の箇所が見受けられますけれども、これらを含めた現状と整備見通し、なおまた主要町道、いわゆる幹線ですけれども、これまた改良率も60%に満たないわけですが、これらの整備見通しと県への働きかけ、それと町の取り組み、こういった点についてお聞きします。

また、これらと合わせ、アクセス道路あるいは迂回路としての役割も期待できる、いわゆ

る林道整備についてであります。以前から取り上げられておりますけれども、青野八木山線、一条加増野線の現在の取り組み、これらが具体的な年次計画等に入っているのかどうか、こういう点もお聞きしたいと思います。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 道路網の整備促進についてでございますけれども、本町の道路網は国道136号、延長25.1キロメートルが東西に走り、それを補完する海岸線沿いの主要道路、下田石廊崎線、延長15.4キロ及び一般県道4路線、延長30.2キロが機能しております。これらに接続する、または関連する幅員、延長さまさまな町道が687路線、延長229.3キロメートルになっております。観光立町である本町にとって、幹線道路である国県道の狭隘箇所での整備改良は非常に重要な課題として静岡県等に要望を重ねているところです。

しかしながら、議員承知のとおり、国において決定した平成14年度予算編成方針では、公共投資関連関係費を本年度当初予算の90%に削減を打ち出しており、新規路線の改良等は非常に難しい状況であると聞いております。町道においては、未改良延長が長く、遅々として改良率は進みませんが、限られた予算の中で改良は受益者の多い幹線道路が主になりますが、安全性や緊急性に配慮した整備に努めていきたいと思っております。

静岡県等の陳情状況については、建設課長より説明させます。

そして、林道についてでございますけれども、一応林道についての基本ですけれども、森林の多面的機能の発揮されている森林地域を利用区域とし、その区域内の林業経営安定のため、森林管理を実施することを目的とし、林道開設が施行されてまいりました。このような条件のもとにおいて、当町では平成13年4月1日現在、6路線、10キロメートルの林道がございます。

そこで、現在検討中の林道加増野一条線並びに青野八木山線の進捗状況でありますけれども、平成12年7月16日、下田市と南伊豆町をもって組織する加増野一条連絡協議会、また同日、南伊豆町と松崎町をもって組織する林道青野八木山線連絡協議会を設置し、現在に至っております。この間、林道加増野一条線連絡協議会においては、関係者とも現地調査や路線調査を実施し、平成12年度は机上ですが、路線計画図を作成したところであります。平成13年度現在、下田市において、この計画図に基づいて費用対効果、地権者の調査を実施しているところであります。また、南伊豆町では一条地区への事業に対する意向を求めているところであります。次に、林道青野八木山線連絡協議会においても、関連機関と種々検討し、現在に至っておりますが、南伊豆町において、平成13年度事業として、机上ですが、路線計画

図を作成中であります。

以上、経過説明をいたしたところですが、下田市、松崎町を初め、さらに関係受益者を含む関係機関と協議しつつ検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（簾田国広君） 建設課長。

○建設課長（小島徳三君） お答えします。

まず、国道の狭隘箇所につきましてですが、二条差田間につきましてとそれから差田地内のグラウンドの付近、この2カ所が国道については狭隘箇所だと思っております。ここにつきましては、東伊豆道路建設促進同盟会を含めた中で要望しておりますが、今現在、過疎代行成持吉祥線の事業を進めておりますが、この中で並列路線になるよということで、なかなか難しい面もあるようですが、要望を続けております。

それから、県道につきましては、県道の南伊豆松崎線、これは改良率が54.2%で延長20.9キロになりますが、現在上賀茂バイパスが本年度で完了予定です。これは平成7年から13年2期工事になりますが、進めまして、約7億2,500万円ばかりかかって本年度完了予定です。

それから、現在進めているところにつきましては川合野区間、現在用地取得と工事がわずかですが、工事を進めるということで、13年度は4,000万円予算化されております。

それから、岩殿下小野間につきましては、交通円滑化緊急対策事業によりまして、待避所2カ所、本年度設置予定で進めております。

それから、先ほど町長が申し上げましたが、岩殿バイパスにつきましても、工事用道路との絡みの中で現在県の方で道路、それから河川、下田土木、この3者でどういった方向で進めるか、これを今具体的な詰めを行っているところでございます。

市之瀬区間につきましては、当面は待避所等の関係を要望していく、また要望もしていますが、要望していくつもりでおります。

それから、県道手石湊線ですが、ここにつきましては改良率が90.4%で1.4キロでございます。ここも県単事業でやっていますもので、なかなかお金のつきが悪くて、四、五年とまっておったんですが、あれは用地取得のために土地開発公社で買まして、それで用地取得しまして、その後、県の予算は土地開発公社へ返済するよという形でいたために途中中断した形でおりました。平成13年度においては、やはり土地開発公社で用地取得、補償、この関係を一応契約をいたしました。

それから、弓ヶ浜大橋先から第一生命、あの間ちょっと歩道がないんですが、歩道についても今調査中ということで、県の方へお願いしております。

それから、県道下田南伊豆線、これが伊豆縦貫道のアクセスになるかと思うんですが、改良率がこれは上小野の地内とか上小野から子浦とか、そういった箇所を含めているために44.3%、14.6キロあります。それで、現在は一条タケノコ村の山留工、いわゆるつけかえの拡幅改良ですが、ここをやっておりまして、これ自体は平成12年度の繰り越し工事です、約1億円の。それで、13年度自体は予算の箇所づけをされておられません。まだ一条タケノコ村周辺につきましてはあと二、三年かかり、さらに今度は下田側へ来ましてお宮さんのあたりのカーブの改良、それからその先になりますが、今度は玄通寺山、あの辺の周辺が終われば一応完了かなと思っておりますが、大分先の話になるんじゃないかなと思います。

それから、波勝崎線、これにつきましては、カーブ改良を施工中でございますが、改良率が80.1%、3.3キロございます。延長が3.3キロです。現在1,500万円ついておりますが、来年度まで現在のカーブ改良が続行されると思います。

下田石廊松崎線については道路の防災工事です。防災で施工中ですが、14年度までかかる見込みです。現在9,200万円ついております。

それから、町道関係ですが、基幹町道が1級町道集落間道路とか、あるいは公共施設に関連する町道ですが、これが21路線ありまして、それから2級町道、集落内の幹線道路、これが18路線あります。そういう中で、現在、ダム関連工事で青野A線、鈴野A線につきますと、これは1級町道になるんですが、橋梁2基と1.5キロが5.5メートルで完成を見ています。これにつきましては、今借地で県が借地していますものですから、今後町が分筆して、それから用地取得に入りたいと思っております。

今現在施工しているのが万耕地線であるとか大平B線、この辺も防災的な面で非常に狭いところですから、その辺も、大平B線につきましては、来年度からどういう計画でいけるのか検討していきたいと思っております。

それから、青市区内1号線を今年度から工事に着手しました。一町作線につきましては、これは一応カーブ改良のつもりでありますが、今、青市区長さんと詰めておりまして、待避所、あるいはできるところは拡幅改良の形で進めるということで、これから設計、それから入札に入っていきたいと思っております。

○3番（鈴木史鶴哉君） 結構です、もう。

○議長（簾田国広君） 鈴木史鶴哉君。

○3番（鈴木史鶴哉君） ただいま国県道あるいは町道等、細部にわたってご説明がありました。先ほど申しあげましたように、将来縦貫道も開通する見通しの中で、やはり今からかか

っていないと、なかなかアクセス道路というか、迂回路にしてもそうですけれども、相当長期を要すると思います。したがって、厳しい財政事情の中ですけれども、国あるいは県等にも働きかけをより強力にさせていただいて、これらの整備を促進していただきたいというふうに思います。

時間の関係もございますので、次に移りたいと思います。

治山、治水対策について伺います。

第4次総合計画の中に安心して住めるまちづくり、災害に強いまちづくりとあり、その中で治山、治水対策として「がけ崩れなど災害の危険性のある区域については、危険度を把握し、適切な災害に対する事業を推進します」とあります。

現在、町内各所で土石流危険渓流地、あるいはがけ崩れ危険区域、あるいは急傾斜地危険箇所等の看板、いわゆる指定看板が見受けられます。これらをどういうふうに現状把握をされているのか。また、これらのいわゆる危険区域に対する対策、必要に応じては工事施工等、県なり関係機関等への働きかけを行っているのかどうか。先ほど申し上げましたいわゆるこの指定看板は、例えば大雨にはがけ崩れの危険がありますので避難してくださいとかという、いわゆるそういう警告を促すような看板であるわけですが、これらについてどういうふうなことで対応しているのか、まずお伺いします。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 治山事業についてであります。山地災害から地域住民の生命、財産を守るために、山崩れ、土石流の災害より住宅や公共施設などが災害を受ける恐れがあることから治山施設の設置や防災機能の高い森林整備を行っています。

災害の規模により公共事業と補助事業に分かれますが、具体的に事業計画、予定箇所について関係区長様より治山事業施工要望書を提出していただき、伊豆農林事務所へ進達しているところでありますが、なお毎年6月初旬から中旬を治山パトロール期間として、山地災害防止キャンペーンを伊豆農林事務所と町で実施しております。

詳細については、農林水産課長より説明させます。

○議長（簾田国広君） 農林水産課長。

○農林水産課長（内山力男君） ただいま町長が答弁したとおりでございますが、具体的には災害が起きたとか危険箇所があるとかといった場合、地権者等もあるわけでございますが、区長さんを通じて現場等見まして、その現地等を調査の上、伊豆農林事務所と協議しながら、公共事業、公共事業というか県営ですが、また、町が施工する場合がありますので、あるい

は補助事業でということでございます。

そうしたとき、治山事業については負担金も相当ございます。県営になったときは、負担金はございませんが、治山事業につきましては、そういったいわば町の用地補償ということもございません。立木等は最近はあるのですが、用地については無償提供ということでやっております。ただということは現地からそういうことを私たちは、そういう危険場所があった場合は、私たちは区長さん、地権者ともども、相談しながら施工しております。

以上です。

○議長（簾田国広君） 鈴木史鶴哉君。

○3番（鈴木史鶴哉君） いわゆる現状把握といえますか、危険区域の判断というか、あれがなかなか難しいと思うんですけども、これはもちろん災害が発生してからではもう間に合わないわけですから、地元の区長さんなりとよく相談しながら、この状態がどうなのか地元の意見も聞きながら、事前にもう施工すべきところは施工すると、工事、県なりをお願いして。ということをもって、やはり先ほど申し上げましたように、安心して住めるまちづくりということで、ぜひこの点をなお一層その推進を図っていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（簾田国広君） 鈴木史鶴哉君の質問を終わります。

◇ 鈴木久香君

○議長（簾田国広君） 1番議員、鈴木久香君の質問を許可します。

〔1番 鈴木久香君登壇〕

○1番（鈴木久香君） それでは、通告によりまして、市町村合併についての質問をさせていただきます。初めに申しますけれども、私は町村合併については慎重者ということで質問させていただきます。

政府が市町村合併を強引に進める1つは、浪費と言われる大形開発を21世紀も効率的に進める体制を維持しつつ、地方交付税の削減、国の地方への財政負担を徹底して減らすこと、第2に自治体のリストラです。住民の福利増進のため、行政サービスを市場原理にゆだね、自治体行政の公共性を縮小、変容させようとするもので、中長期的には現行の都道府県と市町村の二層性を解体し、地方自治体の根本的変更と言える都道府県の広域的再編を意図していると言われております。

ここに、全国市町村副会長、茨城県の関城町の齋藤町長の合併に対する考え、意見が記載されております。「住民の意見を一番大切に」が主眼であります。合併する場合、私が合併するんじゃない、町民が合併するんだと主張しております。国による市町村合併の押しつけ、地方交付税削減の動きが強まる中、全国町村会は11月28日に開いた全国町村長大会で、合併を強制しないこと、合併を意図とした交付税算定の見直しはしないことなどを求めた緊急決議を採択いたしました。

また、7月に全国町村会が町村や農山村の役割を知ってもらおうと、21世紀の日本にとって農山村がなぜ大切かという提言を発表いたしました。町村は人口では2割だが、国土では7割以上を占めています。農山村は都市に食料や水を供給するなど大きな役割を果たし、都市を支えています。政府が町村を軽視するような政治を行っている中、もっと町村に目を向けてほしいと要求しております。

このようなことから、合併に対する町長の基本姿勢及び当町の今後の対応についてお聞かせください。

○議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 当町の合併問題につきましては、先ほど石井議員のご質問でお答えしたとおりでございますが、最近の合併論議の中、下田市を含めた賀茂地区で市町村合併について議論、検討すべく賀茂地区合併問題調査検討会を設置し取り組んでおり、その検討会の作業部会で賀茂地区の現況の把握、基礎的史料の収集を進め、今後はその資料の検討、行政水準、行政サービスの比較等の現況調査、賀茂地区の将来像、発展の方向性の把握、先進地事例調査を含めた合併のメリット、デメリットの検討などを行うとのことであります。

本町を含めた賀茂地区の合併は将来避けて通れない大きな問題と認識しておりますが、賀茂地区合併問題調査検討会の作業の推移を見守り、賀茂郡町村会において、国・県の合併の動向に関することを注意しながら、議論、検討を重ねていく考えであります。

○議長（簾田国広君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） 町長もご存じかと思いますが、ここに福島県の矢祭町の資料があります。ここの10月の臨時議会で宣言を全会一致で可決いたしました。宣言は「大領土主義では町民の幸せにはつながらず、国が押しつける合併には賛意できない」と表明しております。

その後、町のホームページにはアクセスがふえ、1万2,000件以上に上り、議会関係者や研究者、市民からの問い合わせが相次ぎ、既に5つの自治体の議員が視察に訪れているそう

です。矢祭町議会のこの対応について、町長、どう思いますか。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 合併をしない宣言ということですか。

○1番（鈴木久香君） そうです。

○町長（岩田 篤君） 私は、それは町長の立候補のときから、経済改革路線ということで、私は財政再建ということで町長のとき立候補しております。そういうことを踏まえた中で、まだ情勢を見ながらですけども、私はする意思はありません。そこまでやる意思はありません。私は町長に立候補したときに、今、国・県の流れを見たときに財政再建路線、もう方向転換だよという中に財政再建路線というのをうたっております。そういうことを踏まえた中で、私がみずから合併反対ということはどうもはございません。

○議長（簾田国広君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） わかりました。

当町にも文化、スポーツ向上・振興に役立っている小さなグループが活動しております。このようなことができるのは町が小さくてまとまりがあるからです。互いに顔が見えるからこそできるんです。合併して大きくなると、顔が見える行政が失せてしまうことが私は心配です。今後、町民のために町長の慎重な対応、施政に期待するところであります。

続きまして、ちょっと重なりますけれども、合併のメリット、デメリットについて質問いたします。

政府は合併を推進する自治体には優遇的な財政措置を講じる一方で、小規模市町村には地方交付税を削減するあめとむちの施策を進めている。8月に出た市町村合併支援プランでは、道路、下水道、廃棄物処理施設の整備など各省庁が行う国庫補助事業について、合併市町村を対象に優先選択、重点投資するという露骨な優遇措置を方針としております。

地方交付税については、憲法で保障された地方自治の発展のための財源保障制度であり、きめ細やかな福祉、教育の財源であり、これらが減らされると乳幼児の医療や障害者への補助ができなくなり、福祉、教育の切り捨てにつながります。交付税を段階的に削減したり、合併を視野に入れ見直すことは納得できません。これらのことについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 大変難しい質問です。

現時点として、賀茂村を例にとるならば、交付税の率が下がって、そして村の自主財源を

2,000万円使っているという情報も入っております。そういうことを踏まえた中で、私は国としては有効な指導かなとは思いますが、それにすぐ乗るべきじゃなくて、本来ならば、そこに住民とのコンセンサスを図り、そして我が町を自分たちで守ろうという意識の方が大事じゃないかなと、そういうことを今のところは考えております。

○議長（簾田国広君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） わかりました。

私も、合併については、平成2年10月に農業協同組合の合併で経験しております。農協の事業目的の中で組合員に最大の奉仕をするということがありますが、結果、南伊豆町においては営業所等の廃止、支店、出張所職員の削減となりました。広域的な農協になったため、運営委員会制度が発足し、組合員の意見、要望を幅広く取り入れ、農協経営に反映するとなっておりますが、実は奉仕どころか、組合員の声スムーズに反映されず不便になったとの声が多く聞かれます。平成14年度には、当町としては最も高齢化、過疎化の高い農協の伊浜店、入間店、市之瀬店の営業形態が変更される予定となっております。

農協と行政とは違いますが、合併する場合、町長が合併するじゃなく、町民が合併するんだと主張して、今後の対応について、地域の実情に合わせ、じっくりと時間をかけて慎重に検討し、判断してください。これで合併に対する質問は終わらせていただきます。

続きまして、農林関係の質問に入らせていただきます。

それでは、保安林の推進について質問いたします。

平成13年11月末現在、当町の山林面積は7,263ヘクタールであり、うち保安林指定されている山林が148ヘクタールで全体の2%です。郡下7市町村のうち最低の数字であり、保安林全体で3,892ヘクタールありますが、そのうちの当町は3.8%です。現在、森林の公益的機能が重視されている中、保安林の指定が急務ではないかと思われま。

保安林に指定されると各種の恩典が受けられます。固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税については課税されません。その他相続税、贈与税についても、評価のときに3から8割が控除されます。また、伐採制限に伴う損失保障、森林整備、保育間伐が国の事業にて行うことができます。このような制度がありながら、当町ではなぜ以前から保安林指定に力を入れていなかったのかお答え願います。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 保安林の推進についてであります。町内の保安林は148ヘクタールであります。内訳として、水源涵養保安林57ヘクタール中、緑資源公団による造林地が約50

ヘクタール、さらに土石流防備保安林80ヘクタール、土砂防備保安林等11ヘクタールとなっております。

保安林の役割は木材を供給するだけでなく、水をはぐくみ、災害を防ぎ、心に安らぎや潤いを与えるなど重要な役割を果たしており、その種類は17種類に分けられております。当町では水源涵養、土石流土砂流出防備、土砂崩壊防備、落石防備、潮害防備、魚つき保安林が存在しておりますが、このような状況の中、なぜ保安林に力を入れなかったかのご指摘がありますが、昭和50年から60年、高度成長期に保安林指定を受けることを考えた場合、土地の地質変更、立木伐採等の厳しい制限があることなどから、地権者の賛同を得ることができませんでした。

今日のように、経済不況や木材家屋の低迷が進む中での山林の荒廃が起きつつある現状を考えた場合、土地の地質変更、立木伐採の制限を受けますが、山林には山林として、地権者の皆様が長期にわたり山林で相続することと認識してくださるならば、1団地5ヘクタール以上の杉、ヒノキ等で、樹齢級50年生以下の人工林を保安林指定を受け、保安林整備事業として森林造成や保育の整備を図ることができます。

特に、保育は、治山事業により森林や低機能な保安林を対象として、下草刈り、除伐、つる切り、本数調整伐や人工林内に侵入するモウソウ竹の間伐整備など、樹木の健全管理、森林の持つ公益的機能の維持・強化が図られます。今後、このような条件に合った山林については、あるいは山林地権者並びに森林組合等と連携を図り、保安林指定に向け検討をしてまいります。

○議長（簾田国広君） 鈴木久香君。

○1番（鈴木久香君） この間、11日ですか、青野大師ダムの今後につきまして説明がありましたけれども、まず初めにダムの上流の山林について、ぜひ町当局の主導による水源涵養保安林の指定を進めていただきたいと思いますので、これにて私の質問を終わらせていただきます。

○議長（簾田国広君） 鈴木久香君の質問を終わります。

◇ 梅 本 和 熙 君

○議長（簾田国広君） 4番議員、梅本和熙君の質問を許可します。

〔4番 梅本和熙君登壇〕

○4番（梅本和熙君） 先ほどから一般質問行われているわけですが、前置きはなかつ

たもので、私は前置きから少し始めたいと思います。

年の瀬も押し詰まり何かと気ぜわしい季節となりましたが、不況のせいか世の中が静まり返っているように感じます。政治に携わる者はだれもが活性化を叫びますが、「笛吹けど踊らず」の状態では景気は非常に深刻です。私も胸を痛めておりますが、町長も頭の痛い日々であると推察いたします。

そのような中で、通告に従いまして一般質問いたしたいと思います。

住民基本台帳ネットワークシステムについて質問いたします。

政府は、来年8月に住民基本台帳ネットワークシステム、略称住基ネットを全国一斉に稼働させる改正基本住民台帳法を本年8月に成立させました。

これに基づき、本年8月には、県内15市町村で導入テストが実施されることが発表されました。15市町村の中には南伊豆町も選ばれ、来年1月に導入テストをするとのことですが、どのような内容のテストが行われるのかご説明を願いたい。聞くところによりますと、テストは仮定の戸籍データを入力して、県と市町村とのやり取りの接続状況などを確かめるとのことですが、詳細をご説明願いたい。

次に、住基ネット導入によるメリットとデメリットについて、どのように認識されているのかお聞かせ願いたい。

総務省では、メリットの第1として、まず住民基本台帳事務の効率化を図る。つまり、住民基本台帳カードで全国どこの市町村の窓口でも住民票の請求ができるとか、引っ越しの場合の転入届を転入先市町村の窓口へ提出するだけでよく、転出届は郵送で済むと説明しています。また、これかこれよりまだ詳しい話もあるわけですが、第2点目のメリットとしては、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築する。これはご承知と思いますが、恩給の支給など給付行政や資格付与の住民住所確認、生存確認等に利用し、今までのように本人が住民票を取り、行政機関に本人確認のため提出する手間を省くことだそうです。

そして、第3点目としまして、第3点目のメリットは住民基本台帳カードを利用することで、各種サービスを受けることができるそうです。このことは一番大事なことなんですけれども、次の質問にも関連しますが、住民基本台帳カード、ご承知のことでしょうが、少し説明いたしますと、このカードは高度な安全確保機能を有するICカードだそうです。一般的なキャッシュカードと異なり、500文字程度の情報をチップに——ICチップですか、に記録できるカードだそうです。市町村は条例の定めにより、このICカードに市町村独自の福祉サービス、印鑑登録証明、診察券、キャッシュカードの機能等々を付与し、さらに本人の

写真を貼付することで身分証明書としての機能も付与することができると説明しています。

しかしながら、住基ネットのデメリットを主張する杉並区の山田宏区長は、区民の個人情報の保護に疑問があるとこのシステムに懸念を表明しており、ジャーナリストの櫻井よし子さんは「住民ネットは国民の個人情報が一元的に管理され、精神的に隷属させられるだけのシステムである」と警告しています。

以上述べたメリットとデメリットに対する認識とメリットとデメリットを踏まえた上での導入に対する町長の認識をお聞かせ願いたい。さらに、前述しましたとおり、ICカードにどの程度の機能を持たせる考えか、この辺もお聞かせ願いたいと思います。また、個人情報管理システムについては南伊豆町独自の管理システムを考えていないか、この点もお聞かせ願いたいと思います。

最後に、行政機関への申請や届け出を会社や家庭からインターネットで経由できるようにする電子政府計画についてはどのような認識を持っているのかお聞かせ願いたい。

法務省では、既に電子取り引き社会に対応するため、具体的な例では、静岡県法務局の本局と清水出張所間では相互の窓口で相手方管轄の不動産、商業登記簿謄本や本人の印鑑照明書が請求できるようになりました。このような点を踏まえて電子政府、電子県庁、電子市役所、電子役場計画に対する町長の考え方、さらに若手職員のプロジェクトのネットワーク南伊豆へのスリーアップの研究報告に対する町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、質問いたします。

○議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） では、お答えいたします。

来年1月の導入テストがどのような内容かということですが、導入テストにつきましては、既に10月より静岡県と沼津市、島田市、森町の3市町によりましてP1テストとして実施されております。1月の導入テストはP2テストとして、当町を含め15市町村で新システム移行に伴う準備作業にミスがないか調べるものであります。

テスト内容としましては、市町村コミュニケーションサーバ、CSと都道府県サーバとの接続及び他市町村との住民基本台帳の移動等がスムーズに接続されているものであるか実施されるものであります。その後、2月には全国市町村がP3テストとして実施されます。

住民ネットのメリット、デメリットでございますけれども、メリットとしましては、ICカードを受けることにより、全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられ、また転

入転出の手続が簡単になります。恩給、年金などの現況証明、各種資格の申請時に住民票の写しの添付等の省略が可能となります。

デメリットの面でございますが、最近民間会社、市役所からのデータ流出事件、インターネットでの個人情報の漏えいが相次いでいる中、このシステムを起動することに当たり、個人情報の整備やプライバシー保護の重要性を社会に根づかせる必要があると思います。

来月8月のスタートに当たり、住民基本台帳ICカードをどの程度導入する予定かということですが、平成14年8月スタートの内容につきましては、国の機関と都道府県、市町村における本人確認情報の廃止であります。住民基本台帳カード、ICカードにつきましては、平成15年8月スタートの予定であります。

ICカードの活用として、住民票の写しの広域交付、転入転出の特例処理はもちろんのこと、市町村の条例で定めるところにより、カードメモリーの空き領域を多目的に利用することになります。したがって、これから1年数カ月の期間のうちに南伊豆総合計算センター加盟5市町村と慎重に協議しながら、進めていきたいと思っております。

個人情報管理システムに問題がないかということでございますけれども、国の指導により、制度、技術、運用の3つの側面から個人情報を保護する対策を講じています。

制度面からの対策につきましては、磁気ディスクに記録する情報を本人確認情報、氏名、生年月日、性別、住所、住民行動、付随情報に限定し、国の行政機関等への提供先、利用目的を住民基本台帳法で明確に規定し、民間における住民票コードの利用を法令で禁止しています。なお、安全確保措置、秘密保持を義務づけております。

技術面からの対策としましては、安全性の高い専用回線を構築し、通信データの暗号化、複合、ファイアウォールの設置、通信相手との相互認証等により外部ネットからの不正進出、情報の漏えいを防止します。また、操作者用ICカードやパスワード等による確認、データ通信の履歴管理及び操作者の履歴管理によるシステム操作者の目的外利用を防ぎます。

運用面からの対策としましては、指定情報処理機関において住基ネットワークシステムを操作、管理、運用する担当者は、本人確認情報管理規定に基づいて、秘密保持義務、不正利用した場合の処分など、厳重に必要な遵守事項が定められています。また、指定情報処理機関には本人確認情報保護委員会の設置、都道府県には本人確認情報の保護に関する審議会の設置が義務づけられています。

以上、住民基本台帳ネットワークシステム導入の最重要課題として問題が生じないよう個人情報保護に努める所存でございます。

電子政府に対してどのような認識を持っているかということですが、電子政府については、現在総務省で新都市電子政府電子自治体推進プログラムを作成しております。

それによりますと、平成15年以降には、現在行政サービスを受けるためには郵送、官公庁の窓口まで足を運び、資料の提出や申請、届け出等の手続を行っているのが、自宅、職場で最寄りの施設からパソコンとインターネットを通じて24時間の行政サービスを受けることができるということです。また、国の行政機関を結ぶネットワークと地方公共団体を結ぶネットワークとの接続、現在約1万1,000件以上ある国の申請、届け出等の申請や公共事業等政府調達手続のオンライン化による電子入札、開札、また約5,000件以上ある地方公共団体の各種申請、届け出等手続のオンライン化、電子入札、開札等、種々行政サービスの基盤整備が進むものと考えられます。

本町におきましても、前段の質問でありました住基ネットワークのように、行政サービスの有効な手段と考え、財政的な面もありますが、住民サービスを最優先に考え、計画、整備していきたいと思っております。

○議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 町長、いろいろ説明をいただきました。ありがとうございます。

今、大体質問した内容をまた同じような説明をされていて、私が聞きたいのは住基ネットワークを導入する、この住基ネットワークに対する、杉並区の山田区長は疑問を呈しているわけですね。いわゆるそのメリットとかデメリットに対して町長はどんな認識を持っているのかなという問題と、ICカードに関しましては、もう相当南伊豆町でも若手職員でネットワーク南伊豆へのスリーアップ作戦ですか、これプロジェクトでやったわけですね。この内容を見れば、ある程度どのような内容を盛り込んでいくのか、そういうことも書いてあるわけですね、ある程度。研究してあるわけですね。

そういうことを踏まえた上で、町長はどの程度のことを考えられているのかと。ICカードの中にどのようなものを埋め込んでいきたいのかというか、ICカードの機能として持たせたいのか。そして、さらに電子政府ということが言われているわけですが、この電子政府というのはある意味では時間と空間を短縮するものですよね。そういうものに対する政治の対応というもの、こういうものを町長に聞いたかったわけですよ。

その辺のところがなく、ただ、私が質問した内容をメリット、デメリットも説明されたし、いろいろしていただいて、また電子政府の内容も説明していただいたわけですが、具体的にはもっと町長がそのことに対して——これは非常に重要なことだと思うんですよ。

今後のいわゆる政治を、政治というか行政の運営の中で非常に大事な、IT革命とかIT化とかということは大事なことだと。それに対する町長の認識をもう少し聞きたかったなと思うんですけども、どうですか。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 企画課長の方より答弁させます。

○議長（簾田国広君） 企画課長。

○企画調整課長（谷 正君） 今の電子政府、電子自治体の件ですが、梅本議員の方が私どもよりある面では非常に造詣が深いんじゃないかというふうな認識を持っているんですが、先ほども町長の答弁の中にありましたが、2003年、平成15年をめどに電子政府、電子自治体でITを使った24時間行政サービスを行うという、これが現在の政府の大きなスケジュールになってきております。

それで、具体的には、国の方なんですけど、健康保険とか厚生年金保険の被保険者のご指摘のとおり取得届だとか、それから公認会計士とか司法書士の試験の申請だとか、それから電子申告、所得税の電子申告、電子納税とかということがありまして、確かにこれはインターネットの行政報告のホームページの開設にもありますが、南伊豆の場合は伊豆半島の先っぽだよ。地域格差、それから距離による情報格差等が現在もあると思います。

ところがインターネット、こういう24時間サービスのものでやった場合は、その格差がある程度縮まるんじゃないかと。光と同じ速度なものですから、そういうものがそういう情報格差——情報格差というのがまだ、回線の敷設がいろいろなもろいものでやってあるものですから、光ファイバー等でやってあればよろしいんですが、そういうものがまだ残念ながらこっちの方へ引かれていないものですから、そういうものはあると思うんですが、こういうものでやった場合は、そういう格差は確かにいろいろな関係で検討して、それを導入してということであれば格差は縮まりまして、いろいろな関係で行政サービスができるんじゃないかと思っております。

○議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） どっちにしても、この住民基本台帳ネットワークシステムの構築ということは将来の電子政府に向けた非常に重要なことでしょうし、それに先駆けて確かにネットワーク南伊豆へのスリーアップ作戦——スリーアップというかプロジェクトでこの回答も、というか研究も相当若手の職員はされているみたいで、それでその中に確かにこの住基ネットICカードの内容も大分書かれているわけですよ。

そして、その中で一応職員の研究の中でもデジタル・デバイドのことが言われたり、もう情報格差、将来町民の中、地域格差も当然あるんでしょうし、町民の中でもデジタル・デバイドが出そうだと。そういうことに対して、やはり行政の執行者として、それをなくしていくと、なくしたいと。そのために何をすべきかという施策というものを町長の方から本当は聞きたかったわけです。

町長、当然このネットワーク、プロジェクトのこれ読んでおられると思いますけれども、非常にいい研究報告だと思いますもので、これに関する——もう少し読まれて、ICカードの、もし、当然これもう杉並区の区長みたいに言うこともできないでしょうし、いわゆる住基ネットを導入テストもやるんですからもう取り入れると。そういう中で考えたときに、ICカードをどのようにするかというようなことは当然もう来年の8月ですからね、考えていかなくちゃならないと。

そして、どこまでいいカードにされるのか、南伊豆の独自性を出していくのか。そういうことをもうそろそろ研究——研究じゃない、もう当然そのことに関して町長から、私はこうしたいという意見が本当は欲しかったわけですがけれども、一応そういうことで企画調整課で一生懸命頑張っているみたいですから、そういうことを踏まえて今後一生懸命そのICカードの中に何を入れるのか、どういうふうなことができるのか、こういう研究をしていってもらいたいと。これで、この質問は終わりたいと思います。

次に、厚生省の薬用試験場跡地についてでございます。

先ほど行政報告の中で町長の方から一応報告もありましたけれども、このことについて、もっと詳しい形での質問をさせていただきたいと思います。

ことしの1月12日の新年賀詞交歓会で町長が厚生省薬用試験場跡地の払い下げを受けたいというような発言があってから、本年11月5日の——たしか11月5日だったと思いますけれども、全員協議会まで、議会には公式な説明がないままでした。

私が本年6月の定例町議会の一般質問で、町長の独断で跡地の払い下げを受けることを決定したような発言をし、跡地に保健福祉センターをつくるとか薬用植物の研究所として活用するとか、いろいろ発言をされているみたいなことを聞いて、そのようなことを発言するのは早計ではないかと。払い下げも決定していないのに活用方法を公的な場で発言するのは議会軽視であるし、慎むべきであると発言し、町長にただしたところ、町長は以後は議会軽視にならないように気をつけると、たしか回答したと思います。

その後、11月5日の全員協議会では、財務省に払い下げの陳情に行くから、議会側からも

議長に陳情に行ってもらいたいというような話がありました。その会議の席上で議会側から具体的な計画は何かとの質問があったのに、町長からはその説明は一切ありませんでした。公の場ではいろいろと町長が言われていると。例えば、先ほど言ったように保健福祉センターつくとか、薬用植物の研究所として利用するとか、桜まつりの駐車場として利用するとか、そういう話がいろいろと耳に入ってくるわけです。

そのような形の中で、全員協議会では、説明を求めても一切町長からは何をするというようなお話はございませんでした。これは相違ありませんよね、町長。

そして、そういう私の質問に対して、稲葉収入役からは、これはもう非常に口から出任せなのか、道の駅を計画していると答えればいいと、町長に対して発言がありましたよね。

全員協議会を招集要請しておきながら、当局の計画説明は稲葉収入役の道の駅発言だけであり、非常にお粗末なものであると感じたのは私だけではなくて、出席委員の全員が感じたんじゃないかなと思います。具体的な計画もないままに約 7,000平方メートル、坪換算すれば約 2,100坪の土地の払い下げを受けるのは無謀であると言わざるを得ません。

景気のよい右肩上がりの時代ならいざ知らず、不況の中で税収の落ち込みも予想される中で、なぜ今なのか。単純に坪10万円と計算しても2億 1,000万円の土地取得代金が要るはずで、その上に箱物をつくれば数億円の資金が必要となります。この点をどのように町長は考えているのか。そしてまず、議会を無視して進めている払い下げに関しては、財務省とはどの程度の話し合いまでいっているのかをお聞かせ願いたい。

次に、土地取得代金や箱物建築等の財源については、どのように考えているのかお聞かせ願いたい。先ほど同僚議員の予算編成に関する一般質問の中で、総務課長からいろいろと今後大形事業が山積していると、お金が要るんだというような話もありました。そのような中でどのように考えられているのか。

そして、最後に、町長は本音と建前を使い分けて、いろいろこのことは話しているんだというようなことを発言されているみたいですが、議会に対しては本音で、この件に関して具体的な構想をそろそろお聞かせ願ってもいいんじゃないかなと思います。よろしく願います。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） では、お答えいたします。

最初に9月13日に、ここに書いてありますけれども、私が皆様方にお話ししなかったというのは、9月13日に厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所の総務部長が来て初めて厚生省、

国の機関として廃止するというのが決定になったわけです。それまでは、ここに書いてありますけれども、廃止の風評ということで、あくまでもそういう情報をいただきましたもので、私の方とすれば、もし廃止になったならば行政の方でも受けてもいいよと。ということは、なぜそういうことを考えたかという、平成11年3月の「みなみの桜と菜の花まつり」の反省会において駐車場がないよと、そういうのは関係団体から要望を受けているわけです。そして、去年の3月に横嶋議員も駐車場の確保について質問しているわけです。

そういうことを踏まえた中で、私は早計かもしれませんが、もしあそこの土地が取得できたならば、最低でも駐車場については有効かなと、そういうことが頭をよぎったわけです。そしてたまたま来年の、それは結果ですけれども、去年の8月ごろ廃止というような情報がありましたもので、そういう要望があった中で観光立町としての要するにふるさと創生資金を、あの条例を見ますと観光立町としての基盤の整備のためにあのふるさと創生資金をつかってもいいというようなそういう条項になっていますもので、その駐車場にもしそれが基盤整備という感覚でとらえるならば使えるじゃないかなと、そういうことを踏まえて、私は当面は駐車場としていいんじゃないかなというのを考えていました。

そして、あの流れの中でなぜ皆様方にお知らせしなかったかというのはいろいろ、例えば和歌山の例をよく出すわけなんですけれども、ここは職員が1人と、そして5,500平米ある中において廃止が進まなかったと。そういうことを踏まえた中で、これを余り公にし過ぎると廃止されない可能性もあるよと。そういうことを踏まえた中で私は慎重、慎重というより廃止に、できたら廃止にできればなということを踏まえた中で、皆様方に連絡しなかったことは9月18日におわびしております。

そして、本音でということですが、私は花と薬草ということでこれからのまちづくりをつくりたいなというのも考えております。ということは、花というのは天候によって左右される。暑かったり寒かったり、そしてそういう要素がたくさんあるわけなんです。そういうことを踏まえた中で花よりも、花もさることながら、花をメインとしますけれども、薬草というまちづくりができたならば、補助することができるじゃないかなと私は考えております。そして、薬草がもし軌道に乗るならば期間も長く、要するに例えば花にすれば1週間ぐらいがピークになると思いますけれども、薬草を産業としてとらえることができたならば、それが根づいたならば採集期間も長くなり、そういうことを踏まえた中で私は1つの産業として育てていく要素があるんじゃないかと、そう考えているわけです。

そういった中でぜひ厚生省の薬用試験場については取得したいなと。そして、正式に動き

出したのは皆様方に報告した後、9月27日に東海財務局へ行っているわけです。そして、皆様方に一緒に行ってくださいませんかということもお願いしたわけなんですけれども、それについては町単独で行けよと、そういう返事をいただき、企画課の課長とそして係と私は行った状況であります。

そして、本音と建前ということですが、その中で要するに東海財務局の方は公共・公用施設ということを使うわけです。しかし、私とするならば、あそこが南伊豆町の一等地であり、そして私は最初から観光立町ということをお客様の要望として伺っているわけです。そして石廊崎地区、そして下賀茂・湊地区、そして天神地区と私は核が3つあると考えているわけです。その中にあそこの一等地をもし取得できたならば、観光立町としての核づくりができるじゃないかなと。そういうことを踏まえた中であそこはぜひ取得したいなと。

そして、制約として公共・公用施設ということがあるわけですが、それは本当に本来ならば先ほど言った、梅本議員が言ったような老人福祉センターとか、そういうのが一番いいでしょうけれども、そうすると土地取得だとか、そして制限されてくるわけなんです。それよりも、本音で言うならば、本当に薬草に関する施設を残して、そして跡地については有効に活用できないかというのが私の本音として言っているわけです。

以上です。

○議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 町長、今、非常に重要な発言をされたわけですが、薬用植物試験場が廃止された方がいいみたいな発言をされていたわけですが、これは非常にゆゆしき問題で、そしてまた町長が本音として語っている薬草の研究所とか薬草の利用の施設として利用したい。今まで国の方で、政府の方で厚生省の薬用試験場として、そして薬草の研究とかそういう場所として、今まで研究機関として南伊豆町にあったわけですね。これは南伊豆町の地理的なもの、天候とかいろいろなものを含めた地理的なものを含めて南伊豆町が選ばれていると。そして、先ほどの行政報告の中で種子島へいろいろなこちらの薬草を移すと。せっかくあるものをそちらへ移すと。そこまでされるのに、また町長は薬草なんですか。これは非常に話として矛盾がありはしないかと。

もともと南伊豆町にこの厚生省があって、そして廃止されないで運営されている方がよかったですんじゃないかと。そして、そのような中で、国がいわゆる研究をしてくれたものを南伊豆町が国に頼んで、厚生省に頼んで、今厚生労働省というみたいですが、そこへ頼んで一緒に研究の資料をいただくとか、活性化の方法を考えていただくとか、その方がよ

かったんじゃないですか。非常にこれ矛盾がありますけれども、廃止される方がよかったなんて、こんなこと言ってよろしいんですか。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 廃止されてよかったというよりも、その前に「みなみの桜と菜の花まつり」を踏まえた中で、そういう要望が上がってきているわけなんです。そして、現に横嶋議員も去年の12月定例議会において駐車場の確保ということもうたっているわけなんです。そういうことを踏まえて、もし廃止になったならということで私は考えておりました。

○議長（簾田国広君） 梅本君。

○4番（梅本和熙君） そうじゃなくて、その前に町長が言ったのは、廃止される方向で考えた、こう言いましたよ。だから、それは非常におかしいと。そして、廃止された後にまた何をやるのかといったら薬草。薬草というのは今までこれ薬用試験場で厚生省がやってきた仕事ですよ。それをまたやるんですか、町のお金をかけて。

そして、大体この払い下げに対する打ち合わせ事項を見ても、用地に関しては特別安くというようなことは書いてなくて、これは不動産鑑定士を双方でいれて、双方の不動産鑑定士の出した価格でというような物の言い方になっているわけですよ。

ということは、私が先ほど質問の中で坪10万円に換算しても2億1,000万円だというような話をしたけれども、本当に10万円程度の不動産鑑定額でおさまると、町長思っているんですか。町長も仕事として不動産に関係する仕事をされてきた人ですよ。だから、本当にその辺のところは自分の確信として持てるのか。それにしても2億1,000万円は結構なお金だと、10万円にしても。このお金を先ほど言ったふるさと創生資金で出すと。

じゃ、あと、箱物をどうやってつくるんですか。この辺のところ、もう少し詳しく議会に説明してもらいたいと思います。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 先ほどから言っていますように、最初がその駐車場として利用できないかというのが前提にあったことも事実です。そして、9月27日行った中において公共・公用施設ということで言われました。それについて、私は確かに梅本議員が指摘するように、あそこ単なる老人福祉センターにしたならば、そういう箱物によって今の666兆円の借金のまた繰り返しになるんじゃないかなと知事とお話ししたんですけれども、本音であそこは買えないものか、ひとつその辺が政治的になると思いますけれども、14日に知事のところへ面会に行ったのは、本当に箱物、公共・公用というのはわかります。建前はわかります。しか

し、これを繰り返していたならば、日本のこの 666兆円の本当に繰り返しになるんじゃないか。起債を起こして、またその起債のもとは何かといったら、国からの交付税で南伊豆町はやっているわけなんです。

そういうことを考えたときに、少なくとも一番経済的効果のあるような施設のことを考えるならば、安くて本音でつくれるような施設、例えば私は考えていたのは、じゃ、薬草によってそのまちづくりができるかということを考えて、質問もありましたけれども、私は可能性があると信じております。ということは、岐阜薬科大学の先生が言った中で、伊吹山の近郊において、薬草を使ったことによって医療費の削減がなつたと。そういうことも事例もあります。そして、先日、厚生省の薬用試験場の方に薬草についてまちづくりで成功しているところはないかということを見ましたところ、薬用、薬草を使って九州の方で、農業新聞ですけれども、医療費が大変安くなったというデータもいただいているわけです。

そういうことを踏まえた中で、私は薬草によるまちづくりというのがこの町に合うんじゃないかなど。ということは、3,300人の高齢者がいるわけなんです。その方々に薬草に目を向けてもらうことによって、そして薬草というのは海岸にもあるし山にもあるわけなんです。今までの観光立町南伊豆ということ考えたときには、海岸が大体メインになっていたと思うんです。私は、地区懇談会において、薬草は共通項になるよということを言っているわけです、薬草は共通項になるよと。そして、その全国5カ所のネーミングを取得することによって、薬草の町ということでインターネットによって利用できるんじゃないか。

そして、これからの行政というのは、少なくとも高齢者をいかにこの行政に取り込むかというのが大きな課題になってくると私は認識しているわけです。そういうことを踏まえた中で、あの厚生省の薬用試験場については、ぜひ私は政治生命をかけて、ともかく一生懸命、政治生命というより、ともかく誠意を込めて取得に頑張りたいなと、そういうことでございます。

○議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 先ほど駐車場の意見が、駐車場ということがまずきっかけになつたみたいな話がよく町長から出ているわけですが、これは同僚議員の名前では横嶋議員が今出ているわけですが、横嶋議員は議会でしたか、まず廃止よりも存続運動をすべきだよという意見を町長に言ったような記憶があります。

そして、桜のために駐車場を確保するんであるなら、駐車場というのはどういう形でも用意ができるんじゃないかと。例えば、下賀茂のあそこでなくても、どこか上賀茂の方にでも

用地を取得してシャトルバスで送迎するとか、駐車場のことに関してはどうにでもできる。ただ駐車場のためにそのことが頭に来たというのは非常に安易であると。

それと、もう1つは厚生省が薬用植物試験場として使っていたと。薬草の研究をやっていたと。それを利用すれば、先ほど言った薬草による老人に対する医療とかそういうことも可能だったんじゃないかと、そして南伊豆町が余計なお金を使わなくても済むんじゃないかと、このように考えられるわけですけども、今、非常に行政というのはスリム化して行って、先ほど町長も言ったように666兆円という国の借金があり、各自治体も非常に財政に苦しんでいる。そういう中で、できれば民間活力を利用するという、PFIでしたか、あの民間活力を利用するというPFIとか、そういう方向で物事を考えられるのも一つの方法ではなかったかと。

そしてまた、厚生省というのは、非常に確かに町長言うように南伊豆町の下賀茂の中心的な場所になるし、これをPFIで、民間活力を利用した形で開発してもらった方が行政としてはよかったのではないかと、こういう意見を添えて次の質問に移りたいと思います。

○議長（簾田国広君） ここで休憩をとりたいと思います。

10分間。

（午後 2時15分）

○議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

（午後 2時25分）

○議長（簾田国広君） 町長の方から申し出がありましたので。

町長。

○町長（岩田 篤君） 先ほど、横嶋議員が平成12年3月定例会において駐車場ということの要望があったということを言いましたけれども、私が情報をいただいたのは8月ですから、横嶋議員が言っている駐車場と私が考えた駐車場とは関係ありませんもので、横嶋議員の名前の関係する分については削除したいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（簾田国広君） 続きまして、梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） では、引き続き最後の質問に移りたいと思います。

来年度の予算編成方針について質問いたします。

先ほど同僚議員から同様の質問がありましたので、重複する部分が多々出てくると思いま

すが、重複する質問があった場合はご容赦ください。

まず、質問要旨に記載したとおり、町長任期の実質的な最終年度の予算編成に当たり、どのような特色ある予算編成をなさっているのかお聞かせ願いたい。

これは先ほどいろいろ同僚議員からの質問の中で、非常に厳しい財政状況の中で特色を出せといっても非常に難しいんでしょうけれども、特色の出し方とすれば、例えば私は福祉に力を入れるとか、例えば環境に力を入れる予算編成をしたいとか、こういうことではないかと思うんですけれども、非常に世の中は不景気で来年度の税収の落ち込みは大きいものがあるのではないかと思います。

そのような中で、今月11日には、先ほどやはり質問があったように青野大師ダムの工事代金が大幅に増額される。そのようなことから、当然南伊豆町の負担増があることが全員協議会で土木事務所から説明されました。このことに対する町長の考えは先ほど同僚議員の質問に対して答弁がありましたのでよろしいわけですが、何か追加の回答があれば、答弁があればお願いしたいと思います。

このようなことを含めて、財政状況は決して楽な状況ではないと思います。町長初め当局は非常に厳しい思いをしていると考えますが、厳しい状況の中でどのような施策に重点を置いて予算編成をされるのか。先ほど申しましたように、景気対策に重点を置いた予算編成をするのか、福祉か環境か、それとも緊縮財政か。どのような考えをお持ちかお聞かせ願いたいと思います。先ほど同僚議員の質問に対しては、効率的な運営とか総花的な意見を述べられておりましたが、もっと具体的な意味でどの辺に重点を置いて財務当局に指示を出しているのか、この辺のところを聞きたいと思います。

また、平成12年度から平成14年度の南伊豆町過疎地域自立促進計画では、平成14年度の重点事業は先ほど説明がありましたように三浜小学校の校舎の取り壊し、宅地造成工事が1億5,000万円、そして同僚議員から質問のあった一般廃棄物最終処分場の用地取得費で、これは3,500万円ですか、3億5,000万円でしたか。

〔「5,800万円」と言う人あり〕

○4番（梅本和熙君） 5,800万円。

そして、保健福祉センター建設事業調査費で300万円が目につきます。この保健福祉センターの用地は15年度取得であります。この件につきましては再三私も一般質問をしていますが、来年度調査費の計上は間違いないものかお聞かせ願いたいと思います。

また、聞くところによりますと、路線バス対策事業費の補助金が過疎バスというか路線バ

スが赤字の中でふえるのではないかと聞いておりますが、この点についてもどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

非常に厳しい財政状況の中で日々苦悶し、苦慮されていることとは思いますが、以上質問いたしたいと思います。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 厳しい財政状況の中ではありますが、基本的には第4次南伊豆町総合計画や過疎地域自立促進計画に基づき、地域住民の要望等を考え各種事業を推進するとともに、昨年に引き続き生活環境の整備といたしまして、清掃センターのダイオキシン対策事業や三浜小学校建設に伴うプレハブ仮校舎の建設、校舎の解体工事及び長年の懸案事項でありました一般廃棄物最終処分場の建設に向かって用地取得等、積極的に進めていきたいと考えております。

また、バス問題については企画課長、そして福祉センターの問題については健康課長より答弁させます。

○議長（簾田国広君） 健康課長。

○健康課長（土屋忠儀君） ただいま議員がおっしゃいましたとおり一応過疎計画、それから町の総合計画におきまして健康福祉センターの建設、14年度に一応調査費でもって300万円、そして15年度用地取得として4,000万円、そして16年度建設4億円という格好に計上してございます。

しかしながら、やはり緊縮財政の中でもって先ほど言いました三浜小学校の問題、それから屋内運動場建設や廃棄物の関係、そして最近ですと庁舎建設云々等も浮上しております。ただ、だから単純に保健福祉センター建設だけではなくてこの辺も踏まえた中でもって検討してもらいたいと思っておりますが、ただ、この庁舎建設云々の中でも、やはり利便性の関係とか活用度の関係、そしてあと機構改革によりまして健康課、福祉課も今度は一本になってくると、こういうふうなあれもあるものですから、とりあえずはそういう中でもって300万円は予算、まだこれからヒアリング受けるわけですけれども、計上させてもらってございます。

以上ですが。

○議長（簾田国広君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷 正君） 過疎バスの補助金でございますけれども、乗降調査を今年度やったんですが、それによりまして利用者の減が思っていたほど大きいということなんで、

まだちょっと申しわけないんですが、ばちっとした数字はまだ把握していないんですが、東海バスの方も経費等については若干の経費節減ということがあるんですが、その差し引きということになるものですから、14年度はその金額が13年度より若干ふえるような形で聞いております。

今のところ、以上です。

○議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 健康課長の方から300万円の予算上程をしたいという話があって、財務当局の総務課長ここにいられて、町長もいられるわけですけども、これに関しては決定ということで考えてよろしいんですか。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 今、各課に指示しまして14年度予算、平成15年、この後各課いろいろな内容なり要望が出てくると思います。そういう中でもって、やはり必要なものはやっていかなければならないということで、1月下旬、あるいは2月の初めには町長ヒアリングを終えて14年度予算編成終わりたいと。

また、それがまとまりましたら全員協議会をお願いして、新年度予算の概要を説明したいと思っております。

○議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） この保健福祉センターに関してですけども、これ過疎計画にも載ってまして、そして何度か私一般質問しまして、そして町長の方からもやりたいという答弁があったと思います。そして、来年度の300万円の計上に関して町長の確信的な答えがもしいただけないものか。

町長、この点に関してまずどのように考えられているか、ひとつお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） まだ全体像を把握しておりませんので、ここで確信という答えはちょっとできかねます。

○議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 町長、町長が最後の年にやりたい自分の予算編成の中で、例えば保健福祉センター、これは非常に大事なことだと。先ほど高齢化の中で老人のことを考えていくということは大切なことだと町長も言われていましたよね。そういう中で、私はつけるつもりでいますと、総務課長にそのような指示をしますということが町長言えないですか。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 私は単独で福祉センターというよりも今は複合的な庁舎だとかそういうことがありますもので、単独では申しわけないですけれども、今言うわけにはいきません。

○議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） わかりました。その件はそれで、ぜひ複合的な施設にしてもその辺の調査費計上を努力していただきたいと。

それと、先ほど路線バスの関係で企画課長答えられた、若干ふえるだろうと。若干ふえるんじゃないだろうかというような話ですけれども、もうそろそろ東海とある程度話をされて、ある程度具体的な数字というのが大体来年度これぐらい増額するんじゃないかというのは持ってられないんですか。

○議長（簾田国広君） 課長。

○企画調整課長（谷 正君） その数字、一応東海バスさんの方から出てきたものはあるんですが、ちょっと今この手元にないものですから。

一応、現時点で東海バスさんの方から出てきた数字というのが7,300万円ぐらいの希望という形で数字は出てございます。その半分をお願い、13年度と同じような形で県の方で補助金として立てかえるという形で、残りを町という形で考えております。

○議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） そうすると、今年度よりは大体200万円ぐらいですか、ふえるのは、もう少しふえますか。

○議長（簾田国広君） 企画課長。

○企画調整課長（谷 正君） 本年度がたしか六千五、六百万だったと思いますから、800万円ぐらいじゃないかなと。

○4番（梅本和熙君） ということは400万円。

○議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） いわゆる路線バス対策に関しましてもいろいろ審議会で話をしていると。そして、助役が審議会の委員長でいろいろこれ検討されているわけですが、また来年度町の負担が400万円。県から合わせれば800万円ふえると今の話の中であったわけですけれども、これがこのような形でふえていった場合に、やはりこの財政事情厳しい中で非常に問題があるんじゃないかと。何らかのこの路線バスに対する対策を講じていかなければ非常に問題が大きくなっていくとを感じるわけですけれども、この点、助役ですかね、答弁。

○議長（簾田国広君） 助役。

○助役（飯田千加夫君） 議会からも2人ほど、このバス問題対策協議会に出させていただいて協議をしております。そういう中で前回申し上げました。ほかの委員さんも国・県の補助体制がある程度わかったと。わかったから、県も来年度も続けると。将来のことはわかりませんが、そういう中でやはり今の体制でいくしかない。そういう中で今後は区長さん方も、代表の区長さんいっぱいいるんですけども、やはり今の路線がそのままいいのか悪いのか。あるいは回数、サービス、時間、そういうことを協議していかないと、根本的な問題をここで協議しろといってもこれは限度がある。町がそういう考えであるならば、今後の協議会はそういうような具体的な問題について協議を進めてほしいと、こういうことになっています。したがって、次回の協議会は現在運行の中でのその運行回数とか本数とかサービス、時間、これらをどうしたらいいかということでやりましょうという方向でやっています。

それで、今回ふえるというのは、これは先ほど課長からもありましたけれども、今の東海バスの方は最低の運営経費でやっています。ですから、経費は落ちています。ただし、残念ながら乗客が減っています。もうこれはどうしようもない事実です。乗客が減っていますから売り上げが減る。

それで、現在のシステムは、町がこの30路線の赤字路線の運行を委託しているわけですね。それで、赤字が出た場合には赤字について町が補助しますと、助成しますと、こういう契約、これは各市町村同じですけども。ですから、結果的にお客さんが減れば、これはどういう感じでいっても、その負担分がふえてくると。

しかし、今それにかわるべきもの、新しい方法はやはり町営バスとか云々とか前から出ていますけれども、それがすべてではない。そうなったからといって解決するものじゃない。利用者が減ればだれがやっても赤字というのは難しい、続くじゃないかという考えから、やはり現在のところ、そういうような今のサービス、路線の回数、時間、それを維持するのか、もっと減らしていくのか、やはりそういうことがバス路線に対して協議会の中で今後は十分お互いに協議すべきじゃないかとかいうふうに考えております。

そういうことでご理解していただきたいと思います。

○議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 路線バス対策に関しましては、鋭意努力していただいて、いい方向性を見つけていただきたいと、審議会の中で。そして、議会にも諮っていただきたいわけですが、先ほど町長から生活関連の環境に対して力を入れて予算を組むと。これは非常に

いいことじゃないかなと思います。ぜひ、そういう形で、できれば先ほど言いました保健福祉センターに関して、複合施設になるかどうかは別にしまして事業の調査費、これは当然もつつけるべきだと。

庁舎のこと、保健福祉センターのこと、そういうことを含めて、ぜひ来年度予算にそういうものを、調査費を計上してってもらいたいなど、このように要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（簾田国広君） 梅本和熙君の質問を終わります。

◇ 渡 辺 嘉 郎 君

○議長（簾田国広君） 8番議員、渡辺嘉郎君の質問を許可します。

〔8番 渡辺嘉郎君登壇〕

○8番（渡辺嘉郎君） 通告のとおり質問をさせていただきます。

私の質問は、南伊豆町の景気、経済の対策についてというような質問でございますけれども、同僚議員の横嶋議員、鈴木史鶴哉議員、梅本議員が、3人が私の言いたいことをすべて言ったような気がいたしますので、私はごちゃごちゃ申しませんが、町長にお聞きをいたします。

南伊豆町の経済の景気について町長に伺いたいわけですが、去年の12月にもこのような質問をしたことを私は記憶しております。そのときに、町長は景気対策の予算編成は13年度は考えていないんだよというような返事を軽くいただいたような記憶がございます。しかし、今、我が国の実際経済はすごく落ち込んでおるわけです。税収がもちろん低下するよと。私の町も同じことだと思います。

そういった中で、景気悪くなってから13年余り続いてきているわけですが、今現在、町長はどのような危機感でこの南伊豆の経済を考えておられるのか、景気を考えておられるのか、1点お聞きをしたいと思います。

○議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 我が国の経済はバブル崩壊以降デフレが進行し、デフレスパイラルの途上にあることは既に皆様ご承知のとおりであります。企業においては設備投資、企業収益の減少、毎日のように報じられる企業破綻のニュース、失業率も5%を超え、個人消費は伸びず、日本全体が冷え切っております。一方、財政は破局的に近い状況で、財政赤字が急拡

大し、GNP比 128.5%と、主要先進国の中でも最悪の水準となっております。

このような中で、政府は公共事業を中心としたばらまき型財政に終止符を打ち、借金づけの赤字財政から均衡財政への転換を図るべく、国債発行額を30兆円以下に抑える公約をいたしました。本町の財政状況は税収や各交付金などの減収見込みとなり、財源の確保が十分できない状況であります。限られた予算の中で効率的な行財政運営に努めるとともに、町民サービスの向上を目指し、町の景気回復に努める所存であります。14年度の予算編成に当たりましては、各課のヒアリングの中で、景気回復につながるよう反映させていきたいと考えております。

○議長（簾田国広君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 町長、私の聞かんとするところは、観光あるいは商工業、その他農林水産業、全般に冷え切っているわけです。そういう中でも9月にあったテロ、これがいいか悪いかはわかりませんが、テロ景気と言っていいのか正しいのかわかりませんが、観光は海外に行く観光客は国内を向いてくれたと。そのおかげで多少、2割ぐらい、ここに来て伸びているのかなというような程度だと私は思います。これもいつまで続く問題ではございません。

しかし、そういうもろもろのことを考える中で工業、建築土木、一般に物すごく減少しているわけです。1割どころか、落ちているところだと、私回って聞きますところ4割も落ちているんだと。じゃ、そういう中であって、どういうふうにして町は景気対策を考えてくれているのかなというような声が私のところにも電話、あるいは直接行き合って言うてくる人たちがいっぱいいるわけですが、そういったような中で、もちろん漁業の問題もエビが安いとか、あるいは農業の方でも野菜が安いとか高いとかということよりも、まずどういうふうな危機感で南伊豆を見てられるのかなと。

本当に町民が資本家で、1つの会社でいえば雇われ社長なわけです。言い方は失礼ですが、町長は雇われ社長だと思うわけです。そういう中で、我々は職員だと。私ももちろんそのつもりではおりますけれども、どうしてこの会社を景気よく、赤字にさせないような努力をしていかなければいけないのかなということは、ここにいる課長さんたちも皆真剣になって考えていかないと、南伊豆町がつぶれる手前に本当に一般の、南伊豆町は零細企業多い町ですが、そういった企業がこの年末、あるいは来年にかけて参ってくるんじゃないかなと。そういうことを本当に危機感を感じてどんなふうを考えておられるのか、私はそこをお聞きしたかったわけです。どうですか、町長。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 確かに渡辺議員の言うとおりに、本当に各業者は大変だなというのは認識しております。しかし、これは全国的なものであって、それを、じゃ、南伊豆町に限られた財政の中で本当にそれを何をやっていいのかというのは具体的になかなか出てこないような気がします。ただ、私は公共投資に関するならば、生活に密着した町村合併だとか大きな流れがあるわけですから、そういう流れの中のものについては優先権も必要じゃないかなと。例えば、あと政治的なものだとか、そういうのは少し今の時代は差し控えるべきじゃないかなというのを基本的に考えに思っております。

ですから、渡辺議員には心配、当然ですけれども、私も心配しております。しかし、財政という公平公正ということあるならば、偏るわけにはいきませんから、その辺も理解していただきたいと考えております。

○議長（簾田国広君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 町長、それは私わかるんですよ。

しかし、公共って——民間が今設備投資がこの景気でできないわけです。しかし、公共がお金がない、財政が苦しいんだということもこれもわかります。では、どうしたら、その財政豊かにできるのかなと。あるいは国・県、そこに陳情に行くことも、これも一つの手だと思います。そのほかに、まだまだ我々がここの議会の中で、皆さんで知恵を絞って景気のいまちづくりというのを考えていかなければいけないんじゃないかなと私は痛烈に思うわけですけれども、そういった中で行政が苦しいんだから、みんなにもその苦しみを少しずつ分かち合っていたきたいよというようなこともわかるわけですけれども、しかし今、行政が愛の手を差し伸べなかったら、どなた様が私は手を差し伸べてここの景気をよくするのかなと。業者を救うことができるのかなということをお願いをしているわけです。

そういった意味からも、来年度の予算編成に向けて、同僚議員もおっしゃってありましたけれども、そういったことを2割でも3割でもそういうことを予算編成の中に取り組んで行く気持ちがあるのかなのか、そのことを1点、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 要望として承っておきます。

○議長（簾田国広君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 要望としてお聞きしておくことでなくて、本当に町長、前向きの姿勢で真剣にこのことはどの課の課長も考えていただいて、1円のお金を使うのにしても、

行政のお金を、上は何億円もあるわけです。しかし、地元の業者をどういうふうにして大事にして、そのお金を配っていくのかなということを真剣に考えていただきたいと思います。それがどの課にも欠けているような気がします、課長さんたちに。お願いをしておきたいと思います、これも。

そして、来年度予算にご苦勞でございますけれども、お忙しい中を苦勞の中で予算編成をしていかれると思いますけれども、その辺を頭の中に入れて、そして14年度の予算編成をしていただくことを切にお願いをいたしまして、私の質問にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（簾田国広君） 渡辺嘉郎君の質問を終わります。

◇ 大 野 良 司 君

○議長（簾田国広君） 14番議員、大野良司君の質問を許可します。

〔14番 大野良司君登壇〕

○14番（大野良司君） 通告に基づきまして質問をいたしますけれども、その前に関連がありますので助役に最初に、答弁を求める者、町長ということになっておりますけれども、助役に先に答弁を願いたい点がございまして、お願いしたいと思います。

実は、平成13年9月25日の総務財政委員会におきまして、私が3点ほど質問をさせていただきました。これはきょうの質問にかかわることが1点あります。その中で「町職員の定年退職及び勸奨退職の男女格差の平等化について」という質疑があったわけでありまして。

後日、助役の方から役場の職員に対して、どなたと言えませんが、大野良司、あんな質問するというのはおかしいじゃないかと、こんなお話をある職員が私のところに助役が言ったということで教えてくれました。そういったですね、1職員ですから、何でそんなことを助役の立場で言うのかなというふうに私は勘ぐったわけでありましてけれども、何かその中で私に対する意図か、また助役の考え方があってそんなことを申されたのか、ちょっとその1点だけ先にご答弁を願いたいと思います。

○議長（簾田国広君） 助役。

〔助役 飯田千加夫君登壇〕

○助役（飯田千加夫君） 委員会のときにその話が出たことは覚えております。それで、勸奨退職につきまして、助役は職員に強要しているのではないかというご質問ですか、意見があったことも覚えております。

そういうことを踏まえた中で、後でどなたかというか職員に私しゃべっていたかどうか、ちょっと記憶にありませんけれども、そういう状況があったであろう委員会の状態は記憶しておりますが、その後のことは細かくは記憶に正直言ってありません。

○議長（簾田国広君） 大野良司君。

○14番（大野良司君） 本人ご記憶がないということですから、一言言っておきますけれども、1職員に対して、1職員が私に対して普通そんなことを言うてくる職員というのではないと思うんですね。現実聞いたからすぐ言うてきたと思うんですけども、助役の実直さや熱意に対してはいつも敬意を払っているわけでありまして。しかしながら、助役の立場というものを、もう少し冷静に物事を判断していただいて、これは三役ですから、言動にももう少し注意して行政に当たっていただきたいというのが私のお願いです。本人が記憶がないということですから、これ以上議論してもむだですから、とりあえず、それにかかわって関連して助役に答弁お願いしたわけでありまして。

次に、南伊豆町職員の定年等に関する条例というのがありますね。この中の第3条に「職員の定年は60歳とする」ということで、ここで切っているわけですね。そのほかの第4条、5条については、これは定年後の方々に対する特に再雇用の場合をうたっているわけでありまして。ですから、定年にかかわる条文は第3条で、あと2条についてはこれは日にちを切っているわけでありまして、この1つしかないということでありまして。

続きまして、これに関連して、南伊豆町職員の優遇退職実施要綱というのがあります。これはできているわけでありましてけれども、この中に「人事の刷新と財政の合理化を図ることを目的とする」と。これは当然この役場、これは企業もそうですけれども、これは当然だと思えるんですけども、これは第1条にうたってありますけれども、第2条は括弧に「前号に規定する年齢に達しない職員で勤続25年以上の者で任命権者が特に必要と認めた者に対しても優遇退職、言うなれば勧奨いたしますよ」と、こういうふうになっております。

(1)は50歳以上58歳以下の職員で勤続10年以上の者、これは当然そういうふうになっているわけでありましてけれども、勤続25年以上というのは高卒でしたら、これは43歳から49歳です。後段言いました50歳以上58歳というのはこれは(1)の条文の中に記載されておりますから、高卒であれば43歳から58歳は勧奨の対象になります。こういう実施要綱であります。

この中で第3条に、この要綱の適用を受けて退職しようとする職員は毎年、旧ですと9月末日までになっておりますけれども、委員会でもご質問させていただきましたけれども、これは5月になったわけでありましてけれども、5月に変更したのはいつのことか、また目的は何

であったのかということをもう一度、これは任命権者が別に定めてという条項がありますから、任命権者がそうしたんだと思いますけれども、もう一度くどいようですけれども、5月にした理由と、いつやったのかということをご答弁願いたい。

どなたでも結構ですよ。

○議長（簾田国広君） 助役。

○助役（飯田千加夫君） まずこの要綱の改正、9月とあるのを5月としたのはいつかということですが、ちょっとそのことにおきましてははっきり何月何日とありませんが、要綱ですので、変更は自由にできるということの中で、前にもこれ答弁したと思うんですけれども、やはり採用試験の関係で今採用試験を7月か8月に行いますので、その前に勧奨退職で希望者の方をつかむという意味で、そういう勧奨退職で退職したい者については5月までに出してほしいと。それをもとに来年度の採用予定者の人数等を決めるといいますか、そういうことで……

〔「3月15日です」と言う人あり〕

○助役（飯田千加夫君） 何か平成13年3月15日にこの5月ということに変更したそうですが、そういうことで試験の前に早目に把握するという意味で期日は5月、早くしたわけです。

以上です。

○議長（簾田国広君） 大野良司君。

○14番（大野良司君） そういう答弁が前回ありましたので、きょうは公式の場所ですから質問させていただきました。

それで、第3条に今5月ということに変更したわけで、5月末日までという変更の理由についてご答弁があったわけでありましてけれども、その3条の別紙様式により「任命権者に退職を申し出る者とする」というふうな条文ですね。この要綱は任命権者に退職を申し出る。

町長、ここで質問しますけれども、「申し出る」というのが、言うなら一般的に言う肩たたきじゃないでしょうね。これは「申し出る」というのは本人の意思ですね。

町長、答えていただけますか。

○議長（簾田国広君） 町長。

○町長（岩田 篤君） 「申し出」ということはそう解釈していいと思います。

○議長（簾田国広君） 大野良司君。

○14番（大野良司君） どうもありがとうございます。

当然、任命権者に退職を申し出るというのは本人の意思でなければ、これは申し出ること

ができませんから、町長の答弁をいただきまして本当にありがとうございます。

俗に言う肩たたきというのがありますね。一般的に言う58歳になると肩たたきがあるとか、57歳であるとか。この肩たたきというのはどういうことですか。

どなたか、どなたでも結構です。よくそういう話を聞きます。肩たたきにあったという。どなたでも結構ですよ。

○議長（簾田国広君） 助役。

○助役（飯田千加夫君） これはこの要綱に基づきまして、58歳の誕生日を迎えました職員に一応、以前はどなたが先にやっていたかちょっと確認していませんけれども、私になりまして、私と総務課長で該当の方に勸奨制度の話とこういうことになっておりますという説明しております。それを、受ける方は俗に言えば肩たたきというふうに受けると思いますけれども、そういうことを平成11年度から、しております。

○議長（簾田国広君） 大野良司君。

○14番（大野良司君） そういうことだそうでありまして、俗に言う肩たたきというのがなかったということで理解をさせていただきます。

しかしながら、なかなか58歳でそういう、本人から申し出るというこれ要綱になっているわけでありましてけれども、来年度というか来年度で退職される方もこの中にいられるそうでもありますけれども、本当に本人の意思でやめられたのか。場合によっては逆に肩たたきあってやめられたのか。私は本人たちと話ししていませんからわかりませんが、うわさによりますと、やめたくなかったというような話も聞くわけでありまして。これは助役の方とやめられる本人とで感情の違いがありますから、一概に私の方でこうだったということは言えませんけれども、中身は現実的に当局の方から、もうどうだ、もうそろそろどうだろうかと、こんな話があったというふうに聞いているわけでありまして。

そこで、さっき言った町長もご理解をさせていただきました第3条の中で、本人の意思に従ってこれやめなければ、やめるって言うていけばこれはいいわけで勸奨になるわけでありましてけれども、もし当局の方でそういう考え方あって、私は60歳までやるといったときに、各市町村によって対応の仕方が違うと思っておりますけれども、ほかの市町村ではどういう状況になっているか、総務課長で結構ですからご答弁願えたらお願いします。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） この優遇退職、これは各市町村によってばらばらです。賀茂村とうちの方が58歳、それから東伊豆ですか。下田が59歳で今言ったように別に強制はしない。

それで、西伊豆が59歳、あとは58歳。

私ども、この要綱の第1条でもってこの目的の中で「人事の刷新と行財政の効率化を図る」。非常に今民間でもってもう中年者、もう40歳過ぎになると俗に言う肩たたき、非常に世の中厳しい中で、公務員だけは確かにそれは法律でもって60歳保障はされております。

ただ、そういう法に甘えて60歳までいるのかというようなこと。やはりそういう現行の非常に厳しい中、こういう中高年がもうリストラにあって、40歳以上かなりもう失業しています。そして、若い者が働きたくても働く場所がない。職員の採用やりますと大体10倍ぐらい。2人募集すると20人以上来ます。

そういう厳しい中で、私たちもそういうことも認識し、もう自主的にやめていく人も実際おります。なかなか大野議員の言われたように、これらの法律でもって60歳定年ありますから、これは本人がいたいという場合、うちの方も別に強要しているわけでもありませんし、実際来年度、同期の人も残る人もいます。ただ、常識的というか何というんですか、社会の情勢の中で、公務員だけが60まで法で今守られているから、いていいのかどうか。ここいろいろ分かれるところですけども、一応私はそういう解釈のもとにやっております。

○議長（簾田国広君） 大野良司君。

○14番（大野良司君） 総務課長のいうことはよくわかるんです。私も企業に勤めておりましたから、やはり企業も景気が悪くなれば、これはリストラが出てくるわけでありましてけれども、しかしながら皆さん高卒以上から公務員になったわけでありましてけれども、1人ずつ考えていただきたいのは、戦後非常に景気がいいときと悪いときが交互に来て今もうどん底に来ているわけですね。

その中で、当時、景気よければ企業人、景気悪けりゃ公務員、こう言って言われてきたんですよ。あなたたち、景気の悪いときは民間のちょうど平均をもらっていますからいいんですけれども、企業のいいときは企業の人たちは公務員をばかにした時代があるんですよ。今は景気が悪いから公務員、公務員ということでこれ風当たりが非常に強いのもよくわかります。だけれども、こういう景気で、私は何もきょう本当は質問したくなかったんですけども、これは基本的な問題ですから質問しているわけで、だれに頼まれてこれは質問しているわけじゃないことだけはわかっていただきたいと思います。

それで、今、総務課長が60歳までいたいと思う方はいいですよということは、その後につくものは、言うなれば行政の方、当局でやめてもらいたかったけれども残っちゃったと。ほかの町村にもあるみたいですけども、そういったとき減給、あるいは異動いろいろ出て

くるわけでありませけれども、現職のまま置くのか、いわば昇給はもう停止をするとか、減給をするとかということが出てくるわけ、企業は大体そうなんです。57歳以上はもう昇給はさせませんとか、役職につけさせませんとか、こういうのがありますけれども、公務員法でそんなことうたってありますか。どこかにありますか、どうぞ。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） 58歳でもって昇給は停止します、今のところ。

それで、また60歳まではいいわけですが、その分限の関係ですね。例えば58歳でやめられない方、現在まで例えば課長職で残りますよと。そういう場合、降格はできません。

ただ、職階制がありまして、課長の下にあるいは参与とかそういう同等の格を設けて、降格しないで給料も別に課長職の給料、こういう中で置くことはこれは当然できます。

○議長（簾田国広君） 大野良司君。

○14番（大野良司君） 降格なしで置くということはできるということで、もう理解しちゃっていいわけですね。ありがとうございました。

続きまして、定年に関する条例前文でも、今の実施要綱の中にでも、男女の差異というのはこれは一切うたっていないわけですね。それで、聞くところによると何か女性職員に早く勸奨を、促したか促さないかこれは別として、何か55歳ぐらいでそんなのがあったとかと聞いていますけれども、それは事実でしょうか。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） この勸奨要綱ができたのが63年ですね。この年からずっと実際問題、今言ったような男女格差ありました。そして、昨年までで58歳に替わりました。

ただ、こういう男女雇用均等法ですか、俗に言う、簡略すると。こういう中でもって、やはりそういう男女差は非常に社会通念上おかしいということで、町長も組合との団体交渉の中で次年度以降は男女とも、もし勸奨に該当する場合は58歳とするということを述べていますので、今後そうやっていきたいと思えます。

○議長（簾田国広君） 大野良司君。

○14番（大野良司君） きょう初めてそういった進歩的なお話を聞いたわけでありませ。

確かに、過去女性であることのみを理由に年齢的な差別をしたことはないかということで質問したわけでありませけれども、現実的に1つ言っておきますけれども、これは金沢地裁が本年の1月16日に、これは新聞に出たわけでありませけれども、男性よりも早い退職勸奨を拒否した女性に対して、今男女差を地方公務員法違反と判断して退職勸奨を強要する行為

も違法となったと。それと、もう1つは、合理的な理由はなく女性であることのみを理由にした差別的な取り扱いで地方公務員法に違反する。これはもう歴史的に判例が出て、きょうの答弁でそういうふうにするということでもありますから、ぜひとも男女差異をなくしていただいたことに対してお礼を申し上げたいと思います。

最終的な確認でありますけれども、58歳の勧奨退職については本人の意思、58歳までいれば、いてよろしい、男女格差なくしたということで理解してよろしいですか、町長。

○町長（岩田 篤君） はい、そういうことです。

○14番（大野良司君） ありがとうございます。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（簾田国広君） 大野良司君の質問を終わります。

◇ 谷 川 次 重 君

○議長（簾田国広君） 2番議員、谷川次重君の質問を許可します。

〔2番 谷川次重君登壇〕

○2番（谷川次重君） それでは、通告に従いまして、子供読書運動推進について質問させていただきます。私で8人目ということでお疲れでしょうし、この前みたいに私の質問より先に答えられても困りますので、通告書①、②、③について通して質問をさせていただきます。

初めに、日本児童文芸家協会理事である児童文芸編集代表の藤崎康雄さんが「現在は児童書の冬の時代と言われる。だが、町の図書館に行き、児童書を手にとると、意外にもよく読まれていることを発見する。大人が思っている以上に子供たちは本を求め楽しんでいるのだ。思えば豊かな感受性を持つ小さな命がよい本、良書にめぐり会って感動しないはずはない。要は読書の楽しさを知る環境づくりに大人の側がせっせと努力しているかどうかである。この点、大人社会の実態はまるでだらしがないと言えまいか。ちまたには、エログロ、ナンセンスな悪い本がはびこり、偏差値中心主義の学校教育は知識の詰め込みに躍起となるばかりで、自然な楽しみである読書の醍醐味を子供から奪い去っている。子供の活字離れ、読書離れの責任は大半以上大人の側にあるのである。その意味で、子供読書運動の持つ意義は大きい」と訴えていられます。

そして、現在、全国多くの地で多くの人たちがこの子供読書運動に真剣に取り組んでいます。さらに、今国会において子供の読書活動の推進に関する法律、いわゆる子供読書推進法が成立し、12月12日より公布、施行の運びとなりました。

ご存じのように、子供読書推進法は、子供の読書活動を推進するため、国や地方自治体の責務とともに必要な事項を定め、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進し子供の健やかな成長への一助とすることが目的であり、子供読書推進法には基本理念として、子供の読書活動を子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものと定義し、具体的には子供読書活動推進基本計画を国、都道府県、市町村、それぞれのレベルで地域の実情を踏まえた施策を作成することになっております。

もちろん子供読書推進法は施行されたばかりで、町の基本計画の策定はまだまだ先のことでしょうが、これらの点を踏まえて、町長は未来を担う大事な子供たちの読書運動をどう推し進めるお考えかお聞かせ願いたいと思います。

次に、読み聞かせボランティアについてお尋ねいたします。

児童文学者の角野栄子さんが、私の最初の図書館は父のあぐらの中だった。父が聞かせてくれた桃太郎やかちかち山が音として体の中に入っている。読書は音に出して、体に響くように読み合うことが大事と講演しております。

今、南伊豆町では、グリムとピロシキというボランティアグループ11名で、毎月第2・第4水曜日に南中小学校、第3土曜日・日曜日に図書館、湊コミュニティーセンターで、さらには夏休み巡回読み聞かせ会、南上・南中小学校での全校お話し会、そして6カ月健診、3歳児健診での読み聞かせと大変精力的に活動を展開されており、ことしの11月にはひだまりの会でも開催したと聞いております。

そのボランティアの方々から、ボランティアの人がふえると、もっと余裕を持って、もっと広く活動ができるのになと伺いました。このボランティアの啓蒙、育成にどのように取り組んでいくお考えかお伺いいたします。

最後に、今自治体に広がっているブックスタート運動についてお尋ねいたします。

ご存じのように、今から9年前の1992年にイギリス、バーミンガムで始まったブックスタートは、現在イギリス全土の92%以上の自治体が採用していると言われております。バーミンガム大学のバリー・ウエイ教授による統計的な調査結果も発表されており、それによると、ブックスタートを受け取った家庭では本に対する関心が高まっていることや子供に集中力がついたこと、また就学時の学力が言語面、計数面、双方において高くなることなどが説明されております。

2000年11月4日に東京で開かれたブックスタート国際シンポジウムでは、日本では識字率

の低下といった問題はないものの、文字は読めても本を読まない大人と子供がたくさんいる状況である。そして、その言葉が消えていく社会を救うためには、まず赤ちゃんのときから声の文化を取り戻すこと。耳から言葉を聞き、それを自分のものとして物語の世界に入り、そこから字を読む力をつけていくことが大切なのではないかという指摘がされ、そこに日本でブックスタートが始められる意味があることが強調されています。

今、このブックスタート運動が全国自治体に広がってきています。そこで今回、私はこの問題を取り上げ、南伊豆町でも取り組んでもらおうと質問したわけではありますが、調べてみますと、何ともう既に我が町ではこのブックスタートが始まっていたのであります。我が町では、ボランティアや図書館の職員の間から、6カ月健診、3歳児健診のときの待ち時間を利用して絵本の読み聞かせをやったらどうだろうか、やってみようよということで、ブックスタートという言葉を知らないままに既に実施されていたのであります。真剣な人間の知恵というもののすばらしさに感動を覚えました。

現在、全国31市町村で実施し、県内でも細江町に続き三島市が来年度から実施するそうではありますが、我が南伊豆町も既にすばらしい形をとっているわけではありますが、さらにもう一歩進んで、ほかの市町村のように絵本を送るところまでできたら、どんなにすばらしいだろうかと考える次第であります。この赤ちゃん健診で絵本のプレゼントについてのお考えをお聞かせください。

以上3点についての答えをよろしくお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） お答えいたします。

まず最初に、谷川議員のご配慮に本当にありがとうございます。私も前回お答えを先にやったと。本当にユーモアのある、私に同情してくれる言葉をいただきまして本当にありがたいなと感謝いたしております。ありがとうございます。

では、一応総論として、町長として返事させていただきます。そして、あとは教育長の方から答弁させていただきます。

情報化社会の進展する中、子供たちの活字離れが一段と進んでいると言われております。言うまでもなく、読書は子供たちに創造力や思考力を身につけ、豊かな感性や情操、そして思いやりの心を育てる上で欠くことのできないものであると認識しております。

国や県でも子供の読書の重要性にかんがみ、学校図書館の充実や地域での読書活動の促進、

公共図書館のネットワーク化等に取り組んでいるところであります。本町の行政としましては、教育委員会が推進している図書行政を積極的に支援し、学校等における読書活動が一層充実するよう努めてまいりたいと考えております。また、南伊豆町図書館の活動を支援し、一般市民の読書への関心を深め、町の図書文化が一層向上していくよう努めていく所存であります。

具体的な点については、教育長から答弁いたします。

○議長（簾田国広君） 教育長。

〔教育長 釜田弘文君登壇〕

○教育長（釜田弘文君） それでは、3点ご質問いただきまして、教育委員会からお答え申し上げます。

第1点の行政の役割ということでございますが、今総論的に町長の方から答弁をいたしましたけれども、具体的に子供たちの読書活動を活発化させるための私たち行政としての役割として3点を考えております。

1つは、やはり学校図書等購入費等の予算をできる限り確保していくということに努力をしております。それから、第2点としましては、各学校において読書運動を推進するいろいろなすばらしい取り組みが全国各地で行われておりますので、それらの情報を各学校に提供するというところでございます。それから、第3点目としましては、やはり子供たちの読書を活発化するための教職員の役割が非常に大きいわけでございます。そういう意味で、読書教育についての教職員の研修会等を実施すると、以上の3点を教育行政の中心と据えてやっております。

なお、一般市民への読書サービスにつきましては、本町は非常に地域的な広がりがありまして、特殊な地域を構成しておりますので、やはり図書行政としましてどの地域にも平等なサービスができる、あるいは平等なサービスができるようにするというを最も大きな主眼としまして、他町には見られない配本所の増設、あるいは身障者とか高齢の方への宅配の充実、このようなことに積極的に取り組んでおります。また、最近では、老人会の会合等にも出向きまして朗読会を催したり、あるいは老人に本の紹介をしたりというふうなことで、努めて市民の読書意欲向上に努めておる、このような現状でございます。

第2点目としまして、読み聞かせの点でございますけれども、今議員が非常に詳しく現状報告をしていただきましたので、全くそのとおりでございますけれども、現在の読み聞かせの状況としましては、民間の2つのグループの活動、それから夏休みには中学生のボランテ

ィアも加わりまして活動しております。これは未来のやはりボランティアとして育ていく可能性が十分あると考えております。

それから、定期的な読み聞かせ以外に、学校が最近では積極的に要請をしまして、学校の授業時間の中で読み聞かせ活動、こういったグループのボランティアの方々をお招きして実施をしておられるのも非常に活発になってきております。

こうしたボランティアの育成につきましては、私たちも、先ほど議員がおっしゃいましたように、月1回の割合でボランティア研修会を図書館で開きまして、会員相互の研修、情報交換、それから選書の知恵、そういったことについて勉強会を催しております、ボランティアのやはり能力の育成に力を尽くしておるところでございます。

また、今年度は県の生涯学習フェスティバルの一環としまして、本町では読み聞かせ講座を取り入れまして、3回にわたって静岡県の方から講師の方をお招きしまして、本町の読み聞かせの希望者の方、二十四、五名ございましたけれども、その方々にお集まりいただきまして、実技も含めた読み聞かせの研修をしまして、このボランティアの質的な向上に努めてきたところでございます。

今後さらに量的な拡大へ向けまして、読書に興味を持たれている方々への働きかけも一層強めて、質、量ともに拡大するように努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから、3点目のブックスタートの件でございますけれども、この点につきまして本当に私も不勉強でありまして、谷川議員のご質問で初めてこのブックスタートという言葉を知ったということで、大変私の不勉強を恥じたところでございますけれども、それにも増して、大変こういった新しい取り組みにも関心を持たれている議員にまず敬意を表したいというふうに考えております。

その後、一生懸命勉強しましたところによりますと、やはりイギリスで発祥しまして、我が国では数年前から研究や調査は始まっているようでございます。そして、我が国では2002年から全国的にこのブックスタートの運動が展開されるというふうな情報を得ております。

特に近年、我が国でも児童の虐待という、少子化の中で非常に厳しい児童の虐待というふうなものもふえてきておりますし、また小学校一、二年生のみりっこい低学年の時代から学級崩壊が起こるといふような厳しい状況があります。あるいは逆に子供たちが家庭の中に引きこもって、なかなか社会に出てこれないというふうな発達のゆがみも深刻化しております、こういった大きな社会問題にいかに対応していくか。その一つの対処としまして、こう

いう問題が顕在化する前に、小さいうちから早期のうちから育児の支援、あるいは育児環境の整備をする必要が重要になってきているわけでございます。

そういった意味で、このブックスタートは非常に大きな意味があるというふうに私たちもとらえておりまして、我が町で図書館の職員が献身的にやっております先ほど紹介されました健康診断等での読み聞かせとか本の紹介というようなことも、ブックスタートという名を銘打った活動ではありませんけれども、こういったものをひとつ計画の中にしっかりと位置づけるとともに、議員がおっしゃいました本のプレゼント、そういったようなことも、予算的にどうかという問題がありますので、その辺も含めまして今後検討しまして、もう少しブックスタートを計画的、継続的に展開できるように検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（簾田国広君） 谷川次重君。

○2番（谷川次重君） 大変突っ込んだお答えをいただきましてありがとうございました。

財政厳しき時代であります、この苦しい時代の突破口こそ教育であるにとらえ、子供の成長に大事な読書運動のさらなる推進を、特に学校図書等図書購入費の確保を強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思いますが、最後にいささか質問の内容とずれるかも知れませんが、さっきありました図書行政、そして南伊豆町の進めている本の宅配ということで、感動的な話を聞きましたので紹介をさせていただきますと終わりといたします。

それは、南伊豆町が進めている本の宅配で起きたことでもあります。

職員が宅配のPRに行った折、1人の人に尋ねられました。40数年前に見た劇の結末が気になってますと。もしや本になっていないでしょうかと。調べてほしいと。芝居のタイトルはたしか「今日はただ、明日はお代をいただきます」だったと思うと。

その話を聞いた職員は、その人が唯一確かに覚えているという劇団たんぼぼをインターネットで探しました。劇団たんぼぼは存在していましたが、脚本は残っていないとの返事がありました。が、劇団たんぼぼが作家の住所を教えてくださいました。職員は作家の住んでいる長野へ電話をしました。その作家は話を聞き、作家冥利に尽きると大変喜び、それは本にはなっていませんでしたが、その原稿をコピーし、送ってくれたのであります。

長年、結末を気にしていたその人、すぐに喜びのお礼の手紙を作家に送りました。うれしいのはこちらの方ですと、また長野から手紙が南伊豆町へ届きました。40年の時代をつないだ本、脚本のタイトルは「今日はただ」だけでありました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（簾田国広君） 谷川次重君の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（簾田国広君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時32分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 簾 田 国 広

署 名 議 員 鈴 木 史 鶴 哉

署 名 議 員 梅 本 和 熙

平成13年12月定例町議会

(第2日 12月19日)

平成13年12月南伊豆町議会定例会

議事日程（第2日）

平成13年12月19日（水曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第60号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議第61号 南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議第62号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第63号 南伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第64号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 発議第6号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第65号 南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第66号 平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議第67号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第68号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第69号 平成13年度南伊豆町中木漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第70号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第71号 平成13年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

1から14まで議事日程に同じ

15 発議第7号 第二東名自動車道の建設促進に係る意見書

出席議員（15名）

1番	鈴木久香君	2番	谷川次重君
3番	鈴木史鶴哉君	4番	梅本和熙君
5番	藤田喜代治君	6番	漆田修君
7番	斎藤要君	8番	渡辺嘉郎君
9番	石井福光君	10番	簾田国広君
11番	藤原栄君	12番	横嶋隆二君
13番	小澤東洋治君	14番	大野良司君
15番	渡辺守男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	飯田千加夫君
収入役	稲葉勝男君	教育長	釜田弘文君
総務課長	外岡捷美君	企画調整課長	谷正君
住民課長	渡辺正君	税務課長	碓井大昭君
健康課長	土屋忠儀君	農林水産課長	内山力男君
建設課長	小島徳三君	商工観光課長	飯泉誠君
清掃課長	佐藤博君	水道課長	鈴木勇君
教育委員会事務局長	楠千代吉君	会計課長	池野徹君
福祉課長	土屋敬君	下水道課長	勝田悟君
行財政主幹	外岡茂徳君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺修治	主幹	松本恒明
------	------	----	------

◎開議宣告

○議長（簾田国広君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しております。

これより12月定例会本会議第2日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（簾田国広君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

3番議員 鈴木 史鶴哉 君

4番議員 梅本 和熙 君

◎議第60号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） これより議案審議に入ります。

議第60号 南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第60号の提案理由を申し上げます。

現今の社会情勢を踏まえ、庁内の機構改革を行いたいと存じます。

効率的な行財政運営並びに改革として、「健康課」と「福祉課」を統廃合して「健康福祉課」とし、行政課題である環境問題に配慮し、「清掃課」を「生活環境課」に名称変更しようとするものです。

内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、南伊豆町課設置条例の一部を改正する条例ということでもって、第2条、これは課の設置でありまして、この2条は町長の権限に属する事務を分掌させるため、町に次の課を設けることでもって、現在総務課以下、下水道課まで11課ございます。ただいま町長が申しあげましたように、新年度から機構改革を行うことに伴いまして、「福祉課」と「健康課」を統廃合して「健康福祉課」にし、また「清掃課」を「生活環境課」とするものでありまして、この11課を10課にしようとするものであります。よろしくお願ひします。

この条例は、平成14年4月1日から施行させていただきたいと思ひます。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 課の名称変更と統合があるわけですが、まず健康福祉課について、体制の説明は以前にもありましたけれども、平成14年度から精神障害者事務が町村の方におりてくると。それで、15年度から障害者事務が町村におりてくると。また、一般質問でも行いましたが、介護保険の役割が一層大きくなってくると予想されるわけですが、そうしたものに對する体制の準備はどのように考えておられるか。また、あわせて生活環境ということでも若干触れられましたが、清掃関係の体制の配置についてはどのようにされるのか、その点についてお伺ひします。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） この課設置条例の改正が通りましたら、今の内容的には事務分掌の見直しをしております。ですから、これが議決いただければ、今横嶋議員言われましたように、いろいろもろもろな課題があるものですから、その中でもって執行部も検討していきたいと思ひます。また、生活環境課につきましては、清掃業務プラス環境衛生、分別収集も含めまして最終処分場、こういうものも入ってくるものですから、そういうものを幅広く取り入れていきたいと、こう思ひます。

○議長（簾田国広君） 横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 事務分署についての話が出ましたけれども、これまでも委員会の中で事務分掌の厳格化というか、補助団体事務等々についても見直しというんですか樹立を促

して、本来の業務に専念するという提案も行いましたが、ぜひこの設置条例を機会にそれを進めていただきたい、あわせて意見として挙げておきます。

○議長（簾田国広君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第60号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

◎議第61号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第61号 南伊豆町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第61号の提案理由を申し上げます。

前号議案でご説明いたしましたとおり、庁内の機構改革に伴い、教育委員会の事務局の職員定数6人を7人に改正しようとするものであります。

内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、内容説明をさせていただきます。

この職員定数条例の一部を改正するという事で、第2条中「6人」を「7人」に改めるという言葉がございますが、この第2条は教育委員会の事務部局の職員定数でありまして、現在6人です。これを7人にしようとするものでありますが、現在賀茂郡下におきまして、賀茂村を除く下田市とか他の町では2係制をみんな導入しております。また、東伊豆町では2課制を導入しておりまして、平成14年度から学校も週休2日制となり、社会教育のより充実を求められることから、現在の「事務局係」を「学校教育係」と「社会教育」の2係制と対応したいと、こういうことございまして、附則としまして、この条例は平成14年4月1日から施行させていただきたいと、こう思います。

以上で説明を終わります。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第61号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

◎議第62号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第62号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第62号の提案理由を申し上げます。

人事院は、本年8月8日国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与について、基本給の改定の見送り、期末手当の引き下げ、暫定的な特例一時金の支給等を内容とする勧告を行いました。内閣はこれを受けて、給与改正関係法案を第153回国会に提出し、11月21日参議院本会議で可決成立し、11月28日公布されました。

本町におきましても、県下町村の状況や郡総務課長連絡会の検討結果を踏まえつつ、一般職の職員の給与を国家公務員に準じて改正させていただきたく、提案申し上げた次第です。

条例改正案の詳しい内容につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、改正の条文の説明をさせていただきます。

ここにいる書いてございますが、非常にわかりにくいもので、私の方で要約して説明させていただきます。

今回の人事院勧告の主な内容は、基本給、給与等の改定の見送り、それから期末手当の引き下げ、暫定的な特例一時金の支給を平成13年4月1日にさかのぼり実施することとなっております。

期末手当につきましては、12月支給の期末手当の支給月数1.6カ月を0.05カ月引き下げまして1.55カ月にし、また年間の期末勤勉手当支給割合4.75カ月を0.05カ月引き下げて4.70カ

月にすることです。

また特例一時金、これにつきましては、当分の間民間における賃金等の均衡を考慮し講ずる特例措置として、特例一時金を支給するというので、この一時金につきましては 3,756 円を支給額と定め、各年度の 3 月 1 日、これを基準日といいますが、ここに在職職員に対して支給しようとするものでございます。

一般職の国家公務員においては、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律が 11 月 28 日に公布されたことに伴い改正されましたので、本町におきましても国家公務員に準じて一般職の職員の給与を改正させていただきたく、条例改正案を提案申し上げた次第であります。

なお、平成 13 年度 12 月分の期末勤勉手当につきましては、既に超過支給となっておりますが、これにつきましては 3 月支給分にて超過支給額を減額調整させていただきます。特例一時金の支給日については、国の人事院規則で 3 月 15 日と定められましたので、国に準じ 3 月 15 日を支給日とさせていただきたいと思っております。

以上で内容説明を終わります。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○12 番（横嶋隆二君） この議案も含めて、以下の議案に関連する意見を述べさせていただきます。

賛成の立場であります。これは深刻な不況のもとで、深潭（シンタン）の苦しみをしている住民に連帯する意味での賛成の立場であります。同時に、この問題を解決していく上で、今政府が構造改革のもとで民活リストラを進め、地方自治体に対しては交付税の削減で市町村合併の押しつけ、こういう政治を続ける。一方では、政党は国費で政党助成金、国営

で 300億ものつかみ金を政党は持っている、日本共産党を除く政党であります。こういう逆さまの政治を変えていくことによって、国民生活を本当に向上させる、そういう政治を本当に変えていく立場で、この議案に対してはやむを得ず賛成の立場をとらせていただきます。

以上です。

○議長（簾田国広君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第62号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

◎議第63号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第63号 南伊豆町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第63号の提案理由を申し上げます。

人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、特例一時金の支給に関する条例整備の必要が生じたので、提案申し上げた次第です。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に対する反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第63号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

◎議第64号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第64号 南伊豆町特別職の常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第64号の提案理由を申し上げます。

人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、賀茂郡下の状況を踏まえ、12月支給の期末手当の支給月数を2.15カ月から2.10カ月に引き下げ、年間支給月数を4.75カ月から4.70カ月に改正させていただきたく提案申し上げた次第です。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に対する反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第64号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 発議第6号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案は、藤田喜代治君が提出議員で、所定の賛成議員もいます。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

藤田喜代治君。

〔5番 藤田喜代治君登壇〕

○5番（藤田喜代治君） それでは、発議第6号 南伊豆町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案理由を申し上げます。

人事院は本年8月、国家公務員の勤勉手当の12月支給分に係る支給率を、期末手当分0.05カ月分を減額する勧告が出されました。

これを受けて、国家公務員はもとより、我が町の一般職員においても同率の減額をすることになり、また、常勤の特別職においても同様とすることとされ、条例改正案が今議会に提出され、先ほど可決されました。

我が町議会においても、昨今の諸般の情勢と近隣市町村の状況をかんがみの中で、町職員及び常勤特別職と同様にすべきと考え、本条例第5条第2項中「100分の155」を「100分の150」に改めるものであります。

なお、附則については、施行期日及び期末手当の額の特例についてを規定していくものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に対する反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許可いたします。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 前3号の職員の問題に関連しますが、やはり住民の生活に連帯して賛成の立場を表明するものですが、議会の議員は政治的な立場をもっているものであり、一層そうした意味では、こうしたもので政治の責任を回避することはできません。今の深刻な不況のもとでの国民生活を回復する、その点での姿勢を現に襟を正さなければいけません。

先ほども申しましたように、国民に苦しみを押しつけながら、政党が政党助成金を国費から税金から受け取っている、こういう姿勢をやはりみずから所属するところに対してこういう姿勢を改めること、これはみずからの姿勢できっぱりとできることであります。そうした立場を表明するということを主張するものであります。

同時に、この間も主張してきましたが、報酬以外の費用弁償の撤廃を、改めてこの場をもって提案するものであります。

以上で私の意見とさせていただきます。

○議長（簾田国広君） ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第6号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎議第65号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第65号 南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第65号の提案理由を申し上げます。

本案は、毛倉の飲料水供給施設の水源施設の整備が完了したことに伴い、同施設に係る水道料金を改定するものでありますが、詳細は水道課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 水道課長。

〔水道課長 鈴木 勇君登壇〕

○水道課長（鈴木 勇君） 給水条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。毛倉野の飲料水供給施設は昭和39年創設以来、伏流水を水源としておりましたが、小雨が続くとたびたび濁水となり、反対に大雨のときには濁って、住民生活に支障を来しておりました。

この状況を抜本的に解決するため、昨年度に水源探査をしたところ、毎分 400リットルの極めて良質な水量が得られたため、本年度に電源工事や取水ポンプ及び操作盤の設置工事をして供給を開始しております。

水道の料金体系は、計量制と定額制の 2 種類になっており、毛倉の飲料水供給施設は給水事情が悪いことを考慮して、町直営の水道では唯一定額制の月額 970円となっておりますが、これを期に計量制に改め、上水道や他の簡易水道と同一料金にするものであります。

議案を見ていただきますと、別表第 1 として、計量制と定額制の水道料金の表に分かれています。毛倉の飲料水供給施設は、従来定額制の中に入れておりましたが、これを計量制にもってきたものであります。

なお、改正後の水道料金は平成14年 4 月ごろから適用することにしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第65号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

◎議第 6 6 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第66号 平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題と

いたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第66号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）でございます。

補正予算額は 5,698万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億 2,833万 6,000円とするものです。

歳出の主なものといたしましては、各科目において人事院勧告に伴う給与費の補正減額と、第3款民生費の社会福祉費 1,076万円増、第4款衛生費の保健衛生費 2,616万 6,000円増、第6款商工費の商工費 2,567万円増、第7款土木費の都市計画費マイナス 1,922万 6,000円、第10款災害復旧費の公共土木施設災害復旧費 1,332万 2,000円増などであります。

歳入につきましては、第13款国庫支出金 847万 8,000円増、第14款県支出金 1,231万 2,000円増、第20款町債 2,680万円増などが主なものでございます。

内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

〔総務課長 外岡捷美君登壇〕

○総務課長（外岡捷美君） それでは、議第66号 平成13年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳出の23ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費、1項1目議会事務28万 5,000円の減、報酬で11万 2,000円の増、給料でもって22万 9,000円、職員手当56万 6,000円等が主なものでございます。

なお、以降各科目において4月の人事異動に伴う給与費の増減あるいは人事院勧告に伴う給与費の減額等が出てまいりますので、内容については省略させていただきます。

次は、24ページ、2款総務費、1項1目一般管理事務95万 7,000円の減、これも給与費の調整でございます。職員厚生事務5万円の増、これは被服費でございます。次が、3目の庁

舎管理事務 220万円の増、これにつきましては、15節で工事請負費 200万円がありますが、これは3階が雨漏りいたしまして、この修理費でございます。

次が、4目の自治振興事務13万 6,000円、これは費用弁償、旅費でございます。

次が、6目の企画調整事務 209万円の増、これは18節の備品購入費 201万円、これにつきましてはウイルス対策の支援策ということで、パソコン端末 100台分とサーバー分でございます。

次が、12目の三坂財産区管理事務、これは特に補正額ゼロではありませんが、19節で中木環境整備事業補助金 205万 3,000円の減となっております。これは、各細節の変更でございます。

次は、26ページの2項1目税務総務事務 245万 4,000円の減、これにつきましては、給与費の調整が主なものでございます。

次が、賦課徴収事務35万 3,000円、これは8節で入湯税特別徴収義務者報奨金が20万円の減、12節で24万円の増となっております。

次が、3項1目の戸籍住民基本台帳事務 107万 2,000円の減、これは給与費の調整でございます。

次が、4項1目の選挙管理委員会事務1万 1,000円、これも給与費の調整が主なものです。

次が、28ページ、3目の県知事選挙事務 400万 3,000円の減、これにつきましては、執行経費の確定による調整でございます。

次が、5項1目の統計調査総務事務54万 8,000円、これは給与費の調整でございます。

次が、30ページの3款民生費、1項1目の社会福祉総務事務 153万 2,000円の増、これにつきましては給与費の調整と、25節で福祉振興基金積立金 163万円、これは寄附金22件分でございます。次が、社会福祉事務福祉事業 221万 7,000円の増、13節でホームヘルパー活動委託料56万 1,000円と、在宅身体障害者（児）短期保護事業委託料14万 9,000円、それから20節の扶助費で身体障害者の補装具の給付費 150万 6,000円が主なものでございます。

次が、2目の国民年金事務19万 4,000円、これにつきましては給与費の調整と、18節で基金備品で年金システム用のノートパソコン1台分の購入費でございます。

次が、3目の老人福祉事業で 317万 4,000円の増、これにつきましては、8節で敬老金の85万 4,000円の減、それから13節の委託料で敬老の日の委託料等減額16万 2,000円、20節で47万 5,000円の増、それから23節の償還金利子及び割引料で、国県支出金の返還金として365万 9,000円の増となっております。

次が、4目で国民健康保険事務で354万円の増、これは給与費の調整が主なものでございます。

次が、1目の児童福祉総務事務8万2,000円、これは20節で母子家庭医療扶助費20万円が大きなものでございます。

次が、2目の児童福祉施設運営事務で111万9,000円の減、これは給与費の調整が大きなものでございます。

次が、34ページの差田保育所運営事務10万4,000円、これは役務費、それから工事請負費等で庁内LANの構築ネットワーク関連工事費でございます。手石保育所運営事務10万4,000円、これについても同じでございます。それから、南崎保育所運営事務費につきましては18万6,000円、これも保育所の改修と庁内LANの関係でございます。次が、南上保育所運営事務10万4,000円、これも同じく庁内LANの関係でございます。

3目が児童手当事務74万円、これにつきまして大きなものといたしまして、18節でノートパソコン1台分が21万円、それから20節で被用者児童手当費260万5,000円ほかでございます。45万5,000円の増となっております。

次が、4項1目の介護保険特別会計繰出金38万5,000円、これは28節で介護保険特別会計事務費繰出金でございます。

36ページの4款衛生費、1項1目の保健衛生総務事務141万7,000円の減、これにつきましては給与費の調整と、18節で紙折り機1台分の購入費を計上させていただきました。

次が、2目の伝染病予防事務210万円、これにつきましては、13節でインフルエンザ予防接種委託料として、65歳以上の高齢者に対するワクチン負担金一人当たり1,000円分でございます。

次が、3目の母子衛生事業7万4,000円、これは賃金でございます。

次が、5目のへき地診療対策事務5万9,000円、給与費の調整と、11節で患者輸送車の修繕費を計上させていただきました。

次が、6目の老人保健事業で535万円の増、これは大きなものといたしまして、13節委託料で各種検診委託料でございます。

次が、老人保健特別会計繰出金2,000万円、これは老人保健特別会計繰出金追加繰り出し分でございます。

次が、38ページの2項1目清掃総務事務284万6,000円の増、これは給与費の調整が大きなものでございます。

次が、2目のごみ収集事務で100万円の増、これは生ごみ処理機購入費補助金で今まで100台分支給していましたが、新たに要望が多いものですから、今回50台分、2万円掛ける5万円で100万円計上させていただきました。

次が、焼却施設維持事業で113万9,000円の減、これにつきましては、大気汚染と検査委託料の精算に伴う減額でございます。

次が、最終処分場維持事業として48万9,000円、これは13節委託料で水質検査委託料でございます。

次が、排ガス高度処理施設等整備事業で11万5,000円、これは普通旅費でございます。

次に40ページ、5款農林水産業費、1項1目農業委員会事務、これは補正ゼロでございますが、財源区分の一般財源から特定財源への振りかえでございます。

次が、2目農業総務事務395万8,000円、これも給与費の調整でございます。6目の農山村総合施設管理運営事務25万円、これは光熱水費でございます。

次が、7目の南伊豆郷土館管理運営事務3万円、これは社会保険料でございます。

次が、3項2目の漁港建設事業10万5,000円の減、これは給与費の調整でございます。

次が、42ページにいきまして、漁業集落環境整備事業特別会計繰出金9万3,000円の減、これは中木漁業集落環境整備事業特別会計繰出金9万3,000円の減でございます。

次が、入間漁業集落排水事業84万円の増、これにつきましては、町単の集落排水整備事業に対する工事請負費でございます。

次が、6款商工費1項1目商工総務事務680万3,000円の増、これにつきましても給与費の調整でございます。

2目は、商工振興事業で119万4,000円、19節で中小企業経済変動特別資金利子補給でございます。

次が、3目の観光振興事業1,280万円、これにつきましては、13節で菜の花狩り・ワイルドフラワー園推進事業委託料200万円と、19節で観光協会観光整備事業費補助金1,070万円でございます。

次が、6目の銀の湯会館運営事業427万円の増、これにつきましては需用費として消耗品235万円、修繕費130万円、計365万円と、13節委託料、これは源泉タンクの清掃ということで58万円でございます。

次が、7款土木費1項1目土木総務事務379万円の補正減、これも給与費の調整と、18節備品でノートパソコン1台分の購入費でございます。

次が、2項1目の道路維持事業 1,300万円の増、これにつきましては、14節で機械借上料 100万円、15節で路面補修工事他で 1,200万円の増でございます。

次が、46ページの単独道路改良事業23万 1,000円、15節で工事請負費36万 9,000円、それから17節で公有財産購入費、青市区内の1号線用地取得費70万円の増、22節では物件移転補修費の 130万円の減となっております。

次が、地方特定道路整備事業で 283万 1,000円の減、これは委託料において34万 1,000円の減、15節で61万円の増、公有財産購入費として蒲谷口植松A線用地取得費の 300万円の減が大きなものであります。

次が、3項1目の河川改良事業の70万円の減、これは南野川改修工事70万円の減と、河川改修附带工事 100万円で30万円の増となっております。それから、22節で建物移転補償費 100万円の減でございます。

次が、4項1目の港湾管理事務で 840万円の減、これは妻良港の整備事業負担金 840万円の減であります。

次が、5項3目の公共下水道事業特別会計繰出金 1,922万 6,000円の減、これにつきましては、公共下水道特別会計繰出金があるわけですが、この4月から一部供用開始後の使用料の増と、それから受益者負担金、これは5年間で納めるのを一括全納したため、一般会計繰出金を 1,922万 6,000円減額させてもらうものであります。

次が、6項1目の町営住宅管理事務10万円、これは住宅補修費となります。

次が、48ページの8款消防費1項1目下田地区消防組合負担金55万円の増、これにつきましては下田地区消防組合特別負担金として、南伊豆分署の雨漏りの修理代の負担金として計上させていただきました。

次が、2目の非常備消防事務 103万 4,000円、これは需用費で消防団員の帽子 410個分を計上させていただきました。

次が、3目で消防施設整備事業 126万 9,000円の増、これにつきましては需用費で60万円と備品購入費で66万 9,000円、これにつきましては、立岩地区自主防で小型動力ポンプの購入費でございます。

次が、5目の防災施設管理事務13万円、需用費におきまして施設修繕料 102万 6,000円の増、委託料につきましては行政無線の再免許申請委託料89万 6,000円の減でございます。

次が、9款教育費の1項1目教育委員会事務で1万 8,000円の増、これにつきましては11節で消耗品費でございます。

次が、2目で事務局事務で155万9,000円、これにつきましては給与費の調整でございます。

2項1目の小学校管理事務249万1,000円の増、これにつきましては給与費の調整と、13節委託料三浜小学校仮設校舎建築設計業務委託料105万円の増、それから三浜小学校仮設校舎建設費、のり面の解析調査委託料121万8,000円、それから15節で南崎小学校補修工事で、これは可動式の黒板の設置工事で50万4,000円を計上させていただきました。

次が、南崎小学校管理事務4,000円、これにつきましては、通信運搬費が4万円でございます。南上小学校の管理事務につきましても4,000円で同じくらいです。

次が、2目の小学校教育振興事務で11万7,000円、これにつきましては12節で定期券の購入費でございます。

次が、3項1目の中学校管理事務で8万円の減、給与費の調整でございます。南伊豆中学校管理事務につきまして16万7,000円、これは需用費で16万3,000円、これは体育館の水銀と校舎照明器具等の交換でございます。

それから、2目におきまして、中学校教育振興事務で212万円の増、これは12節で定期券の購入費52万9,000円、19節で中体連の出場補助金として159万1,000円。

次が、4項1目幼稚園事務で487万1,000円、これは給与費の調整でございます。次が、南伊豆幼稚園事務で18万円の増、これは11節でトイレ、シャワー等の改修、修繕料で17万6,000円の増でございます。

次が、5項1目の社会教育総務事務で11万2,000円、職員給与費の調整が主なものであります。

次が、5項2目の公民館管理運営事務で110万6,000円の増、給与費の調整と15節で公民館の漏水の改修工事25万6,000円。

それから、3目で文化財管理事務で307万5,000円、これにつきましては、大きなものとして13節委託料で299万8,000円、青市石門寺跡地の伐採業務委託料が10万円、それから文化財発掘業務委託料289万8,000円、これにつきましては、町内の史跡文化で、「南伊豆町の文化財めぐり」という冊子があるわけですが、この冊子に新たに、ほかにも重要なものが町内にあるのではないかと、そういうことで、県の緊急雇用対策補助金100%を受けまして、シルバー人材センターに委託して発掘及び資料作成を行うものであります。

次が、4目の図書館管理運営事務7万3,000円、これは給与費の調整です。

6項2目の武道館管理運営事務33万円の増、これは施設備品でございます。

次が、10款災害復旧費2項1目の道路河川等災害復旧事業 1,232万 2,000円の増。内容としましては給与費で 130万 2,000円、これは職員1名分の給与、12月から3月分を除く土木総務事務の方から振りかえさせていただきました。それから、13節で測量設計委託料85万円、工事請負費として 1,002万円、これは現年災の工事でありまして、台風14、15号による査定を受けまして、査定率 92.42%、河川9件、道路5件、計14件の工事を実施しようとするものであります。

次が、単独道路河川と災害復旧事業 100万円、これは現年災工事 100万円でございます。

以上で歳出は終わりました、次に歳入をお願いいたします。

11ページをごらんいただきたいと思えます。

歳入、9款地方交付税1項1目地方交付税 312万 4,000円で20億 4,843万 6,000円となります。これは普通交付税でございます。

次に、12ページ、11款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金25万 2,000円、これは入間の漁業集落排水事業の分担金であります。

次が、12款使用料及び手数料1項4目の商工使用料 188万円、これは銀の湯会館の使用料であります。

次が、14ページの13款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金 108万円の増、これにつきましては、社会福祉費負担金が身体障害者保護費負担金64万円、それから被用者児童手当負担金 234万 4,000円、5節で児童手当特例給付負担金 163万円の減、これが大きなものであります。次が、3目へいきまして、災害復旧費国庫負担金 708万 5,000円、これは先ほど申しました公共土木施設災害復旧費負担金14件分であります。

次が、2項1目の民生費国庫補助金27万 8,000円の減、これは社会福祉費補助金でございます。

次が、3項1目の民生費委託金61万 4,000円、1節で拠出年金事務委託金が35万円と、児童手当事務委託金26万 4,000円であります。

2目の総務費委託金4万 9,000円、これは外国人登録事務の委託金でございます。

次が、16ページの14款県支出金1項1目の民生費県負担金36万 4,000円、大きなものとしたしまして、1節で身体障害者保護費負担金32万円が大きなものであります。

次が、2項2目の民生費県補助金 172万 8,000円の増、これは1節で97万 7,000円、ホームヘルパーの設置費補助金が14万円、それから低所得利用者対策事業費補助金80万円が大きなものであります。それから、2節におきましては65万 1,000円で、ひとり暮らし老人緊急

通報システム事業費補助金54万 3,000円、生活管理指導事業費補助金10万 8,000円であります。それから、3節につきましては母子家庭と医療費扶助費補助金10万円です。

2項4目農林水産業費県補助金6万 1,000円、農業委員会の補助金になります。5目の商工費県補助金1,459万 8,000円の増、これは1節で観光費補助金で魅力ある地域づくり推進事業費補助金100万円、観光協会観光整備事業費補助金1,070万円、2節で緊急地域雇用特別対策事業補助金289万 8,000円。

6目の土木費県補助金につきましては50万円の減、これは南野川改修費補助金の減であります。

次が、7目の消防費県補助金33万 4,000円、これは立岩地区の自主防可搬ポンプの補助金であります。

次が、8目の教育費県補助金10万円、これにつきましては子育て学習事業補助金であります。

次が、10目の県営事業軽減交付金31万 7,000円の減、これにつきましては県営事業負担金軽減交付金の減です。

次が、13目の県条例制定請求診査事務の交付金7万 7,000円あります。

次が、3項1目総務費委託金413万 3,000円の減、これにつきましては、3節で外国人登録事務委託金が13万円の減、5節で静岡県知事選挙委託金400万 3,000円の減であります。

次が、16款の寄附金1項2目の民生費寄附金163万円の増、これにつきましては社会福祉事業の寄附金22件分でございます。

次が、19款諸収入、4項5目雑入250万 9,000円の増、これにつきましては銀の湯会館の物品販売収入235万円が大きなものであります。

次が、20款町債、1項7目の減税補てん債80万円、それから臨時財政対策債の2,600万円となっております。

以上で歳入が終わりまして、以上によりまして、補正前の額52億 7,135万 1,000円に今回の補正5,698万 5,000円、この財源内訳は特定財源といたしまして、国県支出金が2,110万 7,000円、その他で627万 1,000円、一般財源2,960万 7,000円で、計53億 2,833万 6,000円とするものであります。

以上で内容説明を終わります。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 44ページの13節の委託料ですね、菜の花狩りの委託料、それと、そのすぐ下の環境整備事業について詳しく説明してください。

○議長（簾田国広君） 観光課長。

○商工観光課長（飯泉 誠君） 菜の花狩りとワイルドフラワー園の関係ですけれども、菜の花狩りは50アール、ワイルドフラワーが30アールということで栽培されました。菜の花狩りにつきましては、町内宿泊者に無料で菜の花狩りをやってもらうということで、ワイルドフラワーにつきましては5種類をミックスした一年草の花でございます。花の種類は、デイジー、メンゲイシュ、マリサン、ポピー、ヒメキンギョソウ等でございます。

それから、委託先ですけれども、観光協会の観光未来塾という仲間がいるんですが、その方と有志の方たちに栽培の方をお願いして、管理等をお願いすることになってございます。

それから、観光協会の観光整備事業の関係ですが、これは新世紀創造祭よりも中木の海で入られた方があると思いますが、シーウォーカーの海中散歩の備品購入費に対しての県の補助金でございます。昨年来から要望として、口頭で県のセンターあるいは観光レクリエーション等に要望を上げてありまして、実際にはことしの11月に正式な要望を上げました。本当の補正ぎりぎりになって内定通知がありましたので、今回上げてを皆様のご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（簾田国広君） 横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） ちなみに、菜の花狩りとワイルドフラワー園の場所はどこですか。

○議長（簾田国広君） 観光課長。

○商工観光課長（飯泉 誠君） 場所につきましては加納であります。賀茂自動車から佐藤メロンの裏にかけまして、飛び飛びに田んぼを借りまして、そこで栽培をするということで、主たる目的としましては、菜の花を日野だけでなく上の方にもお客さんに来てもらうという、要するに観光客を散らそうという目的で考え等を一致して栽培いたします。

○議長（簾田国広君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） ちょっと聞きたいんですが、歳出の30ページの社会福祉費総務費の中で、25節積立金 163万、福祉振興基金積立金として入っているわけです。これは歳入として当然16款の寄附金 163万円入っておるわけなんです、要するに現在までの残高、合計どれくらいあるのか、金額がわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（簾田国広君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） 約2億2,000万円ぐらいだと思います。

○議長（簾田国広君） 石井君。

○9番（石井福光君） 全体的のこういう積立に関しての寄附金というのが2億円ですね。

○議長（簾田国広君） 福祉課長。

○福祉課長（土屋 敬君） これは、福祉振興基金ということで積み立てております。その残高はたしか2億2,000万円前後だったかと思います。

○議長（簾田国広君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） そうすると、もう一点ですが、48ページの非常備消防事務の需用費103万4,000円、これについてちょっとお伺いしたいんですが、これが被服費、帽子ということで103万4,000円と出ておるわけなんです、この必要性についてお聞きしておきたいんですが、帽子というのは、ヘルメットは当然災害のときには必要なものでございますが、ヘルメットでなく帽子というのは、一般的に消防の場合には普通の帽子があるわけではないですか。その買いかえという意味なのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（簾田国広君） 総務課長。

○総務課長（外岡捷美君） この帽子は、今かぶっている帽子はちょっとグレーっぽい帽子、各サイズがあるわけですね、55センチとか57センチとか。団員に渡すわけですが、そうすると、かわるたびにみんな寸法が違うもので、買いかえが必要になってきています。毎年むだな金を使っているという中で、今はやりの帽子というのが消防署がかぶっているブルー系のつばの長い戦闘帽みたいなものがありまして、査閲大会もごらんになったと思いますが、あと南伊豆だけその旧態依然した帽子をかぶっていて、ほかのところは新しい形の帽子にして、つばの長いブルーの帽子。それで、経費的にもこちらの方がフリーサイズなものですから、買いかえをそんなにしなくてもいいということで、団員全部と、それからスベア入れて410個でございます。

○議長（簾田国広君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 趣旨はよくわかりました。

それで、私は要するに私も関係各方お世話になったわけなんです、要するに今の経費の節減の中に果たしてそういうことが必要なのかということをお聞きさせていただいたわけございまして、これでまた団員がかわることによって、当然古いものは新しくかえなければいけないわけですね。だから、僕は前のものがあれば、はたがそうだからと言っても、必ずし

もそろえて格好つけることはないと思います。その経費節減の中で僕は質問したわけです。わかりました。よろしく。

○議長（簾田国広君） 梅本和熙君。

○4番（梅本和熙君） 53ページの文化財発掘業務委託料の289万8,000円ですけれども、これは具体的に発掘場所というか決まっているんですか。

○議長（簾田国広君） 課長。

○教育委員会事務局長（楠 千代吉君） これ、先ほど総務課長がお話ししたとおり、全額国庫補助金ということになりますけれども、ただ、今からそれを探すということで、シルバー人材センターにお願いして探すということで、全町的にこれから探し始めるということでございます。

○4番（梅本和熙君） わかりました。

○議長（簾田国広君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 39ページですけれども、いよいよ排ガス高度処理施設等の整備事業が始まったように、私この間清掃審議会のときにいよいよ始まったのかなというふうに思います。その点で一点お聞きしたいと思います。

以前、委員会でどなたかちょっと私記憶がいい方ではありませんので忘れてはいたけれども、8億何がしの請負をしているわけですが、その中で、図面の詳細と見積書の設計詳細がまだ出ていないけれども、工事を始めるまでにできるんだというような話を清掃課長の方から聞いたような気がします。その図面と見積りの詳細ができたのか。それで、どのような内訳でなっているのか。わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 図面につきましては、一部できている部分もありますけれども、まだすべてとはなっておりません。建築工事だとかそういう関係の図面は出ておりますけれども。

○議長（簾田国広君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 前にも私ちょっと委員会で言ったんですが、8億からのお金ですよ。それを、工事がかかっているわけですよ。そういう中で、一部図面ができましたとか見積書の詳細が出ていないとか、そういうことが言えますか。どうですか、三役の方。大事なところはここなんですよ。8億もかけているんですが、それがいまだに工事がかかっているのに、図面がない、見積りの詳細がなくて、8億幾らの何がしの見積もりがないので、それで私

はかかれないと思います。自分の家ならどうしますか。

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 電気系統だとか建築関係の図面は、打ち合わせはしておりますけれども見積もりに関しては、契約をやっておりまして、見積もりというのは別に出ておりませんけれども。

○議長（簾田国広君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） あのね、課長、三役の方も聞いていただきたいんですけども、自分の家をやったときに5,000万ですよ、8億ですよとって、図面も見積もりの詳細もない工事をやりますか、自分の家だったら。これは三寸角の柱です、これは五寸角の柱です、それが詳細に図面にも全部載っていて、見積もりにも載っていて、そして初めて発注して仕事にかかれるんだと思いますよ、基礎がこうだとか。それを8億からの、人のお金ではないですよ。みんなのお金なんですよ。どうしてかかれますか。ただ説明だけでかかれますか、書き物だけで。冗談ではないです、それははっきりしてください。

○議長（簾田国広君） 収入役。

○収入役（稲葉勝男君） 今、渡辺議員のおっしゃる見積もりというのは、もう当初に契約をやったのが8億3,000万円で契約をしておるわけですが、その見積金額というのはどういう意味か、ちょっとその辺を。

○議長（簾田国広君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） あのね、私何人かで見に行ったわけですよ。そしてそのときに、例えば建築が幾ら、機械工事が一式幾ら、給排水で幾ら、電気工事が一式幾ら、工事が一式幾ら、そういう一式だけなんですよ。この詳細がどうなるんだといたら、工事が始まるまでには出てきますよと、こういうことですよ。一式で頼めますかということです。自分の家なら、一式で頼みますかということを僕は言っているんですよ。それは大事なことだと思いますよ。8億ですよ、800万円や800円の仕事ではないんですよ。大事なお金を使うのに、8億からなのに図面もはっきりしない、見積もりの詳細もはっきりしない、それで工事にかかっている。これはどういうことですか。そこら辺をちゃんとして説明をしていただきたいと言っているんですよ。

〔「議長、ちょっと休憩しようよ」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） ここで休憩をとります。

暫時休憩です。

(午後 2時41分)

○議長（簾田国広君） 休憩を閉じ、再開いたします。

(午後 2時54分)

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 全体としての工事の請負契約はできております。これからの工事につきましては、これに沿った図面をこれからつくるような形になるだろうと思います。

○議長（簾田国広君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 私は業者の立場の人間だから、余り強いことは言えないんですけども、本当に一般論として、8億からの本当に大事な皆さんの町民のお金を払って、仕事もダイオキシンの大事な対策をするのであって、その仕事をするのに私が言うのは、例えば自分の家をやるんだったら 5,000万円である大工さんに発注するんでしたら、やはり図面と各詳細のしっかりした、こういう柱を使ってこういうふうだよ、こういうクロスを使うんだよとか、あるいはこういう基礎にするんであるとか、いろいろこういう照明器具を使うんだよとかという、そういうちゃんとした見積もりが初めてできて、そして仕事にかかってもらうというのがこれが普通ではないのかなと私は一般論で思うわけです。

そういう中で、しかし、こういう施設はこういう能力的なところもあるので、そういう発注の仕方をするんですよという返事でしたよね。それで、その中で工事にかかる前にきちんとした図面と、たしか石井議員だと思いましたよ、そういう質問をしました。工事にかかる前にはきちんとした全体の図面ができるんだと。それは、お店ができますよと、10月末にはできますよと、こういう返事でした、確かに。そして、ちゃんとした見積もりも詳細も見れますよというお返事を私はいただいたような気がします。

それは、私は課長を責めるのではなくて、やはり町長、そういうことをきちんと自分が目で確かめ、そしてそれをやはりそういう委員会で説明があったんですけども、やはりそういうものは、こういうものができましたよということはやはり委員の皆さんに知らせて、これからこういうふうにかかるんだよということだと、私は大事なことではないのかなというふうに思いますよ。どうですか。

○町長（岩田 篤君） おっしゃるとおりでございます。

○8番（渡辺嘉郎君） ですから、これはこれで終わりますけれども、しかし、今後もこうい

う問題はいろいろな工事が出てくると思います。ですから、そういった形を私は今後もとっていただきたいなというふうに思います。それが1点。

そして、もう一点は、今すでに工事に入っている、これもたしか大野議員の方から質問があったと思います。何業者があそこに、この南伊豆町からあの工事に入らせていただいているのか、ちょっとそれを、下請け業者の届け出があると思います。それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 水道業者で、名前は言えませんけれども、1社入ったことは記憶はしております。

○議長（簾田国広君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 機械設備を除いて、建築その他水道あるいは電気、そのほかにもいろいろあるでしょうけれども、たった1社なのかなと、これだけの工事をやって。非常に残念に思うわけでございますけれども、しかし、請元に発注した以上、それ以上のことは言えないのは、これは当たり前のことなわけです。

私の聞くとところによると、請元に地元の業者が何社か行ったけれども、つんぼさじきで相手にしてくれない。見積もりもさせていただけないというような状態があるよということも私も耳にしているわけです。私はそうでなくて、とりあえずは見積もりぐらいでもさせていただいたら、相手にしていただけるのではないのかなというような気もするけれども、その辺も強くは言えないけれども、やはりそういう指導をしていっていただきたいなということが1点。

そして、ある業者は元請タクマさんね、その関連会社が1社あります。その下にも1社あって、その下に5つ目だと。それなら、どうぞ仕事してくださいよというようなこと。そうしますと、経費がなくなってしまう、5社もあつたら。そういったような指導も、これから行政として請け負った業者に、やはりそういう指導もしていかなければいけないのではないのかなと。それが、果たして5つぐらい下の業者が正当な仕事ができるのかなと。手抜きをするのではないのかなというようにも思うわけです。それが、やはり地域の活性化にもつながってくるだろうし、地元の業者の大切さが、そこにも行政の優しさが出てくるのではないのかなというふうな気がします。

そういうことを要望して、この質問は終わります。

○議長（簾田国広君） 石井福光君。

○9番（石井福光君） 関連ですが、今渡辺議員の方から質問があったわけですが、私も質問して確認、ここで、委員会で聞いたかちょっと記憶ないんですが、確認のために一応質問させていただきますが、そのときに、要するに設計図がない中で契約したと、その契約内容を見ると、今後オーバーしたものについては両方の協議の上であれしめすということになっていますよね。それが、あのときの私の回答については、町は一切オーバーしたものについては一切出しませんというのがありました、それはいいですね。それは確認のために質問いたします。よろしく。

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） そのとおりであります。

○議長（簾田国広君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） それで、課長にちょっと聞きますけれども、図面も見積書さえも、これから行って、清掃課に行けばありますね、見えますね。ちょっとそれだけ確かめておきたい。

○議長（簾田国広君） 清掃課長。

○清掃課長（佐藤 博君） 結構です。

○議長（簾田国広君） 渡辺嘉郎君。

○8番（渡辺嘉郎君） 私が行けば見えますね。確かめられますね、詳細。ちゃんと載った見積もりも。

わかりました。

○議長（簾田国広君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） ほかに討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第66号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

◎議第67号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第67号 平成13年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第67号の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、老人医療費に対する支払い基金、国庫負担金、県負担金の収入がそれぞれ独自の推計により支払いのため、予算はあるが、現金不足の状態が懸念され、今年度末の医療費支払いに支障を来すおそれがあります。この不足見積額約 2,000万円を諸費立てかえ金として一般会計から繰り入れさせていただくことが今回の大きな提案理由であります。その他諸収入として、第三者納付金65万 9,000円の追加と、歳出で国庫分医療給付費65万 9,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ14億 5,959万円とするものです。

なお、内容につきましては健康課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（簾田国広君） 健康課長。

〔健康課長 土屋忠儀君登壇〕

○健康課長（土屋忠儀君） それでは、平成13年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。

内容につきましては、町長の提案理由のとおりでございます。

老人保健医療費につきましては、現状ですと、基金が7割、公費負担としまして国が2割、県と町が0.5割ずつ支出しております。この負担方法ですけれども、基金、国、県が予

算どおり納めてもらえれば問題ないわけですがけれども、やはり独自の推計で納入しているために、どうしても少ない金額が見込まれます。このために、先ほど町長が説明しましたように、2,000万円の財源区分の変更でございますけれども、その分を町費でもって立てかえをお願いしたいと、こういう理由でございます。

それでは、一番最終のページ、12ページをお開きください。

歳出1款の医療諸費といたしまして、事業コードが7300、医療給付事務、補正前の額は14億3,381万円です。今回の補正では65万9,000円、計が14億3,446万9,000円。この65万9,000円は、先ほどの説明にもありましたように、第三者行為、交通事故による保険対象外の納付分でございます。そして、財源区分の変更といたしまして、基金の方が減額の1,200万円、国庫の方が500万円、県の方が300万円、諸収入として今の65万9,000円を計上いたしました。この節の方ですがけれども、65万9,000円を医療費給付金として計上させていただきました。

歳入の方も同じ額でございます。

6ページをお願いいたします。

この特定財源の関係ですがけれども、国県支出金の関係が800万円の減、地方債の方はゼロ、その他としまして1,134万1,000円の減、一般財源としまして2,000万円の増。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第67号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

◎議第68号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第68号 平成13年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第68号の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ 333万 1,000円を増額し、歳入歳出予算総額を 4億 2,438万 1,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、職員4名の人件費の調整及び公共下水道建設事業において、湊処理分区管渠築造工事が平成14年度で終了する見込みがつきましたので、工事請負費を 2,490万円減額し、委託料に 3,300万円を増額して、手石処理分区の管渠実施設計並びに地質調査の業務委託を実施させていただこうとするものです。

また、歳入につきましては、第1款分担金及び負担金において 1,800万円の補正増、さらに2款使用料及び手数料で 489万 5,000円を増額補正となりますので、第5款繰入金を 1,922万 6,000円減額させていただくことといたしました。

なお、詳細につきましては下水道課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 下水道課長。

〔下水道課長 勝田 悟君登壇〕

○下水道課長（勝田 悟君） それでは、内容について説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。11ページをお願いいたします。

1款下水道費、1項1目公共下水道建設事業 1,074万 9,000円増額し、2億 7,588万

9,000円とさせていただこうとするものです。

主な内容として、2、3、4節は職員2名分の人件費の調整でございます。委託料3,300万円の増ですが、湊地区の管渠築造工事も来年度で完了する見通しが立ったため、手石処理分区の実施設計及び地質調査を明年1月から実施させていただきたく、計上させていただきました。このことにより、来年度は手石処理分区の管渠築造工事にも着手をいたします。

15節工事請負費が2,490万円の減、主な内訳としまして、湊処理分区管渠築造工事を3,000万円減額し、委託料の一部に充てました。また、町単湊処理分区管渠路面復旧工事につきましても、地元要望に基づき湊区内1、2号線ほかの舗装工事を実施したく、640万円計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。

2款業務費、1項1目下水道総務事務121万2,000円の減、職員1名分の人件費の調整と、4月に実施いたしましたクリーンセンター通水式の関係予算の精算をさせていただきたくあります。

次に、下水道排水設備設置促進事務は184万5,000円の減額で、職員1名分の人件費の調整でございます。下水道使用料賦課徴収事務56万7,000円の増につきましても、除外メーター、量水器等を購入させていただこうとするものです。

2項2目下水道施設管理事業11万6,000円の増につきましても、汚泥界面検知器を購入したく、計上させていただきました。

次のページ、3款公債費、1項1目元金につきましても、今年度受益者負担金の確定による財源区分の変更でございます。

2目利子につきましても504万4,000円の減、これにつきましても12年度工事及び繰り越し工事が完了し、必要額が確定したため、減額補正させていただきたくものです。

次に、歳入7ページをお願いします。

1款分担金及び負担金1,800万円の補正増をさせていただきたくものですが、これにつきましては、本年度供用開始世帯の13年度分負担金総額を補正させていただきたくものであります。

8ページ、2款使用料及び手数料、1項1目使用料は、一般家庭の下水への接続が順調なことと、大口使用者の早期加入によりまして489万4,000円増額させていただきたくものであります。

3款国庫支出金は33万8,000円の減、下水道建設事業補助金の減額です。

10ページをお願いします。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1,922 万 6,000 円の減でございます。

最後に、6 ページをお願いいたします。

今回の補正は、補正前の額 4 億 2,105 万円に 333 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 2,438 万 1,000 円とさせていただこうとするものであります。

なお、補正額の財源内訳は国庫支出金 33 万 8,000 円の減、その他 2,289 万 5,000 円の増、一般財源 1,922 万 6,000 円の減でございます。

以上で内容説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第 68 号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第 68 号は原案のとおり可決されました。

◎議第 69 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第 69 号 平成 13 年度南伊豆町中木集落環境整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第69号の提案理由を申し上げます。

人件費等の調整により、歳入歳出それぞれ9万3,000円を減額し、予算総額を8,337万7,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、農林水産課長から説明させます。

○議長（簾田国広君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 内山力男君登壇〕

○農林水産課長（内山力男君） それでは、内容について説明させていただきます。

まず、8ページをお開きください。歳出でございます。

第1款漁業集落環境整備費、1項1目8000の中木漁業集落環境整備事業、補正前の額7,447万6,000円に対しまして9万3,000円の減でございます。内容といたしましては、給与費の調整ということで、給料4万4,000円の減、職員手当5,000円の増、旅費5万4,000円の減でございます。

前のページ、7ページをお開きください。

歳入でございますが、3款の繰入金、1項1目で一般会計の繰入金が1,496万円に対しまして9万3,000円の減でございます。

その前ページの財源内訳でございますが、8,347万円のうち9万3,000円を減額いたしまして8,337万7,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第69号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

◎議第70号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第70号 平成13年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

○町長（岩田 篤君） 議第70号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ72万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億 8,071万 9,000円とするものです。

主な内容につきましては、歳出では、介護認定審査会費、認定調査事務で67万 2,000円を追加し、歳入につきましては、国庫補助金33万 6,000円、一般会計繰入金38万 5,000円を追加するものです。

内容につきましては福祉課長より説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 福祉課長。

〔福祉課長 土屋 敬君登壇〕

○福祉課長（土屋 敬君） 9ページをお開きください。まず、歳出から説明いたします。

1款総務費、1項1目介護保険総務費分4万 9,000円補正といたしまして、444万 3,000円とするものです。この内訳は、委託料として4万 9,000円、県の国保連合会共同処理業務

委託料ということで、毎月介護保険がどれくらいかかったかという事業状況報告書があります。当初、この関係が国保連合会から幾らぐらいになるか不明だったために科目存置してありました。その結果、今回年間5万円というようなことでありましたもので、4万9,000円追加するものであります。

続きまして、3項2目認定審査等事務67万2,000円追加し329万2,000円、これは役務費で67万2,000円、主治医意見書です。当初は350件見込んでおりましたけれども、今後これからあと200件近くあるだろうという見込みで、年間500件強の作成委託料であります。

7ページをお開きください。

この歳出の主治医意見書作成委託に伴う国庫補助金であります。事務費交付金33万6,000円、要介護認定事務費交付金、主治医意見書に対する交付金で、交付額は2分の1であります。

次のページ、8ページです。

繰入金、1項2目その他一般会計繰入金38万5,000円、事務費等繰入金で38万5,000円あります。

総額72万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出合計それぞれ7億8,071万9,000円とするものです。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第70号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（簾田国広君） 全員賛成です。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

◎議第71号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 議第71号 平成13年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

町長。

[町長 岩田 篤君登壇]

○町長（岩田 篤君） 議第71号の提案理由を申し上げます。

収益的収支予算につきましては、水道事業収益 348万円を増額し、水道事業費用を 199万 6,000 円減額いたします。また、資本的収支予算につきましては、支出を25万 7,000円増額し、14年度以降の青野大師ダム建設工事負担予定額として2億 5,146万円の債務負担行為を設定するものであります。

詳細は水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 水道課長。

[水道課長 鈴木 勇君登壇]

○水道課長（鈴木 勇君） 水道事業会計補正予算の内容についてご説明します。13ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出予算の水道事業収益であります。2項営業外収益3目消費税還付金が今回の補正により消費税を再計算した結果、348万円の増額となります。

次に、14ページです。

水道事業費用であります。1項営業費用3目総係費は、人事異動及び給与改定等に係る職員給与費を10万 6,000円減額します。内訳は、給料が21万 2,000円の減、手当等が6万円の増、法定福利費が4万 6,000円の増であります。4目簡易水道等費も同じ理由で186万円減額します。内訳は、給料が126万 8,000円の減、手当等が39万 1,000円の減、法定福利費が

20万 1,000円の減であります。

次に、資本的収入及び支出予算の支出であります。

1項建設改良費の2目上水道第5次拡張事業費の職員給与費関係を、給与会計等により25万 7,000円増額します。内訳は、給料が4万 8,000円の減、手当等が29万 6,000円の増、法定福利費が 9,000円の増であります。

次に、16ページをお開きください。

過日の議会全員協議会において、青野大師ダム建設工事に関する基本協定を変更する件につきましてご説明したように、14年度以降の工事費負担予定額として、限度額2億 5,146万円の債務負担行為を設定いたしました。財源内訳は調書のとおり、国が3分の1、水道会計が3分の1、一般会計が3分の1となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○12番（横嶋隆二君） 債務負担行為に対してですが、一般質問のときにも主張しましたが、県の工事でありませけれども、県に対してむしろ言いたいということで、この時期に、うたわれている目的が本当に失われつつある工事に関して見合わせる提案をしましたが、そういう点から、いま一度負担の生じるものについて、また20億もの工事費が延びるということ、そういう点からはできないということ、これを主張します。

○議長（簾田国広君） ほかに討論するものはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第71号は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 賛成多数です。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

◎日程追加

○議長（簾田国広君） ここでお諮りいたします。

本日、3番議員鈴木史鶴哉君ほか2名より第二東名自動車道の建設促進に係る意見書が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、発議第7号 第二東名自動車道の建設促進に係る意見書を日程に追加することに決定いたしました。

◎発議第7号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（簾田国広君） 発議第7号 第二東名自動車道の建設促進に係る意見書を議題といたします。

この意見書は、鈴木史鶴哉君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（簾田国広君） 提案説明を求めます。

鈴木史鶴哉君。

〔3番 鈴木史鶴哉君登壇〕

○3番（鈴木史鶴哉君） 本意見書の朗読をもちまして、提案理由とさせていただきます。

第二東名自動車道の建設促進に係る意見書。

第二東名自動車道は、東名高速道路と機能を分担することによって慢性的な渋滞を解消し、快適で効率的な移動を可能とするものであり、我が国の新たな基幹道路として、また、東海地震等の災害時における社会経済への被害を最小限に止めるための代替道路として、重要な

役割が期待されている。

本県では、これまで、地域を挙げて用地の取得や工事の進捗に協力した結果、既に90%の用地取得が完了し、本体工事も75%が着手済みとなっている。

第二東名道路は、我が国社会経済の発展を図る上で重要である。

よって国においては、今後とも第二東名自動車道の建設を引き続き推進するため必要な財源を確保し、早期開通を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、本意見書の提出先は、綿貫衆議院議長、以下ごらんのとおりであります。

以上、提案理由を終わります。

○議長（簾田国広君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（簾田国広君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

原案のとおり本意見書の賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（簾田国広君） 賛成多数です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（簾田国広君） 本日の議事件目は終了いたしましたので、会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成13年南伊豆町議会12月定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時39分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 簾 田 国 広

署 名 議 員 鈴 木 史 鶴 哉

署 名 議 員 梅 本 和 熙